

第2部 環境保全編

第1章 環境行政の概要

1. 環境行政のあゆみ

年 月	主 要 事 項
昭和 33. 12	公共用水域の水質の保全に関する法律施行 工場排水等の規制に関する法律施行
昭和 37. 6	ばい煙の排出の規制に関する法律施行
昭和 40. 4	兵庫県公害防止条例施行
昭和 42. 4 8	市庁舎に大気汚染自動測定装置を設置 公害対策基本法施行
昭和 43. 4 6 12	経済部公害交通対策課が発足 大気汚染防止法施行 騒音規制法施行
昭和 44. 2 10 12	硫黄酸化物に係る環境基準 兵庫県公害防止条例（新）施行 ㈱神戸製鋼所及び尼崎コークス㈱と公害防止協定を締結 機構改革により民生部公害交通課
昭和 45. 2 5 8 10 11	一酸化炭素に係る環境基準 日本毛織㈱加古川・印南工場、オーミケンシ㈱加古川工場、播磨化成工業㈱の 4工場と公害防止協定を締結 住鋳アイ・エス・ピーのカドミウム公害発生 機構改革により公害交通対策室公害対策課 川崎重工㈱パッケージボイラー工場、バンドー化学㈱、日本ハム㈱、 ハリマ製紙㈱、羽田ヒューム管㈱の5社と公害防止協定を締結
昭和 46. 3 5 6 7 12	2市2町で大気汚染が健康に及ぼす疫学調査を開始 加古川市公害対策審議会を設置 水質汚濁防止法施行 加古川市公害研究所を設置 加古川市環境保全条例公布
昭和 47. 1 5	浮遊粒子状物質に係る環境基準 悪臭防止法施行
昭和 48. 1 5 11	㈱神戸製鋼所及び尼崎コークス㈱と公害防止協定を改定 二酸化窒素・光化学オキシダントに係る環境基準 硫黄酸化物に係る環境基準を改定し二酸化硫黄に係る環境基準 播磨南部地域公害防止計画承認 瀬戸内海環境保全臨時措置法施行
昭和 49. 6 7 12	大気汚染防止法が一部改正され、総量規制導入 加古川市大気汚染環境テレメータシステム完成 境界工場（播磨町）と公害防止協定を締結
昭和 50. 3 4 7	東播2市3町で水質観測車を購入 機構改革により公害対策室大気課・水質課 発生源テレメータシステム完成
昭和 51. 2 12	㈱神戸製鋼所及び尼崎コークス㈱と公害防止協定を改定 振動規制法施行

昭和 52.	1 2 7	騒音監視測定車を購入 オーミケンシ(株)加古川工場他 12 工場と公害防止協定を改定 機構改革により生活環境部大気課・水質課
昭和 53.	3 7	境界工場（播磨町）と公害防止協定を改定 発生源テレメータシステムの増設 二酸化窒素に係る環境基準を改定
昭和 54.	3 6	播磨南部地域公害防止計画延長承認 瀬戸内海環境保全特別措置法施行 水質汚濁防止法が一部改正され、水質総量規制を導入
昭和 55.	7	水質総量規制施行
昭和 56.	3 10	東播 2 市 2 町水質観測車更新 大気汚染が健康に及ぼす疫学調査終了
昭和 57.	6	機構改革により民生部公害対策課
昭和 58.	3 12	県公害防止条例がカラオケ制限を盛り込み一部改正公布 騒音・振動規制区域の区分の一部改正
昭和 59.	3	播磨南部地域公害防止計画延長承認
昭和 61.	3	騒音・振動規制区域の区分の一部改正 （特定建設作業の規制基準の改正）
昭和 62.	4	機構改革により民生部公害交通課
昭和 63.	8 11	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正 （規制対象事業所として共同調理場、飲食店等追加） 騒音規制法一部改正
平成 元.	2 3 4 7 9	大気汚染環境発生源テレメータ更新 播磨南部地域公害防止計画延長承認 水質汚濁防止法施行令の一部改正 （有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加） 東播 2 市 2 町水質観測車更新 喜瀬川に生活環境の保全に関する環境基準 D 類型指定 機構改革により環境部環境保全課 県公害防止条例一部改正（特定粉じんの追加） 悪臭防止法施行令の一部改正（プロピオン酸等 4 物質を追加） （平成 2 年 4 月 1 日施行） 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行（兵庫県 条例第 9 号）
平成 2.	6	水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進の強化）
平成 3.	10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 （平成 4 年 7 月 4 日施行）
平成 5.	3 6 11	兵庫地域公害防止計画承認 水質汚濁に係る環境基準の改正 悪臭防止法施行令の一部改正（プロピオンアルデヒド等 10 物質を追加） （平成 6 年 4 月 1 日施行） 環境基本法施行（公害対策基本法廃止）

平成 6.	3 4	別府川に生活環境の保全に関する環境基準C類型指定 悪臭防止法施行規則の一部改正 (排出水中の硫化水素等硫黄系 4 物質の規制基準) (平成 7 年 4 月 1 日施行)
平成 7.	4	北野川における河川の直接浄化実験開始
平成 8.	1 2 4 7	加古川市清流保全と水辺のまちづくり条例施行 加古川市清流保全と水辺のまちづくり審議会設置 大気汚染防止法に基づく政令市指定 ハリマペーパーテック(株)と公害防止協定を締結 加古川東工業団地内工場(17 社)と公害防止協定を締結 兵庫県環境の保全と創造に関する条例施行 兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく事務委任追加 加古川東工業団地内工場(1 社)と公害防止協定を締結
平成 9.	1 4 10 12	加古川東工業団地内工場(2 社)と公害防止協定を締結 水質汚濁防止法に基づく政令市指定 大気汚染防止法の一部改正(有害大気汚染物質、アスベストの対策他) 騒音・振動規制区域の区分の一部改正 騒音・振動規制法施行令の一部改正(特定施設及び特定建設作業の追加) 大気汚染防止法施行令の一部改正(ダイオキシン類の対策)
平成 10.	2 3 4 9 12	兵庫地域公害防止計画承認 加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画策定 環境の保全と創造に関する条例の権限委任 (工場等の設置の許可に関するもの等) 墓地等の経営許可及び簡易専用水道にかかる事務の委任 騒音環境基準(改正)告示 東播 2 市 2 町水質観測車更新
平成 11.	3 4	加古川市環境基本計画策定 地球温暖化対策の推進に関する法律施行
平成 12.	1 3 4 6	ダイオキシン対策特別措置法施行 加古川市公害対策審議会廃止 加古川市環境保全条例廃止 加古川市環境基本条例施行 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射に関する事務が移譲 墓地等の経営許可に係る権限の委譲 循環型社会形成推進基本法施行
平成 13.	1 4 10 12	環境省設置 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律施行 加古川市環境審議会設置 加古川市環境配慮率先実行計画策定 特定家庭用機器商品化法完全施行 加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律施行 対策地域に指定される
平成 14.	4	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律完全施行 特例市の指定を受ける 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の規制基準及び規制地域告示 機構改革により環境政策課

	10	加古川市大気汚染常時監視テレメータシステム更新 第5次水質総量規制施行
平成 15.	2 4 11	土壌汚染対策法施行 機構改革により環境政策局 水生生物の保全に係る水質環境基準施行
平成 16.	1 4 5	加古川市清流保全と水辺のまちづくり審議会廃止 加古川市廃棄物処理施設の立地等に関する基準施行 大気汚染防止法の一部改正(排出規制は平成 18 年 4 月 1 日施行) (揮発性有機化合物排出施設の規制)
平成 17.	4 8 10 11 12	機構改革により環境政策課 環境の保全と創造に関する条例に基づく告示の一部改正 (建物等解体時の工事内容の掲示の義務化)(平成 17 年 10 月 1 日施行) 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正 (非飛散性石綿含有建材を含む建物の解体のうち一定規模以上の解体での届出 の義務化・飛散防止基準の遵守)(平成 17 年 11 月 1 日施行) ISO14001 認証取得 大気汚染防止法施行令の一部改正 (特定粉じんの飛散防止措置の拡充・強化[石綿の対象建築材料の拡大、届出 規模要件の撤廃等])(平成 18 年 3 月 1 日施行)
平成 18.	2 3	大気汚染防止法等の一部改正 (石綿使用の工作物解体等の作業における飛散防止対策の実施の義務化)(平 成 18 年 10 月 1 日施行) 水質移動観測車「せいりゅう」を廃止(平成 18 年 3 月 31 日) 加古川市環境配慮率先実行計画(第2期)策定
平成 19.	9	公害防止協定を改定 新たに環境保全協定を締結(平成 19 年 9 月 26 日)
平成 20.	3 5 6	環境副読本(第3版)、副教材制作 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正(平成 20 年 5 月 30 日) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正(平成 20 年 6 月 13 日)
平成 21.	4 9	土壌汚染対策法の一部改正(平成 22 年 4 月 1 日施行) 微小粒子状物質(PM _{2.5})に係る大気環境基準(平成 21 年 9 月 9 日告示) 加古川市土壌汚染処理業の許可申請手数料条例公布(平成21年9月30日施行)
平成 22.	2 4 5 10	地域省エネルギービジョン(初期)策定 ISO14001 認証を返上し、環境マネジメントシステムの自己宣言 大気汚染防止法、水質汚濁防止法の一部改正(平成 23 年 4 月 1 日施行) (指定物質の制定、事故時の措置の拡大、排出水の記録の保存の義務化) 市長部局、水道局、教育委員会が、エネルギーの使用の合理化に関する法律に 基づき特定事業者指定される
平成 23.	2 3 4 6 11	地域省エネルギービジョン(重点)策定 第2次加古川市環境基本計画策定 加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年 4 月 1 日施行) 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年 4 月 1 日施行) PM _{2.5} の測定開始 加古川市環境配慮率先実行計画(第3期)策定 水質汚濁防止法の一部改正(平成 24 年 6 月 1 日施行) (対象施設の拡大、構造等に関する基準の遵守義務) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成 24 年 6 月 1 日施行)
平成 24.	3	加古川市墓地、埋葬等に関する規則の制定(平成 24 年 4 月 1 日施行) 兵庫地域公害防止計画承認

	4	大気汚染防止法の権限委任（一般粉じん発生施設に関するもの） 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の権限委任（騒音・振動・悪臭の規制に係る地域指定に関するもの）
平成 25.	3	大気汚染防止法施行規則の一部改正（特定粉じん排出等作業に関するもの） 加古川市専用水道に関する規則の制定（平成 25 年 4 月 1 日施行）
	4	専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等（特設水道を含む）に係る権限の移譲
	7	加古川ウェルネスパーク E S C O 事業の公募
平成 26.	4	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（電気の需要の平準化の推進に関するもの）（平成 26 年 4 月 1 日施行）
平成 27.	4	フロン排出抑制法（フロン類を使用している製品の管理に関するもの）（平成 27 年 4 月 1 日施行） 加古川ウェルネスパーク E S C O サービスの開始
平成 28.	3	第 2 次加古川市環境基本計画（改訂版）策定 加古川市環境配慮率先実行計画（第 4 期）策定
平成 29.	3	水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 29 年 8 月 16 日施行）
平成 30.	4	土壌汚染対策法の一部改正（土地形質変更届出に併せて行う土壌汚染状況調査の結果の提出等）（平成 30 年 4 月 1 日施行） 大気汚染防止法の一部改正（水銀大気排出規制に関するもの）（平成 30 年 4 月 1 日施行）
	6	気候変動適応法公布（平成 30 年 12 月 1 日施行）
平成 31.	3	電気自動車取得（環境パトロールカー）
	4	土壌汚染対策法の一部改正（一部の調査猶予中の土地において調査義務化）（平成 31 年 4 月 1 日施行）
令和元.	10	環境の保全と創造に関する条例に基づき、豊かで美しい瀬戸内海の再生のための兵庫県水質目標値（下限値）を設定（令和元年 10 月 25 日告示）
令和 2.	3	環境の保全と創造に関する条例に基づく告示の一部改正 （風力発電設備に係る騒音の規制基準の設定）（令和 2 年 3 月 21 日施行）
令和 3.	3	第 3 次加古川市環境基本計画策定 加古川市環境配慮率先実行計画（第 5 期）策定 加古川市空き地の適正管理に関する条例の制定 兵庫地域公害防止計画失効
	4	大気汚染防止法の一部改正（特定建築材料の拡大・罰則の強化）（令和 3 年 4 月 1 日施行）
	6	加古川市気候非常事態宣言を表明
令和 4.	2	加古川市ゼロカーボンシティ宣言を表明
	4	機構改革により環境保全課を新設 大気汚染防止法の一部改正（石綿事前調査結果の報告義務化）（令和 4 年 4 月 1 日施行）
令和 5.	3	騒音規制法及び振動規制法の規制地域告示
	9	第 3 次加古川市環境基本計画（改定版）策定
	10	大気汚染防止法の一部改正（有資格者による建築物の石綿事前調査義務化）（令和 5 年 10 月 1 日施行）
令和 6.	5	騒音規制法及び振動規制法の規制地域告示
	8	加古川市環境配慮率先実行計画（第 6 期）策定

2. 環境衛生費・環境保全費の推移（決算額）

（単位：円）

年 度 区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1. 環境衛生費	9,123,088	9,656,885	9,027,732	9,890,837
2. 環境保全費	236,774,880	416,996,045	1,357,068,284	400,573,236
計	245,897,968	426,652,930	1,366,096,016	410,464,073

3. 苦情処理

令和6年度に受理した公害等に関する苦情件数は、168件となっている。

種類別に見ると大気汚染52件、水質汚濁7件、騒音50件、振動5件、地盤沈下1件、悪臭23件、その他30件（雑草苦情等）という状況であった。

また、処理状況別に見ると、直接処理114件、他への移送6件、その他48件であった。

（1）年度別苦情処理件数

種 別 年 度	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	その他	合 計
令和2年度	77	7	0	68	4	0	38	55	249
令和3年度	62	9	0	70	4	1	24	52	222
令和4年度	67	12	0	78	1	0	44	45	247
令和5年度	63	10	0	73	5	0	32	49	232
令和6年度	52	7	0	50	5	1	23	30	168

（2）種類別苦情処理状況

処 理 状 況		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	地盤 沈下	悪 臭	その他	合 計
直接 処理	発生源への行政指導	45	2	37	5	0	14	0	103
	当事者間の話し合い	0	0	0	0	0	0	0	0
	申立人への説得	0	0	0	0	0	0	0	0
	原因調査	3	2	0	0	0	1	0	6
	その他	1	0	4	0	0	0	0	5
他へ移送(警察、国等の機関へ)		0	2	1	0	0	3	0	6
翌年度繰越		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		3	1	8	0	1	5	30	48
合 計		52	7	50	5	1	23	30	168

4. 特定施設等の届出状況

(1) 大気関係

① 大気汚染防止法によるばい煙発生施設

施 設 名	施設数	施 設 名	施設数
ボイラー	147	乾燥炉	26
焙焼炉、焼結炉及びか焼炉	11	電気炉	5
溶鉱炉、転炉及び平炉	9	廃棄物焼却炉	6
金属溶解炉、金属加熱炉	157	コークス炉	4
石油加熱炉	1	ガスタービン	26
焼成炉、溶融炉	4	ディーゼル機関	90
反応炉及び直火炉	3	ガス機関	8
施 設 数 合 計			497

② 大気汚染防止法による粉じん発生施設

施 設 名	施設数	施 設 名	施設数
コークス炉	4	破碎機及び摩砕機	56
鉱物又は土石の堆積場	53	ふるい	123
ベルトコンベア及びバケットコンベア	1,287	施 設 数 合 計	1,523

③ 大気汚染防止法による水銀排出施設

施 設 名	施設数		
廃棄物焼却炉	6	施 設 数 合 計	6

④ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例によるばい煙に係る特定施設

施 設 名	施設数	施 設 名	施設数
金属製品熱処理用加熱炉	1	焙焼炉	6
廃棄物焼却炉	17	その他	2
施 設 数 合 計			26

⑤ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例による粉じんに係る特定施設

施 設 名	施設数	施 設 名	施設数
鉱物又は土石の堆積場	2	ゴム製品製造のミキシングロール	19
ベルトコンベア	174	セメント加工施設	33
鉱物又は岩石の粉碎機	53	金属加工等のサンドブラスト、ショットブラスト	38
鉱物又は岩石のふるい	52	その他	99
施 設 数 合 計			470

⑥ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例による有害物質・悪臭に係る特定施設

施 設 名	施設数	施 設 名	施設数
ビスコース製品製造用紡糸施設	1	染料又は有機薬品の合成製造加工施設	45
合成樹脂の製造又は加工施設	237	木製品の製造又は紙加工品の製造施設	18
金属の精錬加工業又は無機化学工業品の製造施設	191	飼料又は肥料の製造施設	2
機械の製造又は加工の施設	16	その他	1
施 設 数 合 計			511

⑦ 石綿（アスベスト）除去に関する届出状況

根拠法令	届出内容	件 数
兵庫県環境の保全と創造に関する条例	特定工作物解体等工事实施届	176
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業実施届出書	44

(2) 水質関係

① 瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法による特定事業場

業 種	事業場数	業 種	事業場数
農業・林業・漁業	11	一般機械器具・電気器具製造業	4
食品等製造業	38	その他製造業	3
繊維工業	5	卸売・小売業	51
化学工業等	7	飲食店・宿泊業・洗たく業	43
窯業・土木製品製造業	7	教育・学術研究機関	9
鉄鋼業	8	その他	43
事 業 場 数 合 計			229

② 兵庫県環境の保全と創造に関する条例による汚水に係る特定事業場

業 種	事業場数	業 種	事業場数
農業・林業・漁業	0	一般機械器具・電気器具製造業	0
食品等製造業	1	その他製造業	0
繊維工業	1	卸売・小売業	1
化学工業等	2	飲食店・宿泊業・洗たく業	0
窯業・土木製品製造業	1	教育・学術研究機関	2
鉄鋼業	2	その他	3
事 業 場 数 合 計			13

(3) 騒音・振動関係

① 騒音規制法による特定施設

特 定 施 設 名	施設数	特 定 施 設 名	施設数
金属加工機械	575	穀物用製粉機	0
空気圧縮機及び送風機	1,471	木材加工機械	55
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機	159	抄紙機	1
		印刷機械	21
織 機	144	合成樹脂用射出成形機	98
建設用資材製造機械	16	鋳造型機	5
施 設 数 合 計			2,545

② 振動規制法による特定施設

特 定 施 設 名	施設数	特 定 施 設 名	施設数
金属加工機械	499	木材加工機械	2
圧縮機	399	印刷機械	25
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機	83	ロール機	24
		合成樹脂用射出成形機	89
織 機	147	鋳造型機	5
コンクリートブロックマシン等	2	施 設 数 合 計	1,275

③ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例による騒音に係る特定施設

特 定 施 設 名	施設数	特 定 施 設 名	施設数
金属加工機械	3	金属打抜機	3
圧縮機	1,813	グラインダー	86
送風機	139	工業用ミキサー	6
破砕機又は摩砕機	11	ロール機	1
コンクリートプラント	1	重油バーナー	18
動力のこぎり盤	121	ゴム等打抜裁断機	11
動力かんな盤	109	スチームクリーナー	1
ディーゼルエンジン・ガソリンエンジン	101	金属工作機械	299
工業用ミシン	323	板金又は製缶作業	4
ニューマチックハンマー	4	鉄骨又は橋梁組立作業	3
コンクリート管製造機等	1	建設材料置場の運搬作業	6
施 設 数 合 計			3,064

④ 特定建設作業実施届出状況

特 定 建 設 作 業 実 施 届 出	件 数
騒音規制法	202
振動規制法	125
兵庫県環境の保全と創造に関する条例	753
届 出 件 数	842

5. 環境衛生関係

(1) 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射

犬の新規登録頭数	1,140頭
犬の登録総数	13,798頭
狂犬病予防注射済票交付数	10,494件

(2) 犬のふん害等防止プレート交付数 23枚

(3) イエローチョーク作戦届出件数 2件

(4) スズメバチ駆除費等補助件数 78件

(5) 市内にある3ヶ所の公衆便所を維持管理し、市民の利便性を図った。

・篠原市民トイレ ・JR厄神駅公衆トイレ ・JR神野駅公衆トイレ

(6) 専用水道・特設水道に関する届出数及び立入事業者件数

変 更 届	1 件	立 入 事 業 者	(専用) 3 件
			(特設) 0 件

(7) 簡易専用水道に関する届出数

設 置 届	3 件	休 廃 止 届	3 件
変 更 届	4 件		

(8) 墓地等の経営等許可申請件数 0 件

(9) 空き地の雑草苦情件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
件数	1	4	1	5	6	7	2	2	2	0	0	0	30

(10) 飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成件数 19件 (29匹)

第2章 環境の保全と創造に関する施策の実施状況

1. 環境基本条例

今日の環境問題は、地球温暖化による気候変動をはじめとし、大気汚染、海洋プラスチック問題、生物多様性の危機・喪失、ごみ問題などの地球規模の問題や、近隣の騒音や悪臭などの身近な問題まで、多様化・深刻化しているだけでなく、エネルギー利用の問題など、生活基盤にも大きな影響を与えるものとなっている。これらの問題は、私たち一人一人の大きな課題となっており、その解決に向けた取組が求められている。

国においては、平成5年11月に「環境基本法」が、兵庫県では平成7年7月に「環境の保全と創造に関する条例」が制定された。これを受けて、本市では、平成12年3月に「加古川市環境基本条例」を制定した。その基本理念は次のとおりである。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指すこと。
- (3) すべての事業活動や日常生活において、地球環境保全を自らの問題としてとらえ、積極的に推進すること。
- (4) 地球における多様な生態系その他の自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。

2. 加古川市環境基本計画

本市では、当初「加古川市環境基本計画」及び「加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画」により、環境全般に関わる施策に取り組んでいたが、平成23年3月に「第2次加古川市環境基本計画」として両計画を統合し、本市の環境についての取組を進めるうえでのマスタープランとした。

令和3年3月には本市を取り巻く環境状況の変化や新たな課題等を踏まえ、SDGsの考え方や気候変動への適応策などを盛り込んだ「第3次加古川市環境基本計画」を策定し、本市の目指す環境像、基本目標及び市民・事業者・行政それぞれの役割を明らかにして、環境に関する積極的な取組を進めている。気候変動や脱炭素化については対策が急務になっており、本市では令和3年6月に「気候非常事態宣言」を、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。また令和5年9月には、「第3次加古川市環境基本計画」の地球温暖化対策にかかる部分について、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため改定を行った。

(1) 加古川市の目指す環境像

「第3次加古川市環境基本計画（改定版）」（令和5年10月～令和13年3月）は、本市が目指すべき加古川市全体の環境像を、

「持続可能な発展をめざすまち 加古川」
～いきいきと成長できる未来の環境へ～

としている。

(2) 基本目標と推進目標

環境像を実現するために掲げた基本目標と推進目標は、表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 基本目標と推進目標

基本目標	推進目標
Ⅰ 地球温暖化対策（緩和・適応）を進める	1 ライフスタイルを転換する
	2 事業所の省エネ化を推進する
	3 市役所での対策を進める
	4 脱炭素なまちづくりを進める
	5 気候変動に対して備える（適応策）
Ⅱ 広域に及ぶ環境負荷を低減する	1 廃棄物に関する循環を健全にする
	2 きれいな空気を確保する
	3 きれいな水を確保する
	4 土壌を守り育む
Ⅲ 生物多様性を保全する	1 自然や生きものを伝える
	2 自然や生きものを守り育む
	3 自然や生きものの恵みを活用する
Ⅳ うるおいとやすらぎのある環境を育む	1 騒音・振動・悪臭のない環境をつくる
	2 まちを美しくする
	3 水と緑のネットワークをつくる
	4 水循環を健全にする

(3) 温室効果ガス排出量削減目標等

温室効果ガス排出量削減目標については、

令和 12（2030）年度までに、平成 25（2013）年度比 48%削減

（産業部門のエネルギー指定管理工場除く）

再生可能エネルギー導入目標については、

令和 12（2030）年度までに、180,000kW 導入する

としている。

(4) 計画の推進体制

この計画が目指す環境像及び基本目標を実現するための推進体制を図 2－2－1 に示す。市民・市民活動団体・事業者・行政などすべての主体との協働のもとに、情報収集・提供や広域連携などを進め、取組を着実に進める。

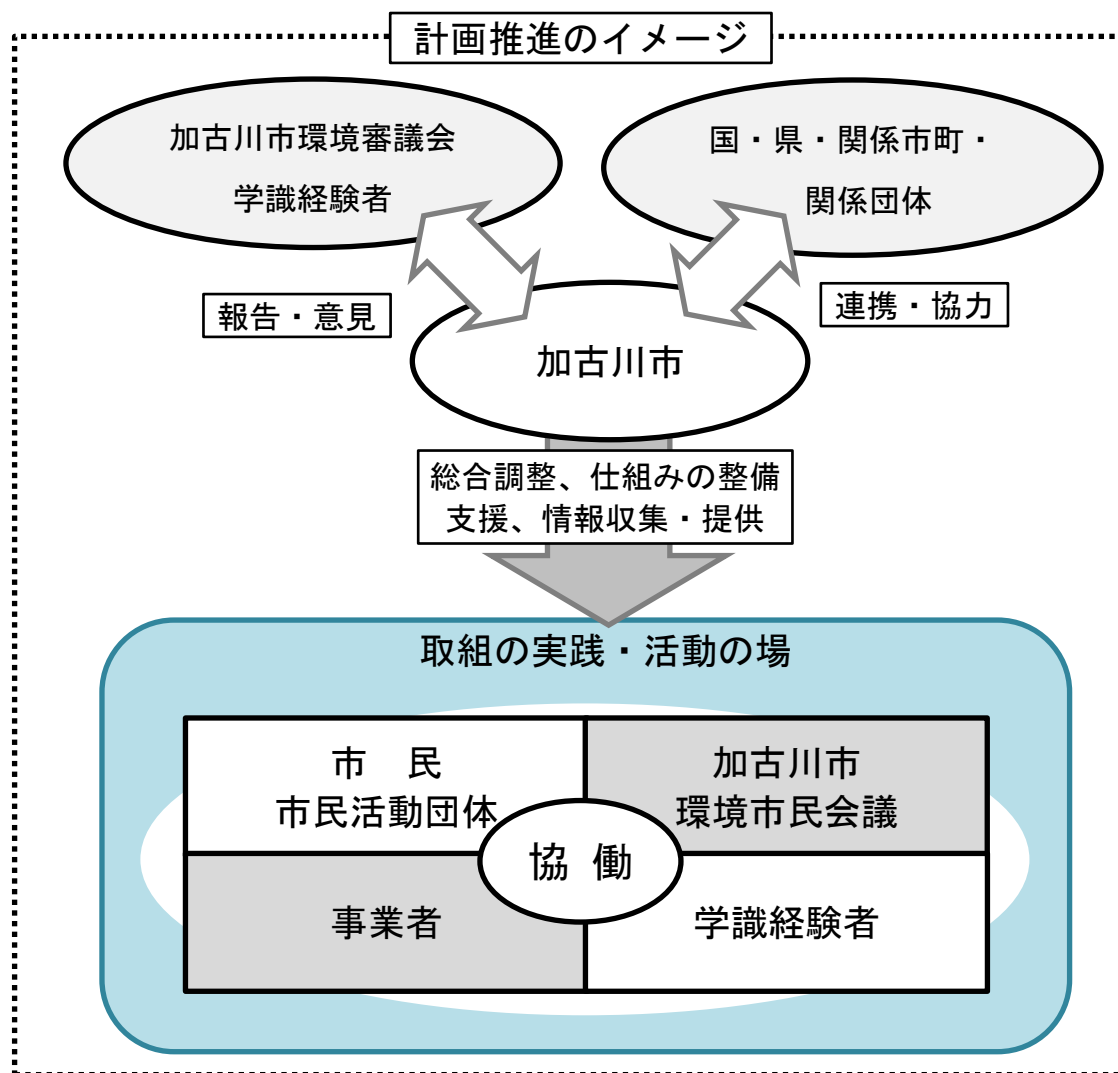


図 2－2－1 計画の推進体制

(5) 計画の進捗状況

基本目標ごとに定めた推進目標を達成するために、様々な施策に取り組んでいる。令和6年度の推進目標ごとの施策の取組結果について、次に示す。

① 基本目標Ⅰ 地球温暖化対策（緩和・適応）を進める

ア. 推進目標Ⅰ－１ ライフスタイルを転換する

市域から排出する温室効果ガスをゼロに近づけることを見据え、一人一人が意識を高め、大量の生産・消費・廃棄から適量の生産・購入・循環利用へ、また、都市構造などは低炭素から脱炭素へとライフスタイルを転換する。

表2-2-2 環境施策（ライフスタイルを転換する）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
家庭の省エネルギーを推進する		
省エネルギー・脱炭素型の製品への買替・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、脱炭素型ライフスタイルを推進する	環境政策課	補助金の交付 住宅用太陽光発電設備:99 件 窓断熱改修:1 件 高効率給湯器:520 件
アイドリングストップやふんわりアクセルなど、エコドライブを推進する（再掲:Ⅱ-2）	環境政策課	イベント、かんきょう出前講座、自動車公害防止月間（6月、11～1月）にエコドライブを推進
「うちエコ診断」を実施する	環境政策課	ひょうご環境創造協会と連携し、イベントで実施:15 件
緑のカーテンの種等を配布する（再掲:Ⅰ-2）	環境政策課	ゴーヤーの種を配布 公共施設・事業者:300 袋（54 施設）
電気自動車等の導入を促進する	環境政策課	E V 充電ステーション設置 補助金の交付:普通充電9 基 公共施設への設置:普通充電16 台分
高効率給湯器の普及啓発を行う	環境政策課	高効率給湯器の買い替え補助金の交付:520 件
再生可能エネルギーの利用を推進する		
Z E H、Z E Bを推進する	環境政策課	太陽光発電設備設置補助金の交付: 住宅用 99 件、事業用 4 件
再生可能エネルギー設備の導入を推進する	環境政策課	太陽光発電設備設置補助金の交付: 住宅用 99 件、事業用 4 件

蓄電池等の導入を推進する	環境政策課	ひょうご環境創造協会と連携し、イベントで周知と啓発を実施
ごみの減量を推進する		
ごみの排出抑制、資源物の分別を徹底する	環境政策課	夏休みごみ減量チャレンジに応募した小学校7校に、雑がみ保管袋を配布
食品ロス削減を推進する	環境政策課	コープこうべ・但陽信用金庫・兵庫大学・加古川市民生児童委員連合会と共催し、フードドライブを実施: 2回 事業系食品ロスの削減を目指した「てまえどり」運動の啓発資材を配布

イ. 推進目標 I-2 事業所の省エネ化を推進する

市域の事業所における温室効果ガス削減の基本的な活動である省エネ化をさらに促進することが必要である。事業者と連携して省エネ・低炭素型の製品買い替え等の温暖化防止対策を推進する。

表 2-2-3 環境施策（事業所の省エネ化を推進する）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
事業所の省エネルギーを推進する		
省エネ、温室効果ガス排出量削減の取組を促進するため、クールビズ、ウォームビズ、節電等の啓発を行う	環境政策課	全庁的に省エネルギーの取組を実施
ゼロカーボンパートナーシップによる「省エネルギー診断」の受診と省エネ改修を促進する	環境政策課	ゼロカーボンパートナーが診断を受診: 22 社 補助金を交付（照明機器: 7 件、空調設備: 8 件）
「エコアクション 21」等の普及を進める	環境政策課	事業者向けの脱炭素ガイドを作成し、ホームページに掲載
緑のカーテンの種等を配布する（再掲: I-1）	環境政策課	ゴーヤーの種を配布 公共施設・事業者: 300 袋 (54 施設)

ウ. 推進目標 I-3 市役所での対策を進める

市も事業者・消費者として、他の主体の模範となるよう「第3次加古川市環境基本計画」や「加古川市環境配慮率先実行計画（第6期）」に基づく取組を進め、職員一丸となって脱炭素型の事務・事業に積極的に取り組む。

表 2－2－4 環境施策（市役所での対策を進める）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
温室効果ガスを削減する		
「加古川市環境マネジメントシステム」を運用し、環境配慮率先実行計画に掲げた目標を達成する	全部署	全部署で「環境マネジメントシステム」に基づく取組みを実施
グリーン電力の調達を推進する	各施設 管理部署	グリーン電力の将来的な導入に向け、導入の詳細を検討中
電気使用量を削減する		
庁舎等の省エネルギー対策を進める	各施設 管理部署	「加古川市環境配慮率先実行計画」に基づき省エネルギーへの取組を実施
エネルギーの有効利用を図るため、再生可能エネルギー等を導入する	各施設 管理部署	公共施設に太陽光パネルを導入(市役所北館:20kW)
省エネ法に基づく「管理標準」を活用し、省エネルギー化を推進する	各施設 管理部署	「管理標準」の運用をはじめとする省エネルギーに向けた設備の点検・運用を実施
各学校園に対し、省エネルギーの推進について啓発を実施する	教育総務課	市内の小学校、中学校、特別支援学校計39校に対して実施した
	幼児保育課	公立園長会において周知
クールビズ、ウォームビズを推進する	人事課	通知文送付等により職員への周知を実施（4月）
「ノー残業デー」の定時退庁及び照明の一斉消灯を推進する	人事課 (全部署)	庁内放送やパソコンデスクトップへのメッセージ表示にて「ノー残業デー」を周知
E S C O事業を実施する	環境政策課	実施が完了した ESCO 事業について総括を行った。
緑のカーテンの苗種等を配布する	環境政策課	ゴーヤーの種を配布 公共施設・事業者:300袋(54施設)
化石燃料使用量を削減する		
電気自動車等を積極的に導入する	各車両所管 部署	電気自動車導入:10 台

エ. 推進目標 I－4 脱炭素なまちづくりを進める

持続可能な脱炭素社会の実現のため、生活・交通・土地利用など、あらゆる局面であらゆる行動の変容が必要となる。多様な主体と協力・協調しながら脱炭素なまちづくりの実現を目指す。

表 2-2-5 環境施策（脱炭素なまちづくりを進める）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
まちな省エネルギーを推進する		
クールシェア、ウォームシェアを促進する	各施設 管理部署	ポスターを市役所内で掲示
地産地消、旬産旬消を推進する	農林水産課	農林漁業祭の実施 主催事業 9 件、共済事業 8 件
建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物省エネ法に基づき、認定、適合性判定及び届出の審査・指導を行う	建築指導課	届出未提出：7 件
建築物環境性能評価手法（C A S B E E）に関する届出を受け、快適で環境負荷低減に配慮した計画に関する指導・助言を行う	建築指導課	届出未提出：1 件
低炭素な交通体系を推進する		
パークアンドライドを促進する（再掲：Ⅱ-2）	都市計画課	厄神駅北駐車場の運営により、JR加古川線へのパークアンドライドを促進
コミュニティバス、コミュニティタクシーの運行補助を実施する	都市計画課	適宜、適正な道路ネットワークの見直しを実施した。
温室効果ガス排出量の少ない交通体系を推進するため、適正な道路整備等を行う（再掲：Ⅱ-2）	道路建設課	市道加古川中央線を整備
	都市計画課	適宜、適正な道路ネットワークの見直しを実施した。
ごみを削減する		
3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する	環境政策課	3 R 推進月間（10 月）に店頭啓発を実施
その他		
「加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に基づき、加古川市域における地球温暖化防止対策を推進する	環境政策課	補助金の交付 太陽光発電設備： 住宅用 99 件、事業用 4 件 窓断熱改修：1 件 高効率給湯器：520 件 照明機器：7 件 空調設備：8 件 充電ステーション：3 件
水素・燃料電池等を活用・推進する	環境政策課	イベントや窓口等でチラシを配布
環境問題の周知・啓発のため、学習会を実施する	生活安全課	マイバッグ持参等の環境に配慮した取り組みについて商業施設での啓発を実施
	環境政策課	かんきょう出前講座の実施：10 回
「加古川市緑の基本計画」に基づき緑化を推進する	農林水産課	景観形成作物、緑肥作物の栽培支援など各箇所実施済

オ. 推進目標Ⅰ－５ 気候変動に対して備える（適応策）

近年、気候変動による局地的な豪雨や洪水などの異常気象が増加傾向にある。さらには生物多様性の危機や農作物への被害、熱中症リスクの増加、気候変動による影響に対応するために、「適応策」を推進する。

表 2－2－6 環境施策（気候変動に対して備える（適応策））

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
農業		
病虫害による農作物の被害拡大を予防するため、県と連携し病虫害の調査を行う	農林水産課	7・8・9月の3回実施
農業水利施設の整備（ため池）を実施する	農林水産課	県営工事（2池）実施
林業		
森林環境譲与税を活用し、適正な森林管理を実施する	農林水産課	小規模伐採補助（4件）及び危険木伐採補助事業（5件）の実施
水産業		
海産物資源の充実を図るため、稚魚の放流やタコつぼの投入を行う（再掲：Ⅲ-2）	農林水産課	マコガレイの稚魚を約18,750匹放流、タコつぼ578個投入
干潟等の保全を行うため、海底耕うんやモニタリング等を実施する	農林水産課	10月上旬から12月中旬の期間で実施 海底耕うん：37ha（2回） モニタリング：49ha
水環境		
水環境を保全するため、河川内のごみの撤去、除草及び藻の除去を行う	治水対策課	河川の清掃、ごみの撤去、浚渫、除草等を適宜実施
水道原水の水質を把握するため、取水口周辺等の河川の水質調査を実施する	施設課	原水の水質調査を実施：1回/月
水質を保全するため、公共用水域（河川・海域）の水質汚濁状況を調査する（再掲：Ⅱ-3）	環境保全課	河川調査：10地点×4回、1地点×12回 海域調査：2地点×12回、1地点×11回
水資源		
渇水に備え、関係機関との情報交換や調整を行う	経営管理課	加古川下流部渇水調整協議会に参加：1回
	施設課	加古川下流部渇水調整協議会に参加：1回
節水型シャワーヘッドの普及など、節水型のライフスタイルを推進する	環境政策課	ひょうご環境創造協会と連携し、イベントで実施：15件

自然生態系		
松枯れ対策のため、薬液の樹幹注入を行う（再掲：Ⅲ-2）	農林水産課	今年度実施なし 次回令和7年度実施予定
	公園緑地課	委託業者による適正な実施を1月に行った
自然災害		
防災ネットかこがわ等により、災害情報や避難情報等の迅速な伝達を図る	企画広報課	市ホームページや SNS で迅速な情報発信を行うことができた マニュアルを整備した
	防災対策課	庁内で災害用無線通信訓練を毎月実施
河川及び水路等の整備を進めるなど、総合的な治水対策を推進する	治水対策課	水路改修等の工事を実施 場所：市内各所
大雨時の河川状況等について、情報共有を図るため、連絡体制を整備する	治水対策課	水防マニュアルを作成後、適宜改訂している
災害発生を予防するため、防潮水門や防潮ゲートの適切な操作、維持管理を行う	治水対策課	各施設の点検及び操作訓練を実施：2回
防災に関する啓発を図るため、ハザードマップの配布や出前講座を実施する	防災対策課	出前講座を実施：101回
洪水、風水害の発生時には、浸水情報を集約し、浸水実績を把握する	防災対策課	庁内で危機管理情報システムの運用訓練を実施：8回
自主防災組織の充実のため、資機材の整備や防災活動の実施にかかる経費を補助する	防災対策課	補助を実施：30件（資機材21件、防災活動9件）
物資の調達や避難場所の確保など、災害時の応援協定を維持・拡充する	防災対策課	新たに9件の応援協定を締結した
災害時の被害の軽減を図るため、緊急用備蓄土のうを整備する	消防警防課	計画備蓄数を下回ることをのらないよう土のうの使用量を適切に管理し、訓練等で適宜補充した
町内会及び自主防災組織の指導・育成のため、合同で水防訓練を実施する	消防警防課	町内会及び自主防災組織への消防訓練指導時に、知識の向上を図るため水防に係る講話を実施：60回
水防対応力の向上を図るため、消防団と合同訓練を実施する	消防警防課	知識の向上を図るため消防団員との合同水防訓練を実施：8回
事業所へ水防に関する啓発を実施する	消防警防課	事業所へ水防に係る普及啓発を実施：6回
健康		
熱中症を予防するため、広報やチラシの配布など普及啓発を行う	市民健康課	熱中症予防の啓発のぼりを市内の公共施設等に掲示：25施設 各種保健事業において、熱中症予防の普及啓発を実施：8回

熱中症を予防するため、広報やチラシの配布など普及啓発を行う（続き）	消防救急課	熱中症予防ポスターを製作し、医療機関、調剤薬局、物品販売店等に配布した 広報かこがわに熱中症対策について記事を掲載した
市ホームページにて、蚊が媒介する感染症（デング熱、ジカ熱等）に関する情報提供や注意喚起を行う	地域医療課	ホームページで情報提供を実施
大雨等災害発生時に感染症の発生を予防するため、配布用の消毒液等を備蓄する	地域医療課	十分な在庫を備蓄済み
光化学オキシダント発生時に注意喚起を行うため、監視・測定を実施する	環境保全課	3 大気測定局において監視・測定を実施
国民生活・都市生活		
雨水流出抑制のため、雨水貯留タンクの設置に助成を行う（再掲：Ⅳ-4）	治水対策課	助成を実施：23 件
民間開発事業に対して雨水の流出を抑制するよう指導する	道路保全課	指導済み 回数：39 回
雨水の地下浸透を図るため、歩道の新設・補修時に透水性舗装を採用する（再掲：Ⅳ-4）	道路建設課	今年度は実施なし
	道路保全課	透水性舗装の採用を実施済み
建築物等緑化計画に関する届出を受け、建築物及びその敷地の緑化に関する指導・助言を行う	建築指導課	届出未提出：1 件
異臭味対策のため、浄水処理における活性炭処理設備の改善を行う	施設課	活性炭処理設備の改善工事を実施：令和 7 年度工事発注済み、令和 8 年度中に完成・稼働予定
豪雨による浸水被害を軽減させるため、雨水幹線の整備を進める	下水道課	交付金（国庫補助）を活用し、内水浸水想定区域図を作成
暑熱防止のため、緑のカーテンを推進する	環境政策課	ゴーヤーの種を配布 公共施設・事業者：300 袋（54 施設）

② 基本目標Ⅱ 広域に及ぶ環境負荷を低減する

ア．推進目標Ⅱ－１ 廃棄物に関する循環を健全にする

市の家庭・事業ごみの排出量は減少傾向にあるが、ごみの分別やリサイクルなど、継続した改善が必要である。さらなるごみ減量化や再資源化という目標を達成するため、ごみの発生抑制・減量化・資源化に係る取組を実施し、廃棄物に関する環境の循環と健全化を進める。

表 2-2-7 環境施策（廃棄物に関する循環を健全にする）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
廃棄物の発生を抑制する（リデュース）		
資源物の分別等を行い、焼却処理される廃棄物量を削減する（「加古川市環境配慮率先実行計画」）	全部署	令和元年度比 26.5%減
レジ袋を削減するため、マイバッグを推進する	環境政策課	ホームページにより啓発を実施
環境問題の周知、循環型社会を目指した消費生活の普及を進める	生活安全課	消費者月間（5月）にチラシの設置や BANBAN ラジオ等で広報及び店舗前啓発を実施
廃棄物の再使用を進める（リユース）		
用紙類は再生紙を使用し、使用済用紙の裏面利用や両面印刷を徹底する（「加古川市環境配慮率先実行計画」）	全部署	「加古川市環境配慮率先実行計画」に基づき取組を実施
廃棄物の再生利用を図る（リサイクル）		
紙類・衣類の資源化を推進するため、少年団や町内会等が実施する「資源物集団回収活動」に対し奨励金を交付する	環境政策課	252 団体に交付 紙類回収量:1,704 t 衣類回収量:125 t
生ごみの減量・資源化のため、段ボールコンポストを推進する	環境政策課	通年 12 回配布:287 セット
資源物の回収などの取組を進める環境に配慮した事業所の拡大を推進する	環境政策課	事業所に啓発文書を送付:5,372 件
有用金属等のリサイクルを行うため、小型家電の回収を行う	環境第 1 課	本庁等 19 か所で拠点回収を実施
資源化センターに紙類を分別貯留し、再生利用する	環境施設課	26.3 t の紙類、86.9 t の機密文書を資源化した。
剪定枝等を焼却処分せず、再生利用する	環境施設課	6,354 t の剪定枝等を再生利用した。
機密文書、廃棄文書をリサイクルするため、溶解処理を行う	総務課	12回実施
建築資材の循環を健全にするため、建築リサイクル法に基づき、届出を受理するとともに未提出者へ指導を行う	建築指導課	届出未提出:22件
給食調理で発生した廃食用油を専門業者へ売却する	幼児保育課	774Lを売却
	学務課	市内23小学校、特別支援学校、志方学校給食センターに対して実施:39,600Lを売却
学校給食の飲用後牛乳パックを資源化するため、専門業者へ売却する	学務課	市内 26 小学校、6 中学校、義務教育学校、特別支援学校、志方学校給食センター及び日岡山学校給食センターで実施:36,170kg を売却

広域な廃棄物の適正処理を推進する		
事業系ごみの適正排出を推進する	環境政策課	事業所に啓発文書を送付：5,372件
水銀による汚染を防止するため、水銀使用製品を回収する	環境第1課	本庁等19か所で拠点回収を実施
浄化槽補助対象区域において、合併処理浄化槽の設備費補助と、維持管理費補助及びみなし（単独処理）浄化槽の撤去費補助を行う（再掲：Ⅱ-3）	環境第2課	設置費及び撤去費で100件、維持管理費で1,494件（令和6年度実績より）
下水道整備計画区域において、公共下水道事業を計画的に進める（再掲：Ⅱ-3、Ⅳ-1）	下水道課	交付金（国庫補助）を活用し、未整備区域の下水道管を布設（令和5年度末下水道処理人口：約23.9万人、人口普及率：92.7%）

イ．推進目標Ⅱ－２　きれいな空気を確保する

本市の大気汚染については、大気汚染物質の除去技術の向上や燃料の改善など、さまざまな環境保全対策を講じてきた結果、一定の改善がみられ、近年は横ばいの傾向にある。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、環境基準をおおむね達成しているが、光化学オキシダントについては、環境基準を超過する傾向が続いているため、きれいな空気の確保に取り組む。

表 2－2－8　環境施策（きれいな空気を確保する）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
自動車からの大気汚染物質を減らす		
アイドリングストップやふんわりアクセルなど、エコドライブを推進する（再掲：Ⅰ-1）	環境政策課	イベント、かんきょう出前講座、自動車公害防止月間（6月、11～1月）にエコドライブを推進
低燃費車・低排出ガス車や次世代自動車（EV、FCV、PHEV、HV）の導入を促進する	環境政策課	EV充電ステーション設置補助金の交付：普通充電9基 公共施設への設置：普通充電16台分
温室効果ガス排出量の少ない交通体系を推進するため、適正な道路整備等を行う（再掲：Ⅰ-4）	道路建設課	市道加古川中央線を整備
	都市計画課	適宜、適正な道路ネットワークの見直しを実施した。
パークアンドライドを促進する（再掲：Ⅰ-4）	都市計画課	厄神駅北駐車場の運営により、JR加古川線へのパークアンドライドを促進

工場・事業場からの大気汚染物質を減らす		
公害発生の未然防止、環境の改善を図るため、発生源の常時監視を行うとともに、大気汚染状況についても常時監視する	環境保全課	テレメータシステムにより市内 2 協定工場及び 8 大気測定局の大気汚染常時監視を実施
環境法令の遵守状況を確認するため、工場等へ立入調査を実施する	環境保全課	工場・事業場・工事現場へ大気に関する立入調査:61 回
粉じん等の状況を把握するため、降下ばいじんや微小粒子状物質（PM2.5）の監視・測定を実施する	環境保全課	降下ばいじんの調査:14 地点×12 回、微小粒子状物質の調査:2 地点×4 回
効果的な発生源対策の検討・実施につなげるため、大気汚染物質に関する情報を収集する	環境保全課	大気汚染常時監視に係る会議へ参加:2 回
大気中の有害物質をなくす		
有害大気汚染物質の汚染状況を把握するため、ダイオキシン類やその他の物質の監視・測定を実施する	環境保全課	有害大気汚染物質の調査:3 地点×12 回、ダイオキシン類の調査:1 地点×4 回
有害大気汚染物質の排出を抑制するため、排出事業者へ指導を行う	環境保全課	兵庫県条例に基づく届出の審査:3 件
アスベストの飛散を防止するため、建築物の解体・改修時に届出を受理するとともに指導を行う	環境保全課	大気汚染防止法・兵庫県条例に基づく届出:220 件、立入調査:31 件（うち解体現場の合同パトロール:4 件）
廃棄物の野焼き等の不正処理を抑制するため、関係機関と連携して啓発を図る	環境保全課	広報かこがわに野焼きに関する記事を掲載

ウ．推進目標Ⅱ－３　きれいな水を確保する

本市の水質汚濁については、事業場排水の水質向上や下水道の普及などにより、水質が改善傾向にある。人の健康の保護に関する環境基準ではすべての地域で達成しているが、生活環境の保全に関する環境基準では一部の地域で未達成となっているため、改善に取り組む。

表 2－2－9　環境指標（きれいな水を確保する）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
水質汚濁物質の発生を減らす		
水質を保全するため、公共用水域（河川・海域）の水質汚濁状況を調査する（再掲：Ⅰ－5）	環境保全課	河川調査:10 地点×4 回、1 地点×12 回 海域調査:2 地点×12 回、1 地点×11 回
地下水汚染を監視するため、市内の井戸の水質調査を実施する	環境保全課	地下水調査:12 地点×1 回、2 地点×2 回

水質の汚濁状況を把握するため、市内のため池、小河川、水路等の水質調査を実施する	環境保全課	ため池調査: 1 地点×4 回、 1 地点×3 回、1 地点×2 回 小河川調査: 3 地点×4 回
工場・事業場からの排出水について、排出基準の遵守や汚濁負荷の低減に向けた指導を行う	環境保全課	工場・事業場へ水質に関する 立入調査を実施: 87 回
汚濁負荷を適正に処理する		
浄化槽補助対象区域において、合併処理浄化槽の設置費補助と、維持管理費補助及びみなし（単独処理）浄化槽の撤去費補助を行う（再掲: II-1）	環境第 2 課	設置費及び撤去費で 100 件、 維持管理費で 1,494 件（令和 6 年度実績より）
浄化槽の適切な維持管理のため、浄化槽設置者に対し指導・啓発を行う	環境第 2 課	ホームページ掲載やパンフ レット配布等により啓発を 実施
下水道整備計画区域内の下水道未接続家屋に対し、早期接続の指導を行う	お客さまサ ービス課	訪問指導を実施: 月 4 回
水洗化への普及促進のため、下水道整備計画区域において、下水道へ接続するための改造に対する助成金の交付や、改造資金の融資斡旋を行う	お客さまサ ービス課	水洗便所改造助成金: 114 件 4,090,000 円 宅内排水ポンプ施設設置等 補助金: 0 件 私道内共同排水設備設置補 助金: 0 件
下水道整備計画区域において、公共下水道事業を計画的に進める（再掲: II-1、IV-1）	下水道課	交付金（国庫補助）を活用し、 未整備区域の下水道管を布 設（令和 5 年度末下水道処理 人口: 約 23.9 万人、人口普及 率: 92.7%）
自然浄化機能を増進する		
水質保全を図るため、市民活動団体と協働して、ため池のかいぼりを実施する	農林水産課	かいぼりを実施: 5 池
河川等の水質浄化等に取り組む	治水対策課	河川改修工事を実施時に環 境配慮型資材を使用
水環境中の有害物質をなくす		
ゴルフ場で使用する農薬の影響について、調整池等で調査する	環境保全課	調整池水質調査: 2 事業場× 1 回
排出基準の遵守のため、有害物質等を使用している工場・事業場に対して、適切な管理や排水処理について指導を行う	環境保全課	工場・事業場へ立入調査を実 施（有害物質: 10 回）
公園等の公共施設を管理するため、散布する殺虫剤・除草剤等を適正に使用する	公園緑地課	委託業者による病害虫防除 を適宜実施（1～3 回）、松 くい虫防除を実施
上水道で安全な水を供給するため、加古川水系の水質調査を実施する	施設課	4 回実施

エ. 推進目標Ⅱ－４ 土壌を守り育む

土壌汚染は、汚染物質が長期にわたりその土地に存在するため、人の健康への影響が懸念される。土壌汚染の防止、汚染状況の把握、汚染された土壌の適切な処理・管理など、土壌の環境を改善・保全する。

表 2－2－10 環境施策（土壌を守り育む）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
土壌を保全する		
土壌汚染の状況を把握するため、土壌中のダイオキシン類の濃度を測定する	環境保全課	土壌調査：1 地点×1 回
化学肥料から有機肥料への転換、農薬の使用量を低減した「環境保全型農業」を推進する（再掲：Ⅲ-2）	農林水産課	緑肥施用：5, 125. 9a
土づくり等土壌を育む		
緑肥作物作付や家畜糞尿の堆肥化利用を促進する	農林水産課	緑肥推進：13, 458a
土壌中の有害物質をなくす		
土壌汚染を未然に防止するため、有害物質等を使用している工場・事業場に漏洩防止等の指導を行う	環境保全課	工場・事業場へ立入調査を実施：4 回
健康被害を防止するため、土壌汚染が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づき情報公開するとともに、土地所有者に対して、適切な管理や浄化等の措置を実施するよう指導を行う	環境保全課	ホームページで指定区域に関する情報を公開

③ 基本目標Ⅲ 生物多様性を保全する

ア. 推進目標Ⅲ－１ 自然や生き物を伝える

自然や生きものからもたらされる恵み、それらを失うことにより生じるリスク、かけがえのない自然や生きものの存在、絶滅危機など、生物多様性の大切さを理解し、それらを伝えることに取り組む。

表 2－2－11 環境施策（自然や生き物を伝える）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
親しむ機会を提供する		
自然観察会を実施する	環境政策課	自然観察会実施：3 回
自然保護の指導者を育成する	環境政策課	環境セミナー実施：2 回

恵みを伝える		
自然や生きものからの恵みを伝え、理解する	各担当課	食を通じたイベント等で自然や生きものからの恵みを啓発
自然や生きものからの恵みを知ってもらう	環境政策課	自然観察会や環境セミナーで啓発を実施：5回
リスクを伝える		
生物多様性の現状を知る	環境政策課	かんきょう出前講座で啓発を実施：2回
自然や生きものに及ぼす負の影響（リスク）を知る	環境政策課	かんきょう出前講座で啓発を実施：2回 ホームページで啓発を実施
生物多様性を失うことにより生じるリスク（防災・文化の喪失など）を知る	環境政策課	かんきょう出前講座で啓発を実施：2回
生物多様性の変化をモニタリングし、市民・市民活動団体・事業者・行政と情報交換する場をつくる	環境政策課	各団体間の情報をメール等で中継した回数：5回
守るべきものを伝える		
自然や生きものの写真等を展示する	環境政策課	市民活動団体と連携してイベントでパネルを展示
貴重種や貴重種と密接な関わりのある生きもの等を知る	環境政策課	市民活動団体と調査を実施：4回
貴重種や貴重種と密接な関わりのある生きもの等の保全策について検討する	環境政策課	市民活動団体と調査を実施：4回
生物多様性を保全する上での重要なエリアを把握する	環境政策課	市民活動団体と調査を実施：4回
F S C、M S C等の生物多様性認証について伝え、普及する	環境政策課	かんきょう出前講座で紹介し普及促進：4回
生物多様性を保全するための情報を提供する	環境政策課	かんきょう出前講座で啓発を実施：2回

イ．推進目標Ⅲ－２ 自然や生きものを守り育む

生物多様性の低下を防ぐ観点から、自然や生きものを守っていくことが重要な課題になっている。豊かな自然環境を次の世代へと引き継いでいくために、市域の4つの自然エリアに応じて、自然や生きものを守り育む。

表 2－2－1 2 環境施策（自然や生きものを守り育む）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
里山の自然や生きものを守り育む		
貴重種のチョウ類が生息する里山を保全するため、下草刈や枝打ち等の環境整備を進める	環境政策課	市民活動団体と整備を実施：2回

松枯れ対策のため、薬液の樹幹注入を行う（再掲：Ⅰ-5、Ⅲ-2）	農林水産課	今年度は実施なし （次回令和7年度実施予定）
地元や事業者等の活動団体と協力して様々な里山活動を実施する（再掲：Ⅳ-4）	農林水産課	森林山村多面的補助事業を3地区で実施
自然環境の保全等を支援するため、「田園まちづくり制度」に基づき、保全区域、森林区域等を指定する	まちづくり指導課	地元の要請を受け、田園まちづくり計画策定を支援
ため池と水田の自然や生きものを守り育む		
侵略的外来生物を防除する（魚類など）	市民活動団体	ミシシippアカミミガメ駆除：280匹
良好な田園環境を保全するため、遊休農地を市民農園として活用する	農林水産課	市民農園の紹介を実施
農地・農業用水等の施設の保全・管理を行う	農林水産課	多面的機能支払事業を実施の協議会による農地維持・保全活動（通年）：54協議会 ため池クリーンキャンペーン（通年）：101回
化学肥料から有機肥料への転換、農薬の使用量を低減した「環境保全型農業」を推進する（再掲：Ⅱ-4）	農林水産課	緑肥施用：5,125.9a
農作物被害を防止するため、有害鳥獣等を捕獲する	農林水産課	イノシシ：207頭、シカ：3頭、アライグマ：489頭、ヌートリア：450頭、カラス類：103羽捕獲
ため池改修工事で在来種や希少植物の生育環境に配慮した施工を進める	農林水産課	2池で実施済
ため池を適正に維持・管理するため、かいぼり等を実施する	農林水産課	草刈り：複数池 かいぼり：5池 実施
県と連携し、「いなみ野ため池ミュージアム」に積極的に参加する	農林水産課	継続して参加中
自然環境の保全等を支援するため、「田園まちづくり制度」に基づき、保全区域、農業区域等を指定する	まちづくり指導課	地元の要請を受け、田園まちづくり計画策定の支援
川と海の自然や生きものを守り育む		
30m水路にハマボウを主に植え、野生生物が生息できる環境の創出に取り組む	市民活動団体	市民活動団体による、30m水路環境整備：11回
竹林や間伐材等を活用した河川の水質浄化に取り組む	市民活動団体	竹炭製作活動：12回 竹炭を使用した河川水質浄化活動：2回
加古川河川敷や河口で海浜植物や在来種の再生・保全を行う	市民活動団体	市民活動団体による、在来種の再生・保全を実施：3回
加古川河川敷で加古川在来種の植栽を行う	事業者（協定締結事業者）	フジバカマの植栽を実施
海の生きものを育むため、海底耕うんを実施する	農林水産課	水産多面的機能発揮対策事業：約49ha実施

海の栄養塩の供給に取り組むため、ため池のかいぼりを実施する	農林水産課	里海連携一斉放流を峠池、皿池（別府）にて実施：2月2日
海産物資源の充実を図るため、稚魚の放流やタコつぼの投入を行う（再掲：Ⅰ-5）	農林水産課	マコガレイの稚魚を約18,750匹放流、タコつぼ578個投入
まちの自然や生きものを守り育む		
松枯れ対策のため、薬液の樹幹注入を行う（再掲：Ⅰ-5、Ⅲ-2）	公園緑地課	委託業者による適正な実施を1月に行った
緑化推進を図るため、「加古川市緑の基本計画」に基づく取組の進捗を把握する	都市計画課	庁内調整会議にて計画に位置づけた施策事業の取組状況を確認
緑化相談を実施する	公園緑地課	緑化相談実施：週2回
在来種の種苗を用いるなど地域特性に応じた樹木等を植栽し、適正に維持管理する（再掲：Ⅳ-3）	公園緑地課	【市が整備する公園】地域特性に応じた樹木を選定 【開発公園】地域特性に応じた樹木を選定するよう指導
	道路保全課	剪定及びかん水を行って適正に維持管理した
	都市計画課	街路樹植栽にあたり、事業課に対して公共事業等景観形成指針に基づく樹種を選定を促した

ウ．推進目標Ⅲ－3 自然や生きものの恵みを活用する

私たちの暮らしは、自然や生きものからもたらされる様々な恵みによって支えられている。生物多様性からの恵みを将来にわたって適切に活用する。

表2－2－13 環境施策（自然や生きものの恵みを活用する）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
食の恵みを活用する		
加古川産の農畜水産物を始めとした地産地消を推進する	農林水産課	農林漁業祭の実施 主催事業9件、共済事業8件
見土呂フルーツパークでの農畜水産物の収穫体験等を通して、農村環境の生物多様性を実感する	農林水産課	農作物収穫体験を含む農業教室を、年間を通じて実施
緑の恵みを活用する		
「加古川ふるさと自然のみち」を活用する	スポーツ・文化課	維持管理業務を委託し、ウォーキングコースの清掃や案内標識の補修など、規定の内容を随時実施した

花やみどりなど、加古川の自然や生きものにふれあえる機会をつくる	公園緑地課	自然観察会を実施：4/29
	環境政策課	自然観察会を実施：3回
少年自然の家や野外活動センター等の周辺一帯の資源を活用した自然体験の場をつくる	少年自然の家	おやこデイキャンプ等の主催キャンプを実施：7回
水辺の恵みを活用する		
親水空間を活用した、水辺の自然や生きものにふれあえるイベントを実施する	スポーツ・文化課	イベントを6～11月にかけて5回実施した
	農林水産課	かいぼり実施：5池 クリーンキャンペーン実施：101池
これまで築いてきた親水空間を保全し、活用する	公園緑地課	加古川河川敷緑地の活用：384件

④ 基本目標Ⅳ うるおいとやすらぎのある環境を育む

ア．推進目標Ⅳ－１ 騒音・振動・悪臭のない環境をつくる

生活が豊かになり便利になる反面、事業活動に伴う騒音・振動、悪臭に係る問題が発生する場合がある。これらの問題に対応するため、継続的な監視と事業者への指導を行う。

表 2－2－1 4 環境施策（騒音・振動・悪臭のない環境をつくる）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
騒音・振動を減らす		
生活環境を保全するため、工場・事業場・建設工事等から発生する騒音・振動に対して指導を行う	環境保全課	工場・事業場等へ立入調査を実施（騒音・振動：26回） 特定建設作業実施届を受理（842件）
新幹線沿線地域の騒音・振動測定を行い、鉄道会社に公害防止を要望する	環境保全課	新幹線騒音・振動調査を行い、鉄道会社に申し入れ：1回
市内幹線道路で騒音測定を実施し、騒音面的評価を行う	環境保全課	市内幹線道路沿線の住環境への影響評価数：1回
深夜営業や拡声器使用に関する事業場等への指導を実施するとともに、生活騒音防止に関する啓発活動を行う	環境保全課	苦情処理件数：7件
幹線道路において、緩衝緑地帯の緑化や排水性舗装の導入などに努める	道路建設課	今年度は実施なし
悪臭を減らす		
悪臭の発生を減らすため、事業所に対して悪臭物質の測定及び立入調査を実施する	環境保全課	工場・事業場へ立入調査を実施（悪臭：11回）
ごみの焼却による近隣への悪臭・煙の発生を減らすため、野焼きの抑制を関係機関と連携して図る	環境保全課	苦情処理件数：31件

下水道整備計画区域において、公共下水道事業を計画的に進める（再掲：Ⅱ-1、Ⅱ-3）	下水道課	交付金（国庫補助）を活用し、未整備区域の下水道管を布設（令和5年度末下水道処理人口：約23.9万人、人口普及率：92.7%）
---	------	--

イ．推進目標Ⅳ－２ まちを美しくする

市においても、まちの美観を損なう不法看板や不法駐輪、ごみの不法投棄等の問題があり、これらの課題に対して、不法看板や放置自転車の撤去、ごみ不法投棄対策の強化等のうるおいとやすらぎのある美しい環境をつくる。

表 2－2－1 5 環境施策（まちを美しくする）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
不法看板や放置自転車を減らす		
市内ＪＲ５駅、山陽電鉄３駅周辺に自転車駐輪場を設置し、維持管理する	土木総務課	無料駐輪場維持管理数：22箇所
啓発、歩道の安全性、性能の確保のため、市内各駅周辺の放置自転車を撤去・整理する	土木総務課	市内外の高校生等に啓発チラシを配布：年１回 放置自転車等撤去数：1405台
道路占用の適正化を推進するため、不法占用物件等に対する是正指導を行う	土木総務課	樹木はみ出し等の指導件数：46件
県条例に違反して道路等に標示又は設置されたはり紙、はり札、立看板の簡易除去を行う	都市計画課	業務委託により違反広告物を簡易除却：25回
屋外広告物の許可申請手続きのＰＲ活動と指導助言の徹底を行う	都市計画課	屋外広告物週間（９月第１週目）にあわせて広報掲載と市内合同パトロールを実施
ごみのポイ捨てや不法投棄等を減らす		
空き地の雑草苦情に対して、土地の所有者に刈り取り等、適正な措置を依頼する	環境保全課	空き地の雑草の解消率：80%
「加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づき、環境美化施策を推進する	環境保全課	犬のふん害防止プレートの交付：23枚
	環境第１課	JR加古川駅前等で啓発活動を実施。市役所本庁に懸垂幕、加古川駅前横断幕を掲出し啓発
投棄防止の啓発のため、不法投棄防止の看板等を設置する	環境第１課	不法投棄防止看板設置：55枚
廃棄物の不法投棄に対して、県民局や警察と連携して対処するとともに、防止のために啓発を行う	環境第１課	不法投棄パトロールの実施：100回
市民・市民活動団体・事業者・行政が協働する		
環境学習のため、出前講座やセミナー等を行う	環境政策課	かんきょう出前講座：10回 環境セミナー：2回

市民・事業者が行う環境美化活動を進めるため、アダプトプログラムにより支援を行う	環境第1課	アダプトプログラム登録団体数:52団体
町内会や地域住民とともに、ごみ減量及び資源化の推進を図る	環境第1課	ホームページで啓発を実施
地域の水利組合等関係団体や市民活動団体と連携して、クリーンキャンペーンなどにより、ため池等の清掃を実施する	農林水産課	ため池クリーンキャンペーン（通年）:101回
まちをきれいにするため、定期的に除草作業を行う（東加古川駅、加古川駅周辺）	市街地整備課	除草作業実施:2回/年

ウ. 推進目標Ⅳ-3 水と緑のネットワークをつくる

本市には、豊かで多彩な水辺や緑地が存在している。安全で快適な水と緑のネットワークを形成するため、多様な水辺や緑地を保全するとともに、魅力ある恵みを享受できる空間をつくる。

表2-2-16 環境施策（水と緑のネットワークをつくる）

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
公園・緑地を増やす		
「加古川市緑の基本計画」に基づき体系的な緑化推進を図る（再掲:Ⅰ-4、Ⅲ-2）	公園緑地課	「花とみどりのまちづくり講座」の開催:23回/年
在来種の種苗を用いるなど地域特性に応じた樹木等を植栽し、適正に維持管理する（再掲:Ⅲ-2）	公園緑地課	【市が整備する公園】地域特性に応じた樹木を選定 【開発公園】地域特性に応じた樹木を選定するよう指導
	道路保全課	剪定及びかん水を行って適正に維持管理した
	都市計画課	街路樹植栽にあたり、事業課に対して公共事業等景観形成指針に基づく樹種の選定を促した
緑化を推進する		
市民が緑とふれあう場をつくるため、「植樹祭・花とみどりのフェスティバル」を開催する	公園緑地課	4月28日、29日に実施
緑化啓発のため、在来種を取り入れた結婚・出生記念樹の苗を配布する	公園緑地課	記念樹配布本数:391本
公共緑化、地域緑化のため、花苗の配布を行う	公園緑地課	花苗の配布本数:107,276株
樹木の剪定や花、野菜の栽培等、自然環境における園芸種の知識を広めるため、各種講座、講習会を開催する	公園緑地課	花とみどりのまちづくり講座:23回 参加者数:30人
先導的な景観形成を推進するため、公共事業などの実施時には、景観形成指針に基づいたデザイン、色彩、緑化等を行う	都市計画課	公共事業等景観デザイン協議:8件

まちなみ景観緑化のためのシンボルツリー等、占有敷地の緑化を推進する	都市計画課	植樹本数:299本(うちシンボルツリー等の高木:9本)
美しいまちづくりを推進するため、「緑化ボランティア」による公共空地の緑化を図る	都市計画課	業務委託及び市民ボランティアにより、公共空地等での緑化活動を実施:6カ所
親水空間をつくる		
寺田池への親水性を図るために整備した展望デッキ等を維持する	農林水産課	展望デッキの維持管理を実施
「いなみ野ため池ミュージアム」の推進と、ため池協議会を支援する	農林水産課	ため池協議会連絡会(通年):25協議会

エ. 推進目標Ⅳ－4 水循環を健全にする

健全な水環境の維持のため、雨水の地下浸透やため池の保全など、貯留涵養能力の維持及び向上のための総合的な施策を行い、保水能力の低下等を防止する。

表2－2－17 環境施策(水循環を健全にする)

施 策 名 称	担 当 課	取 組 結 果
浸透能力を保全・向上させる		
地元や事業者等の活動団体と協力して様々な里山活動を実施する(再掲:Ⅲ-2)	農林水産課	森林山村多面的補助事業を3地区で実施
雨水の地下浸透を図るため、歩道の新設・補修時に透水性舗装を採用する(再掲:Ⅰ-5)	道路建設課	今年度は実施なし
	道路保全課	透水性舗装の採用を実施済み
自然環境の保全等を支援するため、「田園まちづくり制度」に基づき、保全区域、森林区域、農業区域等を指定する	まちづくり指導課	地元の要請を受け、田園まちづくり計画策定を支援
貯水能力を保全・向上させる		
貯水能力を維持するために大きな役割を果たしているため池等の保全・整備を努める	農林水産課	ため池クリーンキャンペーン(通年):101回
「田んぼダム」など、保水能力の高い水田の保全に努める	農林水産課	田んぼダム実施:23地区
豊かな水量を確保する		
定期的に市内主要河川の流量を測定する	環境保全課	流量調査:9河川×4回、1河川×12回
地下水揚水量(自己水源)の実態把握等に努める	施設課	テレメーター等で揚水量を把握:571万m ³

水量を確保するため、農業集落排水事業による処理水を川やため池に放流する	下水道課	処理放水量:78,012m ³
水利用を適正にする		
市の各施設に、自動水栓等の節水型機器の導入を促進する	営繕課	便所等自動水洗化・節水化事業:3事業
雨水流出抑制のため、雨水貯留タンクの設置に助成を行う(再掲:I-5)	治水対策課	広報かこがわに掲載、公民館等に啓発ポスター掲示を依頼し啓発した:各1件
大規模利用者間で地下水取水基準を定め、適正な利用を図る	環境保全課	東播地域地下水利用対策協議会:1回
老朽化した管路の布設替えを実施する	配水課	布設替延長:L=16,685m/年
漏洩を防止するため、漏水調査年次計画に基づき調査を実施する	配水課	調査延長:529km/年

(5) みんなで取り組むために

環境問題への取組には、市民・市民活動団体・事業者・行政などの各主体が環境についての認識を共有し、それぞれが自らの責任と役割を理解したうえで主役となり、率先して取組を進めるとともに、互いに協力・連携し合いながら活動の輪を広げていくことが必要である。

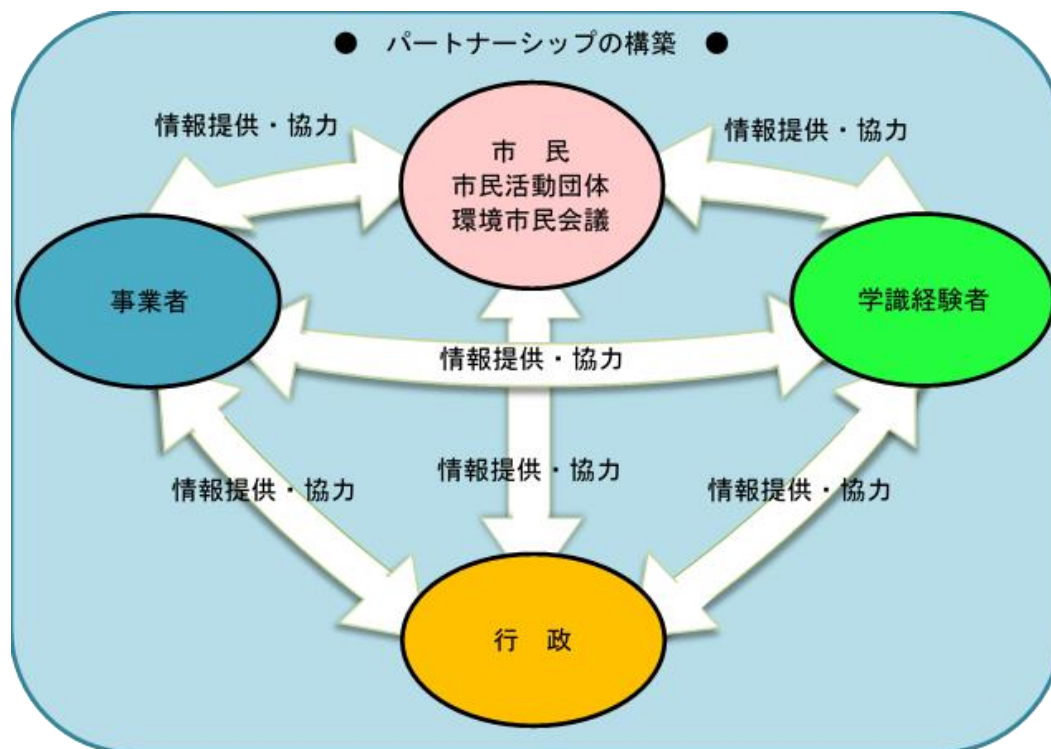


図2-2-2 パートナーシップ構築の概念図

3. 加古川市の脱炭素に関する取組

(1) 温室効果ガス排出量について

加古川市では「第3次加古川市環境基本計画（改定版）」（令和5年9月）において、温室効果ガス削減量を、「令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で48%削減する」という目標を掲げており、毎年市域の温室効果ガス排出量を算定している。令和6年度では、算定根拠の数値が出揃った令和2（2020）年度の温室効果ガス排出量を算定した。

表2-3-1 加古川市の物質別温室効果ガス排出量

	2013年度 (基準年度)	2019年度	2020年度 [対前年度比] (対基準年度比)	2030年度 削減目標 (対基準年度比)
合計	1,334	1,037	999 [▲3.7%] (▲25.1%)	690 (▲48.0%)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,268	948	908 [▲4.2%] (▲28.4%)	658 (▲48.0%)
エネルギー起源	1,226	917	877 [▲4.4%] (▲28.5%)	629 (▲49.0%)
産業部門	156	105	105 [±0%] (▲32.7%)	72 (▲54.0%)
民生家庭部門	352	227	228 [+0.4%] (▲35.2%)	120 (▲66.0%)
民生業務部門	345	215	215 [±0%] (▲37.7%)	170 (▲51.0%)
運輸部門	374	370	329 [▲11.1%] (▲12.0%)	267 (▲29.0%)
(非エネルギー起源) 一般廃棄物	42	31	31 [±0%] (▲26.2%)	29 (▲31.0%)
メタン (CH ₄)	10	7	10 [+42.9%] (±0%)	9 (▲11.0%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	9	8	9 [+12.5%] (±0%)	7 (▲17.0%)
代替フロン等3ガス (HFCs, PFCs, SF ₆)	46	72	74 [+2.8%] (+60.9%)	26 (▲44.0%)

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

※政府は2021年4月に、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減を目指すことを表明。

兵庫県はその後、2030年度に2013年度比で48%削減という目標を設定している。

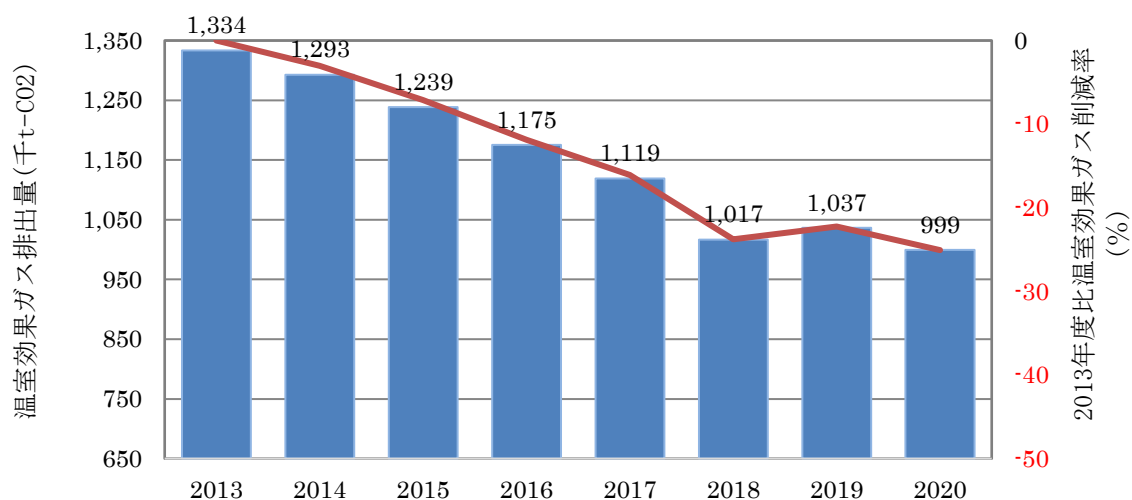


図 2－3－1 加古川市の温室効果ガス総排出量の推移

(2) 再生可能エネルギー利用設備に関すること

「第3次加古川市環境基本計画（改定版）」において、市域の再生可能エネルギー設備容量を、「令和12（2030）年度までに、180,000kW 導入する」としているが、令和6年度末時点での導入容量は下記の通りである。

表 2－3－2 市域の再生可能エネルギー導入容量（非 FIT 除く）

項 目	R 1 年度 (基準値)	R 6 年度	R 12 年度 (目標値)
市域の再生可能エネルギー導入容量(kW)	90,000	113,554	180,000

また、令和6年度より、市域の産業、家庭及び業務その他部門から排出される温室効果ガス量の削減を推進するために、市内の個人宅、事業所への太陽光発電設備の設置へ費用補助を行った。

表 2－3－3 再生可能エネルギー利用設備設置費補助実績

項目	交付決定件数
	令和6年度
家庭用	99 件 (497.3kW)
事業用	4 件 (703.3kW)
合 計	103 件 (1200.6kW)
年間 CO ₂ 削減効果	636 t - CO ₂

(3) あなたのエコ暮らし応援事業に関すること

家庭部門から排出される温室効果ガス排出量を削減し、市民の生活様式の脱炭素化と快適な暮らしの実現を目指す施策を実施した。具体的には、省エネルギー性能の高い高効率給湯器への買い替え、また窓断熱の改修に対して費用補助を行った。

表 2－3－4 家庭用省エネ設備導入補助実績

項目	交付決定件数
	令和 6 年度
高効率給湯器	520 件
窓断熱改修	1 件
合 計	521 件
年間 CO ₂ 削減効果	335 t - CO ₂

※令和 6 年度の補助対象

高効率給湯器：経済産業省「給湯省エネ事業 2024」の対象製品のうち、エコキュートとハイブリッド給湯器

窓断熱改修：環境省「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」の対象製品

(4) 電動車等普及促進事業に関すること

運輸部門から排出される温室効果ガス排出量を削減し、市民の生活様式を脱炭素型のライフスタイルへと転換する具体的な施策として、電気自動車等の更なる導入促進を図るため、令和 5 年度から事業者に対し電気自動車等充電設備設置費用の補助を実施した。また、ENECHANGE 株式会社(ミライズエネチェンジ株式会社へ事業承継)と協定を結び、市内の公共施設 4 か所に普通充電設備を計 16 台分設置し、供用を開始している。

表 2－3－5 電気自動車等用充電ステーション設置事業補助実績

項目	交付決定数	
	令和 5 年度	令和 6 年度
普通充電ステーション	12 基	9 基
急速充電ステーション	0 基	0 基

(5) ゼロカーボンパートナーシップ事業に関すること

市域の産業及び業務その他部門の温室効果ガス排出量の削減を推進するために、市と事業者による「ゼロカーボンパートナーシップ協定」を締結し共に連携して、脱炭素に向けた取組を進めている。市は、セミナーの開催や省エネ設備導入に関する支援を行い、事業者は、「かんきょう出前講座」で講師を担うなど、市の事業に協力いただいた。

表 2－3－6 協定を締結した事業者数の実績

項 目	R 5 年度	R 6 年度	合計
協定を締結した事業者数	39	45	84

また、協定を締結した事業者に対しては、省エネルギー診断の受診料を全額(消費税分除く)負担し、事業所の照明・空調機器の更新について費用補助を行った。

表 2－3－7 ゼロカーボンパートナー省エネ事業実績

項目	交付決定件数
	令和 6 年度
省エネ診断	22 件
照明機器更新	7 件
空調機器更新	8 件
年間 CO ₂ 削減効果	25.3 t - CO ₂

市域のゼロカーボンシティを目指すシンボルとして、加古川観光大使の上野樹里氏に加古川市ゼロカーボンロゴを作製いただき、協定を締結した事業者に提供を行うなど、市内の脱炭素化への機運向上を図っている。



図 2－3－2 加古川市ゼロカーボンロゴ（加古川観光大使 上野樹里氏 作）

4. 環境教育・啓発

(1) かんきょう出前講座

地球環境から身近な環境まで、環境学習の機会を提供するため、依頼のあった団体に、市職員や協力の申し出のあった企業やゼロカーボンパートナー、地球温暖化防止活動推進員等を派遣する「かんきょう出前講座」を実施している。令和6年度の実績は、実施回数10回、のべ371人の参加があった。詳しくは、表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 かんきょう出前講座実績一覧

No	講 座 内 容	実 施 日	申 込 団 体 等	参加人数
①	脱炭素化について	6月5日	公明党加古川北支部	35人
②	加古川市の地球温暖化対策 ～未来のために今できること～	6月12日	公明党加古川南支部	105人
③	エコマークを探せ！ キクラゲの栽培について	7月2日	松風すこやかサロン	20人
④	地域の一人ひとりが出来るエコと自然災害対策	9月25日	保健衛生推進委員別府支部	15人
⑤	加古川市の地球温暖化対策 ～未来のために今できること～	10月8日	新野辺第7町内会 いきいきサロン	11人
⑥	未来の地球と私たちの暮らし 私たちの生活とつながる太陽光発電	10月23日	別府小学校	28人
⑦	クイズ「生きものたちといっしょに考えよう！！」 ～つながっている生きものたち～ 営農型太陽光発電とキクラゲの栽培について	10月31日	別府小学校	27人
⑧	エコマークをさがせ！ 私たちの生活とつながる太陽光発電	11月1日	陵南公民館 賀古の里大学	63人
⑨	地域の一人ひとりが出来るエコと自然災害対策	11月21日	好友会（野口公民館高齢者大学OB会）	47人
⑩	クイズ「生きものたちといっしょに考えよう！！」 ～つながっている生きものたち～	3月27日	海洋文化センター図書室	20人

(2) 地球温暖化防止セミナー

家庭や地域の地球温暖化防止を目的として、「夏休みエネルギーエコ教室」を開催した。

表 2-4-2 地球温暖化防止セミナー実績一覧

名 称	実施日・場所	対象・人数	講 師	内 容
夏休みエネルギーエコ教室	7月26日 SHOWA グループ 市民会館	親子(小学生) 30(17)人	関西電力株式会 社兵庫支社	ペットボトルモーターカーの作製

(3) 自然観察会

身近な自然に親しみ、肌で感じることで、自然の尊さやかけがえのなさに気づき、参加者の環境意識を高め、生物多様性に資する行動へと繋げるため、以下の観察会を開催した。

表 2-4-3 自然観察会実績一覧

名 称	実施日・場所	対象・人数	講 師	内 容
森とあそぼう！	4月29日 日岡山公園	一般・親子 26人	はりまシェアリング ネイチャーの会	自然と親しむネイチャーゲーム
生き物調査 in 加古川大堰	9月7日 加古川大堰	一般・親子 39人	国土交通省 姫路河川国道事務所	加古川大堰下流での水生生物の採捕観察
秋の自然散策と クリスマスリースづくり	11月30日 日岡山公園	一般・親子 8人	フラワーデザイナー 上田 さやか	自然物を使った工作

(4) 環境セミナー

保育園・幼稚園の先生に環境教育の手法を学ぶ機会を創出するため「さんぽでできる！環境教育」を実施した。

表 2-4-4 環境セミナー実績一覧

名 称	実施日・場所	対象・人数	講 師	内 容
さんぽでできる！環境教育	5月11日 日岡山公園	保育園・幼稚園 の先生 13人	はりまシェアリング ネイチャーの会	自然を通した環境教育の手法の体験

(5) COOL CHOICE 推進事業

市が先頭に立ち、市民や各種市民活動団体等と連携し、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）を踏まえた普及啓発活動を、通年にわたり展開することで、市民に脱炭素なライフスタイルを促進するため、以下の事業を実施した。

表 2-4-5 COOL CHOICE 推進事業実績一覧

名 称	実施日・場所	対象・人数	講 師	内 容
エコ暮らし相談会	6 月 15 日 ニッケパーク タウン	一般 のべ 400 人	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	うちエコ診断、エコに関するアンケート調査 太陽光発電設備の設置についての相談、パネルを用いたアンケート調査
			ひょうご環境体験館	自然素材のおもちゃ・手回し発電機の展示、エコ工作
			加古川市環境政策課	「エコライフクイズ」の実施、段ボールコンポストの展示、自転車発電体験
かこがわ eco フェスタ	10 月 26 日 アリオ 加古川	一般 のべ 1,873 人	大阪ガスネットワーク株式会社	ガス管を使った万華鏡作り
			加古川の里山・ギフチョウ・ネット	パネル展示、ぬり絵、チョウと蛾の標本を用いた判別による比較学習体験
			関西電力株式会社 兵庫支社	パネル展示、環境クイズ、手回し発電機の体験
			グループめだか	環境啓発パネル等の展示と環境クイズ、牛乳パックを使ったエコ工作
			公益財団法人 ひょうご環境創造協会	うちエコ診断、再生可能エネルギー設備設置相談 インタラクティブ地球儀の展示
			ひょうご環境体験館	エコおもちゃ・手回し発電機等の展示、簡易葉脈しおり作り
			兵庫県動物愛護センター三木支所	犬・猫の適正飼養等に関するパネル展示、ビデオ上映、被災時の持ち出し品に関する物品展示
			水辺に学ぶプロジェクト	温暖化の影響で多発する豪雨災害のパネル展示、どんぐりコマ、ペンダント作り
			行常しあわせの森づくり協議会	里山整備の活動写真・使用道具の展示、丸太切り体験
			はりまシェアリングネイチャーの会	ネイチャーゲームについてのビデオ上映、資料展示、しまんと新聞バッグ作り
			株式会社カンソー	アリオ加古川での環境取組紹介のパネル展示、廃油を使ったキャンドル作り
			加古川市環境政策課	環境啓発パネル展示、段ボールコンポスト展示、エコ工作

（６）緑のカーテン

地球温暖化防止対策の一つとして啓発を進めるため、公共施設、学校園、介護施設、ゼロカーボンパートナー事業所等の 54 施設にゴーヤーの種 300 袋と調理レシピ、兵庫県立農業高等学校の生徒が作成した「育て方ガイド」を配布して、「緑のカーテン」を実施した。

（７）自動車公害防止月間における啓発

兵庫県が毎年 6 月及び 11 月～1 月に呼びかけている「自動車公害防止月間」に合わせ、以下の期間内にエコドライブの啓発活動を行った。

- ・実施期間 6 月 1 日～6 月 30 日
 11 月 1 日～1 月 31 日
- ・啓発内容 アイドリング・ストップ啓発のぼりの掲示
 公用車へのエコドライブ磁石ステッカー貼付



5. 加古川市環境配慮率先行計画

加古川市では、市民・市民活動団体・事業者・行政のそれぞれの役割を明らかにし、本市が掲げる環境像の実現を目指すためのマスタープランとして、令和3年3月に「第3次加古川市環境基本計画」を、令和5年9月には「第3次加古川市環境基本計画（改定版）」を策定した。

また、市の事務事業等に関する行動計画として、平成13年1月に「加古川市環境配慮率先行計画」を策定し、その後5年ごとの改定を経て、令和3年度には「加古川市環境配慮率先行計画（第5期）」を策定し、市役所における温室効果ガス排出量の削減と、循環型社会を目指したグリーン購入を推進してきた。

「第3次加古川市環境基本計画（改定版）」にて定めたCO₂削減目標に基づき、令和6年度には、新たな計画目標を掲げた「加古川市環境配慮率先行計画（第6期）」の策定を行い、市役所の脱炭素化に向け、各部局をはじめ職員一人一人が、引き続き環境に配慮した仕事を実践し、環境にやさしいオフィスを目指している。

基準年を含む取組結果については、新たに策定された「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省）」及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）」に基づき再算定し、基準年度以降について表やグラフで記載した。

（1）温室効果ガスの排出量

本市の事務・事業により発生した温室効果ガスの排出量は、令和12年度に平成25年度比39.5%削減することを目標とし、そのうち一般廃棄物の焼却により発生する温室効果ガス排出量を31%削減、エネルギーの使用による温室効果ガス排出量（電気使用量及び化石燃料使用量から算出）を51%削減するという目標を設定した。

基準年度と近年の温室効果ガス排出量（CO₂換算）を、表2-5-1に、推移を図2-5-1に示す。

表2-5-1 温室効果ガスの排出量

項 目	H25年度 (基準年)	R4年度	R5年度	R6年度	実施結果 H25年度比
温室効果ガスの排出量 (t-CO ₂)	67,815	53,226	47,816	48,466	28.5%減
一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	43,309	37,237	30,251	30,771	29.0%減
エネルギーの使用による温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	24,506	15,989	17,565	17,695	27.8%増

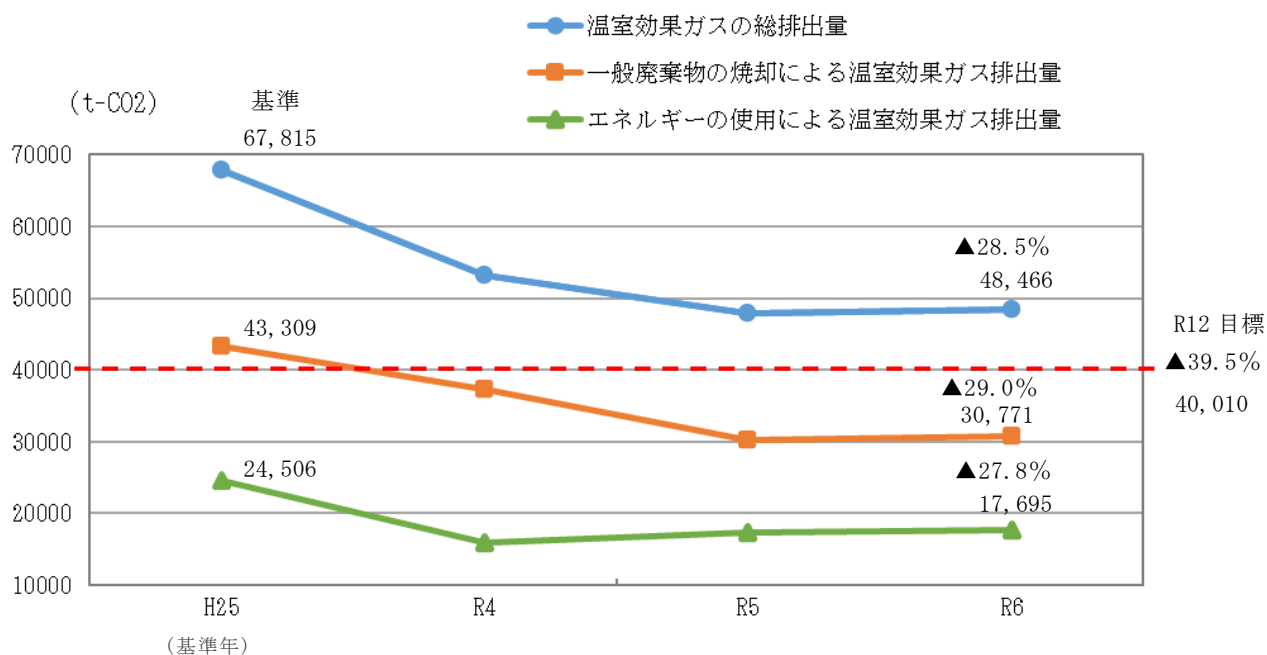


図 2-5-1 発生源別温室効果ガス排出量の推移

(2) 計画の推進状況

電気の使用、化石燃料の使用による温室効果ガス排出量、電動車の導入割合、太陽光発電設備の導入容量、照明設備の LED 導入割合、グリーン購入率について、令和 12 年度の実現目標達成に向け、それぞれ取組を進めた。

① 電気の使用による温室効果ガス排出量

電気の使用量による温室効果ガス排出量については、令和 12 年度までに平成 25 年度比 65%削減する目標を掲げた。基準年度と、近年の電気使用量とそれに伴う温室効果ガス排出量（CO₂換算）については以下に示す。

表 2-5-2 電気使用量及び電気使用による温室効果ガス排出量

項 目	H25 年度 (基準年)	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	実施結果 H25 年度比
電気使用量 (千 kWh)	37,565	35,178	33,745	33,846	9.9%減
電気使用による 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	19,308	10,542	12,156	12,185	36.9%減

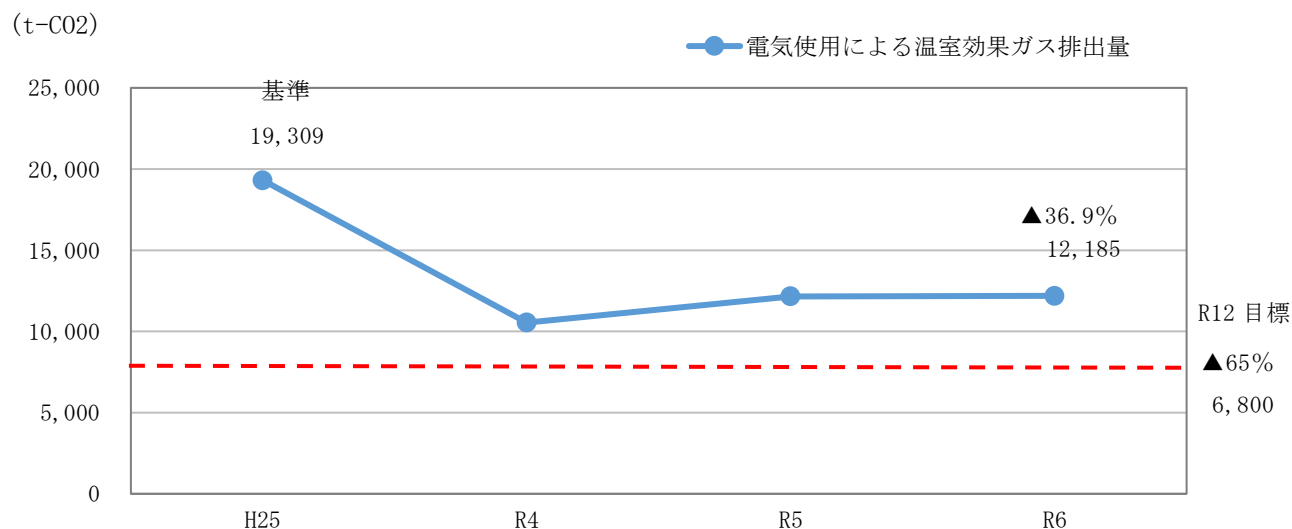


図 2 - 5 - 2 電気使用による温室効果ガス排出量の推移

② 化石燃料使用による温室効果ガス排出量

化石燃料使用による温室効果ガス排出量（CO₂換算）は、令和12年度までに平成25年度水準まで削減する目標を設定した。各種化石燃料の使用量と、車両走行に伴って発生する、メタンや一酸化二窒素などの温室効果ガス排出量（CO₂換算）については以下に示す。なお、学校園の空調機器の導入に伴い、令和2年度より都市ガスの使用量が大幅に増加している。

表 2 - 5 - 3 化石燃料使用等による温室効果ガス排出量

化石燃料の種類	H25 年度 (基準年)	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	実施結果 H25 年度比
ガソリン (ℓ)	177,900	185,718	181,875	177,381	0.3%減
軽油 (ℓ)	180,704	140,109	134,739	131,965	27.0%減
重油 (ℓ)	68,118	56,661	58,619	57,485	15.6%減
灯油 (ℓ)	860,598	248,056	257,376	260,184	69.8%減
都市ガス (m ³)	661,655	1,428,712	1,426,106	1,471,768	122.4%増
LP ガス (m ³)	79,839	107,234	101,178	103,289	29.4%増
天然ガス (m ³)	1,284	0	0	0	100%減
温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	5,197	5,431	5,394	5,494	5.7%増

(参考) 車両走行に伴う温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	15	16	14	14	6.7%減
--	----	----	----	----	-------

※ガソリン、軽油、天然ガスは公用車の燃料として、重油、灯油、都市ガス、LP ガスは主に建物管理に利用。

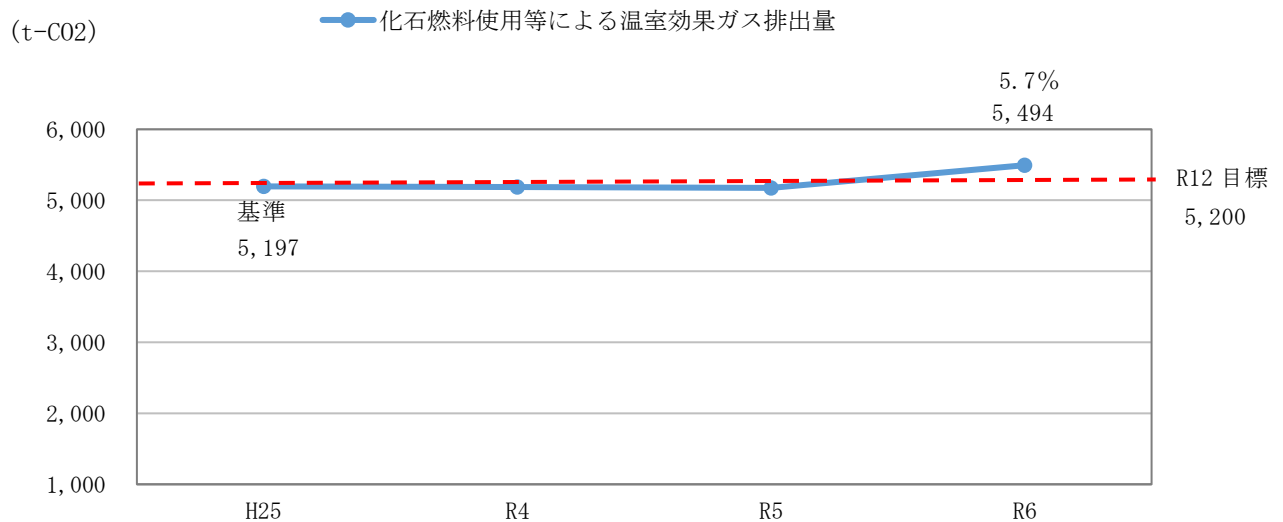


図 2 - 5 - 3 化石燃料使用による温室効果ガス排出量の推移

③ 電動車の導入

電動車の導入割合（軽貨物車・軽乗用車）を 70%以上にするという目標を設定した。
この達成に向け、公用車のうち、軽自動車（軽貨物車・軽乗用車）の新規導入時には原則電動車を導入している。

表 2 - 5 - 4 市の電動車の導入状況（軽貨物車・軽乗用車）

項 目	R 6 年度	R 12 年度 (目標値)
電動車の割合 (%)	10.4	70

④ 太陽光発電設備の導入

「第 3 次加古川市環境基本計画(改定版)」において、市域の太陽光発電設備の設置目標を「令和 12(2030)年度までに、180,000kW 導入する(※令和元(2019)年度時点の太陽光発電設備導入容量の 2 倍の容量)」としており、公共施設においても同様に、導入容量を 800kW(令和元(2019)年度時点の導入容量約 390kW の約 2 倍の容量)にすることを目標に設定した。

表 2 - 5 - 5 市が所管する施設での太陽光発電設備の導入容量

項 目	R 1 年度 (基準値)	R 6 年度	R 12 年度 (目標値)
太陽光発電設備の 導入容量 (kW)	390	450.1	800

⑤ LED 照明の導入

「加古川市公共施設脱炭素化方針」により、公共施設の照明については蛍光灯の製造が令和 9 (2027) 年までに終了するため、令和 12 (2030) 年度までに 100%LED 化を進めるとともに、すべての水銀灯を廃止することを目標に設定した。

表 2-5-6 市が所管する施設での LED 照明の導入状況

項 目	R 6 年度	R 12 年度 (目標値)
照明の LED 化が完了した施設の割合(%)	26.3	100

⑥ グリーン購入の実施

本市では、平成 14 年度から加古川市グリーン購入調達方針・ガイドラインを作成している。その方針を徹底するため、グリーン購入率(物品)を 100%にすることを目標として設定した。

表 2-5-7 グリーン購入（物品）の実績

項 目	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
グリーン購入率 (%)	98.9	98.0	97.5	99.1	98.6

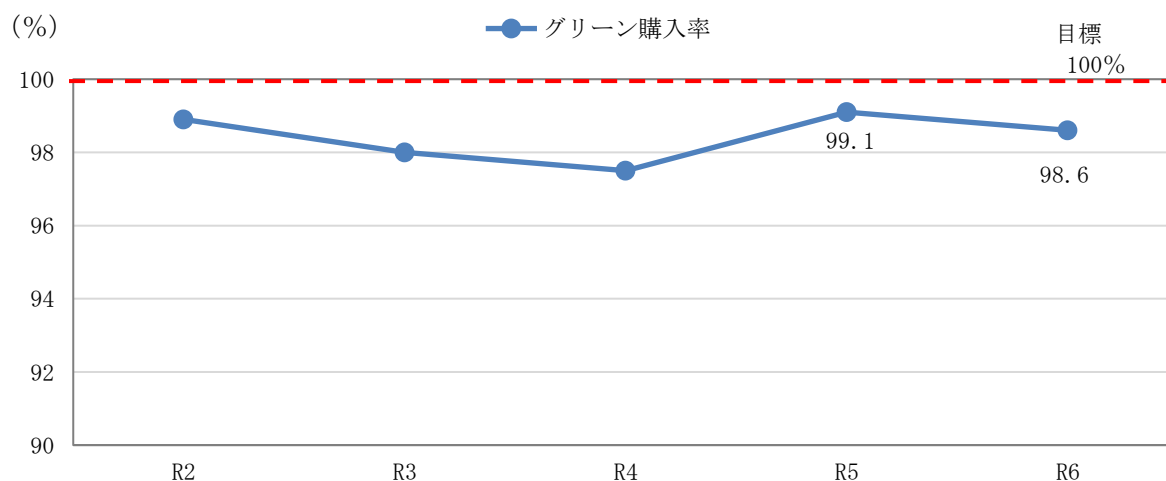


図 2-5-4 グリーン購入率の推移

表 2－5－8 （参考）排出係数一覧

項 目		H25 年度 (基準年)	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
電 気 ・ 化 石 燃 料	電気 (kg-CO ₂ /kwh) ※ 3	0.491 0.426 0.424 0.352	0.405 0.432 0.299	0.405 0.360	0.419 0.360
	ガソリン (kg-CO ₂ /L)	2.32	2.32	2.29	2.29
	軽油 (kg-CO ₂ /L) (kg-N ₂ O/L)	2.58 0.000064	2.58 0.000064	2.62 0.000064	2.62 0.000064
	A重油 (kg-CO ₂ /L) (kg-N ₂ O/L)	2.71 0.000066	2.71 0.000066	2.75 0.000066	2.75 0.000066
	灯油 (kg-CO ₂ /L) (kg-N ₂ O/L)	2.49 0.000062	2.49 0.000062	2.50 0.000062	2.50 0.000062
	都市ガス (kg-CO ₂ /m ³ N) (kg-CH ₄ /L) (kg-N ₂ O/L)	2.29 0.0024 0.000028	2.29 0.0024 0.000028	2.29 0.0024 0.000028	2.29 0.0024 0.000028
	L P ガス (kg-CO ₂ /kg) (kg-CH ₄ /L) (kg-N ₂ O/L)	3.00 0.0027 0.000031	3.00 0.0027 0.000031	2.99 0.0027 0.000031	2.99 0.0027 0.000031
	天然ガス (kg-CO ₂ /kg)	2.29	2.29	2.29	2.29
一 般 廃 棄 物	廃プラスチック類 (kg-CO ₂ /t)	2,770	2,770	2,760	2,760
	合成繊維 (kg-CO ₂ /t)	2,290	2,290	2,310	2,310

※ 1 当該年度の電気・化石燃料の排出係数は、前年度のものを使用。

※ 2 一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量は、一般廃棄物中のプラスチック及び合成繊維の焼却による排出量として算出。（「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）」による。）

※ 3 当該年度の電気の排出係数は各施設から報告のあった電気事業者のものを使用

（３）推進のための取組

計画の推進体制については、市の事務・事業等に関する行動計画として、「加古川市環境配慮率先実行計画(第6期)」を策定し、その推進にあたって、「加古川市環境マネジメントシステム」の推進体制と、内部及び外部による点検・評価等の仕組みを活用して、取組の継続的改善を行ってきた。「加古川市環境配慮率先実行計画（第6期）」の推進体制については図 2－5－5 に示す。

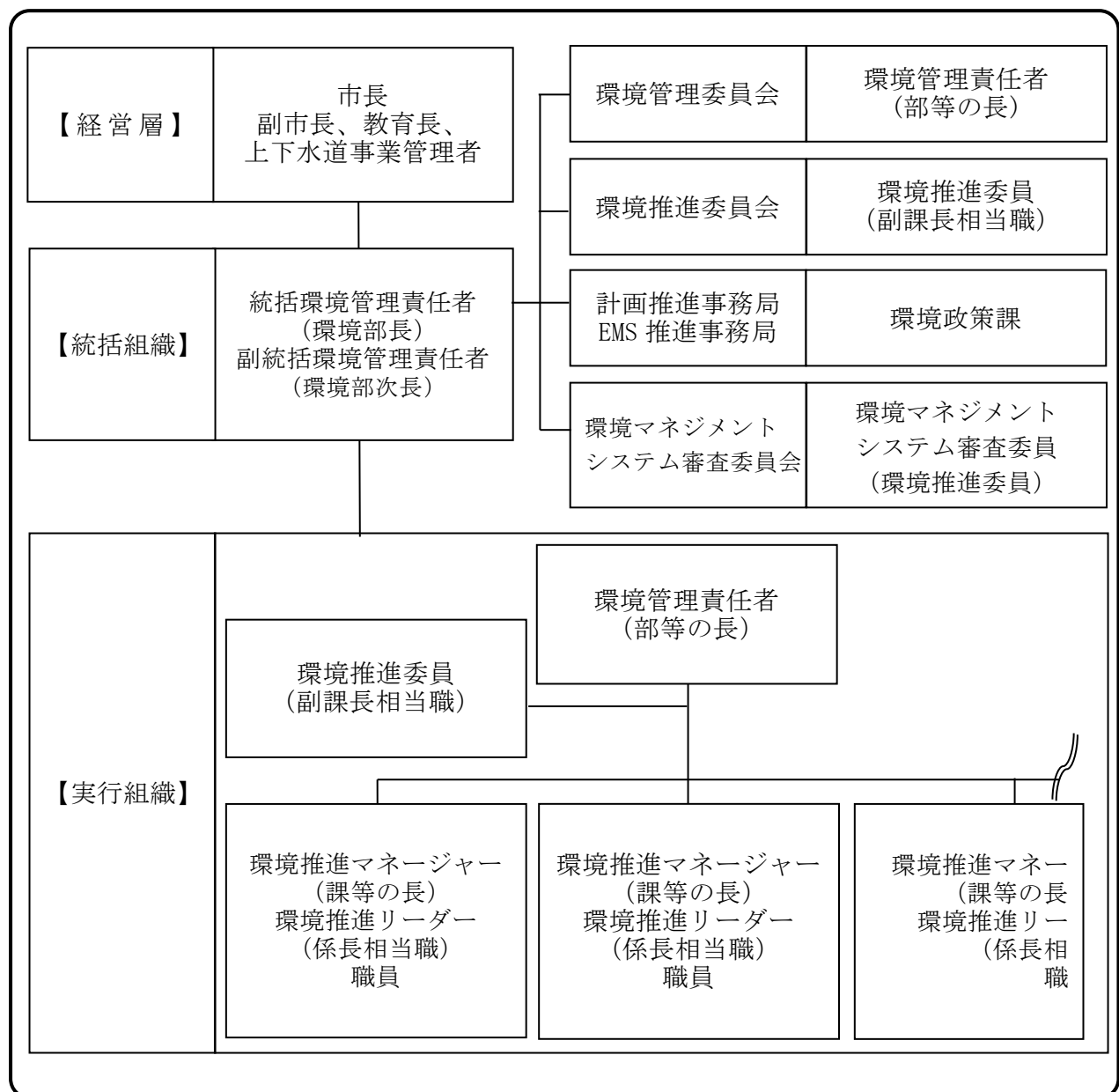


図 2 - 5 - 5 「加古川市環境配慮率優先実行計画（第 6 期）」の推進体制

6. 加古川市環境マネジメントシステムの取組

本市では、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 11 年度に「加古川市環境基本計画」を策定した。さらに、本市が掲げる環境像の実現を目指すためのマスタープランとして、令和 3 年 3 月に「第 3 次加古川市環境基本計画」を策定し、令和 5 年 9 月に、地球温暖化対策にかかる部分を改定した。

また、市の事務・事業活動における環境負荷の低減のため、平成 13 年に「加古川市環境配慮率先実行計画」を策定した。その後適宜改定を行い、令和 3 年 3 月に「加古川市環境配慮率先実行計画（第 5 期）」を、令和 6 年 8 月には新たな計画目標を掲げた「加古川市環境配慮率先実行計画（第 6 期）」を策定した。

これらの取組を、より計画的かつ効率的に推進していくため、「加古川市環境マネジメントシステム」を平成 22 年度から運用し、毎年改善を加えながら自主的な取組を実施している。これにより、市の事務や事業において、省エネ・省資源への取組や、ごみの減量など、環境に配慮したオフィス活動に取り組んでいる。

(1) 令和 6 年度「加古川市環境マネジメントシステム」の適用範囲

平成 23 年度から適用範囲を拡大し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」等で管理している対象と原則同一として、市の執務室等として借り上げている部分を適用範囲とする。ただし、指定管理施設や職員が常駐していない施設など、市直轄で管理していない施設については一部の内容について適用範囲外とした。

(2) 環境目標に関する取組結果

令和 6 年度の「加古川市環境マネジメントシステム」において各課等で定めた環境目標に関する取組結果は、以下のとおりとなった。

＜参考＞環境目標に関する取組結果一覧

環 境 目 標 の 種 類	設定した 目標件数	達成した 目標件数
環境負荷分野の目標 （環境配慮率先実行計画に掲げられた 市共通の目標を達成するために 各オフィス等で掲げられた環境目標）	104 件	101 件
環境保全分野の環境目標	231 件	226 件

第3章 環境保全に対する取組

1. 環境関連法体系

(1) 環境保全の基本理念

わが国の環境の保全について基本理念を定めたのが、環境基本法（平成5年法律第91号）である。この法律は、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにすること、環境の保全に関する施策の基本事項を定めること、並びに計画等を推進することにより現在及び将来の国民にとって健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

環境基本法（抜粋）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第14条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

環境基本法に定める国・地方公共団体、事業者、国民の責務について

- 国の責務（第6条）
環境の保全についての基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施すること。
- 地方公共団体の責務（第7条）
基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施すること。
- 事業者の責務（第8条）
基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、以下のような措置を講ずること。
 - ・事業活動に伴って生ずるばい煙等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置。
 - ・事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなる必要な措置。
 - ・事業活動に係る製品等が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。
 - ・事業活動に伴う環境への負荷の低減等、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
- 国民の責務（第9条）
基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。

環境に関する基本理念を定めたものとして、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）がある。

(2) 環境保全の関連法体系

環境基本法を軸とした『環境法』は、法的共通性の観点から、次のように分類することができる（環境法の分類については明確な定義はなされていない。ここでは一つの例を示した）。

◎環境基本法		(令和 7 年 3 月 31 日現在で施行のもの)
環境一般	○環境影響評価法 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ○平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 など	
大気汚染・悪臭	○大気汚染防止法 ○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 ○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律 ○悪臭防止法 など	
騒音・振動	○騒音規制法 ○幹線道路の沿道の整備に関する法律 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 ○振動規制法 など	
水質汚濁・地盤沈下	○水質汚濁防止法 ○瀬戸内海環境保全特別措置法 ○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 ○下水道法 ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律 など	
土壌・農薬	○土壌汚染対策法 ○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	
化学物質	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ○水銀による環境の汚染の防止に関する法律 ○ダイオキシン類対策特別措置法	
被害救済・紛争処理・費用負担・助成	○公害健康被害の補償等に関する法律 ○石綿による健康被害の救済に関する法律 ○公害紛争処理法 ○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 など	
地球環境	○地球温暖化対策の推進に関する法律 ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	
廃棄物・リサイクル	◎循環型社会形成推進基本法 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ○浄化槽法 など	
自然保護	◎生物多様性基本法 ○自然公園法 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 など	

本章においては、これらの法体系のうち事業者の責務・排出等の規制を定めたものとして、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭について記載する。

2. 大気汚染

(1) 大気汚染の概要

市南部を中心に工場・事業場が立地し、東西に3本の国道（北から国道2号線加古川バイパス・国道2号線・国道250号線＝明姫幹線）、南北に東播磨南北道路が市内を貫いている。

大気環境は、工場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から影響を受けやすく、北部地域に比べて中・南部地域の方が大気汚染物質の濃度が高くなる傾向にある。

かつて代表的な大気汚染物質とされた二酸化硫黄（ SO_2 ）の環境濃度は、測定を開始した昭和40年代初めと比べ、約5分の1（市内平均）に減少した。これは低硫黄燃料の使用や脱硫装置等の整備が進み、硫黄酸化物の排出量が抑制されたことが主に寄与している。

窒素酸化物（ NO_x ）については、大規模工場等において低 NO_x バーナーや脱硝装置等の対策により排出量が減少しており、都市部における自動車排出ガス等に起因する NO_x 濃度も改善傾向がみられている。本市では、交通量の多い沿道に対して2地点の測定局を設置しており、その両測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、生成の原因物質と考えられている揮発性有機化合物の排出量の削減が進んでいるものの、本市を含め、全国的に環境基準の達成率が低い。日差しが強く、風が弱い日は、特に濃度が高くなる傾向があり、高濃度時には光化学スモッグ注意報等の広報が発令される。なお、令和6年度において市内に発令はなかった。

微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）は、平成21年に環境基準が定められ、本市では平成23年度から自動測定機による常時監視を開始した。現在は市内4地点での常時監視に加えて、発生源対策を検討するための成分分析も実施している。また、 $\text{PM}_{2.5}$ による健康影響への懸念の高まりから、本市では、兵庫県「 $\text{PM}_{2.5}$ 注意喚起情報発信要領」（平成25年3月制定）に基づき、高濃度時に注意喚起情報を市民に周知することとしている。平成26年度以降、播磨東部地域において注意喚起情報の発信はない。

私たちの身の周りでは様々な化学物質が生み出され、大気中に存在している。それらの化学物質のうち、生涯にわたって摂取した場合に人体への影響が懸念される物質を有害大気汚染物質と定め、健康被害を未然に防止する観点から監視を行っている。有害大気汚染物質について、令和6年度に環境基準値の超過はなかった。

国の推計では令和10年頃をピークに建築物の解体工事が年々増加する見込みであり、石綿飛散による健康被害が予想されることから、令和3年4月より大気汚染防止法の石綿に関する規制が強化され、有資格者による事前調査及び報告の義務や、全ての建材を法規制対象とするなどの法改正が行われた。

(2) 環境基準と評価方法

環境基準とは人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されるのが望ましい基準であり、指針値とは環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値である。大気汚染、有害大気汚染物質及びダイオキシン類に係る環境基準値及び指針値を表 3-2-1、2 及び 3 に示す。

表 3-2-1 大気汚染に係る環境基準値

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

(短期的評価) 二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質について、測定を行った日の 1 日平均値、8 時間平均値、または各 1 時間値を環境基準と比較して評価する。

(長期的評価) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した後の最高値 (2% 除外値) を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。二酸化窒素については、年間の 1 日平均値のうち、低いほうから 98% に相当するもの (98% 値) を環境基準と比較して評価する (測定時間が 6,000 時間未満の場合には、長期的評価は行わない)。

微小粒子状物質については、短期基準 (1 日平均値) と長期基準 (1 年平均値) の両者について、長期的評価を行う (測定日数が 250 日未満の場合は評価しない。)。

表 3－2－2 有害大気汚染物質及びダイオキシン類に係る環境基準値

物 質	環境基準値 (1 年平均値)	物 質	環境基準値 (1 年平均値)
ベンゼン	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	テトラクロロエチレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
トリクロロエチレン	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	ジクロロメタン	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/ m^3 以下		

表 3－2－3 有害大気汚染物質に係る指針値

物 質	指 針 値 (1 年平均値)	物 質	指 針 値 (1 年平均値)
アクリロニトリル	2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	アセトアルデヒド	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
塩化ビニルモノマー	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	塩化メチル	94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
クロロホルム	18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1,2-ジクロロエタン	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
水銀及びその化合物	40ng-Hg/ m^3	ニッケル化合物	25ng-Ni/ m^3
ヒ素及びその化合物	6ng-As/ m^3	1,3-ブタジエン	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
マンガン及びその化合物	140ng-Mn/ m^3		

(3) 大気環境の監視

本市では、昭和 42 年から大気環境の測定を開始し、現在市内 17 地点で実施している。うち 8 地点に自動測定局を設置し、加古川市大気汚染常時監視テレメータシステムにより常時監視を行っている。なお、市南部の大気環境監視体制の強化のために設置された観測局（新野辺局）は、周辺測定局との相関も高いため、令和 7 年 3 月で廃止した。また、令和 6 年度より尾上公民館で有害大気汚染物質の測定を開始した。本市の大気汚染監視地点一覧を表 3－2－4 に、監視体制地図について図 3－2－1 に示す。

表 3－2－4 加古川市大気汚染監視地点一覧

No	測定局	属 性	用途地域	測定項目														設 置 場 所
				自動測定										微小粒子状物質 （成分測定）	降下ばいじん	有害大気汚染物質	大気中ダイオキシン類	
				二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	日射量・放射収支	風向・風速	温度・湿度・雨量					
1	加古川	一般 測定局	住（二種住居）	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	野口町良野 1568 環境監視センター	
2	尾 上	一般 測定局	住（一種中高層）	○	○	○	○				○			○			尾上町長田 519 尾上小学校	
3	別 府	一般 測定局	住（一種中高層）	○	○		○	○				○		○	○	○	別府町西町 1 別府小学校	
4	東神吉	一般 測定局	未（調整区域）		○	○	○				○			○			東神吉町神吉 156 東神吉小学校	
5	志 方	一般 測定局	住（一種住居）		○		○	○			○			○			志方町志方町 1758-3 志方公民館	
6	新野辺	一般 観測局	住（一種中高層）	○	○		○				○			○			別府町新野辺北町 8-9 別府中学校	
7	平岡自排	自排 測定局	住（二種住居）		○		○	○	○			○					平岡町新在家 1801 平岡中学校	
8	鳩里自排	自排 測定局	住（準住居）		○		○					○					加古川町備後 332-1 人権文化センター	
9	加古川神鋼ビル		住（一種住居）											○			別府町新野辺 1525-2	
10	山手中学校		住（一種中高層）											○			山手 1-9-1	
11	別府西小学校		住（一種中高層）											○			別府町新野辺 574-175	
12	平岡南小学校		未（調整区域）											○			平岡町二俣 180	
13	平岡小学校		住（一種住居）											○			平岡町高畑 164-1	
14	中部中学校		住（一種住居）											○			野口町良野 890-1	
15	西脇雨水ポンプ場		住（一種住居）											○			別府町西脇 3-62	
16	両荘みらい学園		未（調整区域）											○			平荘町山角 725-2	
17	尾上公民館		住（一種住居）												○		尾上町池田 1804-1	

注 1) 測定局 No. 1-6 は一般大気測定局、7・8 は自動車排ガス測定局、9-16 は降下ばいじん測定地点。
17 は有害大気汚染物質測定地点

注 2) 用途地域は都市計画法第 8 条第 1 項に基づくものである。

注 3) 新野辺局は市独自に管理運営する観測局である。

(4) 環境基準等達成状況

令和6年度の本市における大気汚染物質の環境基準達成状況等を表3-2-5、6、7、8及び9に示す。(各項目の詳細については(5)環境監視結果参照)

表3-2-5 大気汚染物質の環境基準達成状況(短期的評価)

測定項目	測定局								達成率
	加古川	尾上	別府	東神吉	志方	平岡 自排	鳩里 自排	新野辺	
二酸化硫黄	○	○	○	—	—	—	—	○	4局/4局
一酸化炭素	—	—	—	—	—	○	—	—	1局/1局
光化学オキシダント	×	×	—	×	—	—	—	—	0局/3局
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	×	○	○	×	6局/8局

表3-2-6 大気汚染物質の環境基準達成状況(長期的評価)

測定項目	測定局								達成率
	加古川	尾上	別府	東神吉	志方	平岡 自排	鳩里 自排	新野辺	
二酸化硫黄	○	○	○	—	—	—	—	○	4局/4局
二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	8局/8局
一酸化炭素	—	—	—	—	—	○	—	—	1局/1局
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○	○	8局/8局

表3-2-7 微小粒子状物質の環境基準達成状況

	測定局								達成率
	加古川	尾上	別府	東神吉	志方	平岡 自排	鳩里 自排	新野辺	
短期基準	○	—	○	—	○	○	—	—	4局/4局
長期基準	○	—	○	—	○	○	—	—	4局/4局

表3-2-8 有害大気汚染物質及びダイオキシン類の環境基準達成状況(5項目)

測定項目	測定局			達成率
	加古川	別府	尾上 公民館	
ベンゼン	○	○	—	2局/2局
トリクロロエチレン	○	○	—	2局/2局
テトラクロロエチレン	○	○	—	2局/2局
ジクロロメタン	○	○	—	2局/2局
ダイオキシン類	○	—	—	1局/1局

表 3－2－9 有害大気汚染物質の指針値達成状況（11 項目）

測 定 項 目	測 定 局			達成率
	加古川	別府	尾上 公民館	
アクリロニトリル	○	○	—	2 局/2 局
アセトアルデヒド	○	—	—	1 局/1 局
塩化ビニルモノマー	○	○	—	2 局/2 局
塩化メチル	○	○	—	2 局/2 局
クロロホルム	○	○	—	2 局/2 局
1,2-ジクロロエタン	○	○	—	2 局/2 局
1,3-ブタジエン	○	○	—	2 局/2 局
水銀及びその化合物	○	○	—	2 局/2 局
ニッケル化合物	○	○	—	2 局/2 局
ヒ素及びその化合物	○	○	—	2 局/2 局
マンガン及びその化合物	○	×	×	1 局/3 局

（５）環境監視結果

① 硫黄酸化物

令和 6 年度の測定結果を表 3－2－10 に、長期的評価に用いる日平均値（2％除外値）の経年変化を図 3－2－2 に示す。全測定局において短期的評価・長期的評価とも環境基準を達成した。

表 3－2－10 二酸化硫黄の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2％除外値
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm
加古川	360	8560	0.001	0	0	0	0	0.023	0.003
尾上	364	8655	0.001	0	0	0	0	0.023	0.004
別府	359	8558	0.001	0	0	0	0	0.033	0.005
新野辺	361	8641	0.002	0	0	0	0	0.024	0.004

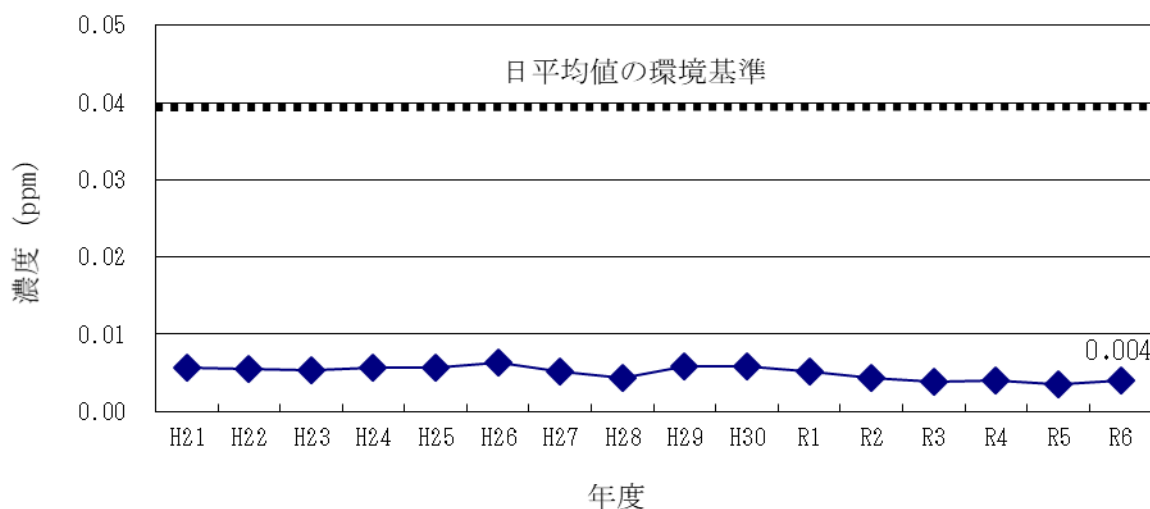


図 3-2-2 二酸化硫黄濃度経年変化 (市内平均：日平均値の2%除外値)

② 窒素酸化物

令和6年度の一酸化窒素及び二酸化窒素の測定結果をそれぞれ表3-2-11、12に示す。また、長期的評価に用いる年間98%値(日平均値)の経年変化を図3-2-3に示す。環境基準として定めのある二酸化窒素は、全測定局において環境基準(長期的評価)を達成した。

窒素酸化物は硫黄酸化物とともに代表的な大気汚染物質であり、発生源は工場等の燃焼施設(固定発生源)、自動車の排出ガス(移動発生源)、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。そのため、窒素酸化物は大都市地域を中心に削減が困難な物質であり、総量削減計画や自動車NO_x・PM法による規制等の成果が期待されている。

表 3-2-11 一酸化窒素の測定結果

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 年間98%値
	日	時間	ppm	ppm	ppm
加古川	361	8627	0.001	0.033	0.004
尾上	360	8624	0.002	0.094	0.006
別府	358	8561	0.002	0.064	0.007
東神吉	327	7835	0.001	0.028	0.003
志方	362	8637	0.001	0.023	0.003
平岡自排	363	8632	0.004	0.064	0.011
鳩里自排	362	8663	0.002	0.041	0.006
新野辺	364	8652	0.002	0.074	0.006

表 3－2－1 2 二酸化窒素の測定結果

測定局	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1 時間 値の最 高値	日平均値が 0.06ppm を超 えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合		日平均値の 98%値
	日	時間	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm
加古川	361	8627	0.008	0.047	0	0	0	0	0.016
尾上	360	8624	0.009	0.046	0	0	0	0	0.018
別府	358	8561	0.010	0.056	0	0	0	0	0.021
東神吉	327	7835	0.006	0.042	0	0	0	0	0.014
志方	362	8637	0.005	0.031	0	0	0	0	0.012
平岡自排	363	8641	0.011	0.050	0	0	0	0	0.021
鳩里自排	362	8663	0.009	0.041	0	0	0	0	0.018
新野辺	364	8652	0.009	0.048	0	0	0	0	0.020

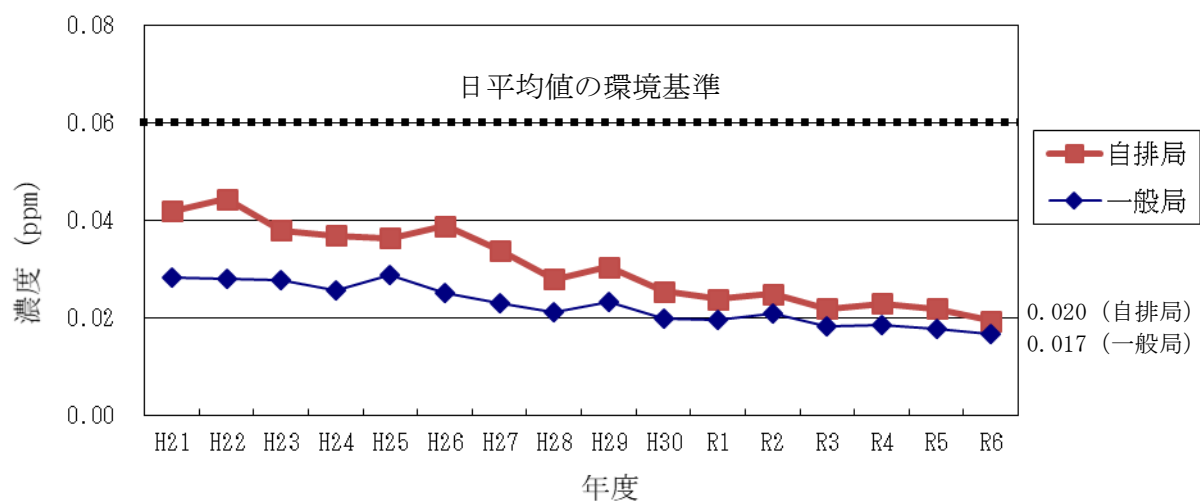


図 3－2－3 二酸化窒素濃度経年変化 (市内平均：日平均値の年間 98%値)

③ 光化学オキシダント

ア. 光化学オキシダント測定結果

令和 6 年度の測定結果を表 3－2－1 3 に示す。全測定局で環境基準を達成していない。また全国的にもほとんどの測定局において環境基準を達成していない。光化学オキシダントの特徴要因としては、揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物（NO_x）等の原因物質、ヒートアイランド現象による都市の気温上昇、地球温暖化による夏季の温度上昇、対流圏における光化学オキシダント平均濃度の増加等々が挙げられている。

表 3－2－1 3 光化学オキシダントの測定結果

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の 1 時間値の平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の平均値	8 時間値日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	ppm
加古川	365	5418	0.036	83	359	0	0	0.097	0.050	0.079
尾上	365	5422	0.035	91	408	0	0	0.103	0.050	0.079
東神吉	333	4928	0.036	68	318	0	0	0.092	0.050	0.077

備考：光化学オキシダントの評価は、一日のうち昼間（6時から 20 時）の時間帯を対象とする。

イ. 光化学スモッグ広報等発令状況

光化学スモッグ広報等発令基準を表 3－2－1 4 に示す。令和 6 年度における発令はなかった。

表 3－2－1 4 光化学スモッグ広報等発令基準

区 分	発 令 基 準
予 報	光化学オキシダントの濃度が注意報発令基準に達するおそれがあるとき
注 意 報	光化学オキシダント濃度の 1 時間平均値が 0.12ppm 以上となり、気象条件等からみてその濃度が継続すると認められるとき
警 報	光化学オキシダント濃度の 1 時間平均値が 0.24ppm 以上となり、気象条件等からみてその濃度が継続すると認められるとき
重大警報	光化学オキシダント濃度の 1 時間平均値が 0.40ppm 以上となり、気象条件等からみてその濃度が継続すると認められるとき

兵庫県では、「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」を定め、光化学オキシダント濃度に応じて広報等を発令するとともに、主要工場に対して汚染物質排出量の削減を要請する等、健康被害防止措置を講じている。本市においても、同要領により兵庫県の発令を受けると、整備している連絡体制に従って市民への周知を図り、光化学スモッグによる健康被害の防止に努めている。

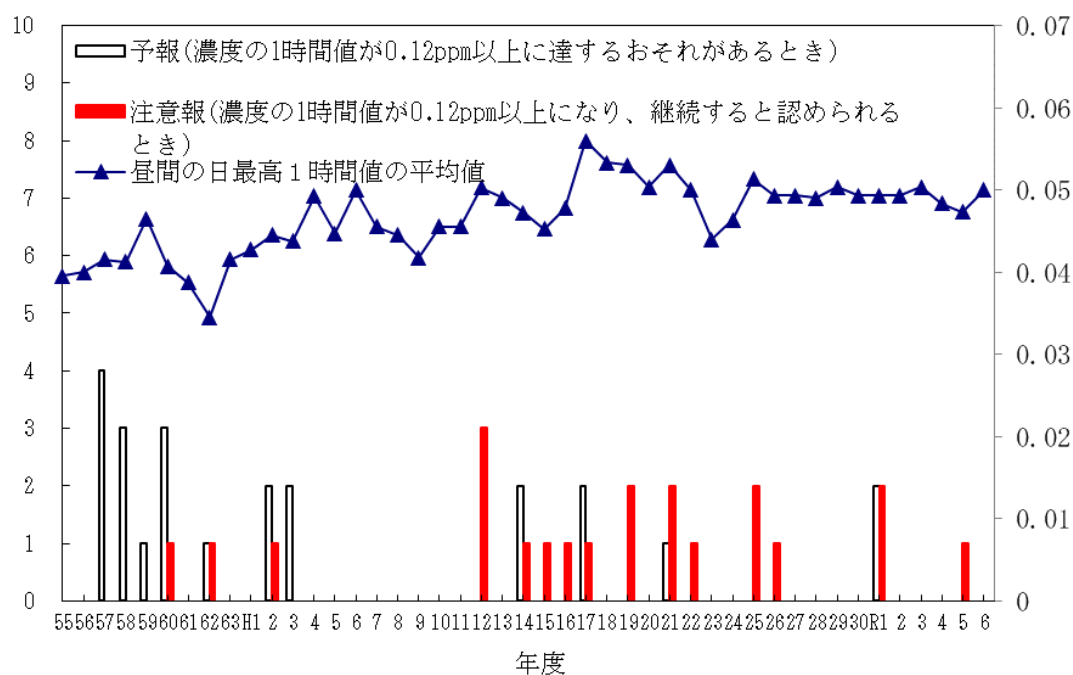


図 3－2－4 加古川市の光化学オキシダント濃度と発令日数

④ 一酸化炭素（CO）

平岡自排局における令和 6 年度の一酸化炭素の測定結果を表 3－2－1 5 に、一酸化炭素濃度の経年変化（日平均値の 2％除外値）を図 3－2－5 に示す。短期的評価、長期的評価とも環境基準を達成している。

表 3－2－1 5 一酸化炭素の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2％除外値
	日	時間	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm
平岡自排	364	8674	0.2	0	0	0	0	1.4	0.4

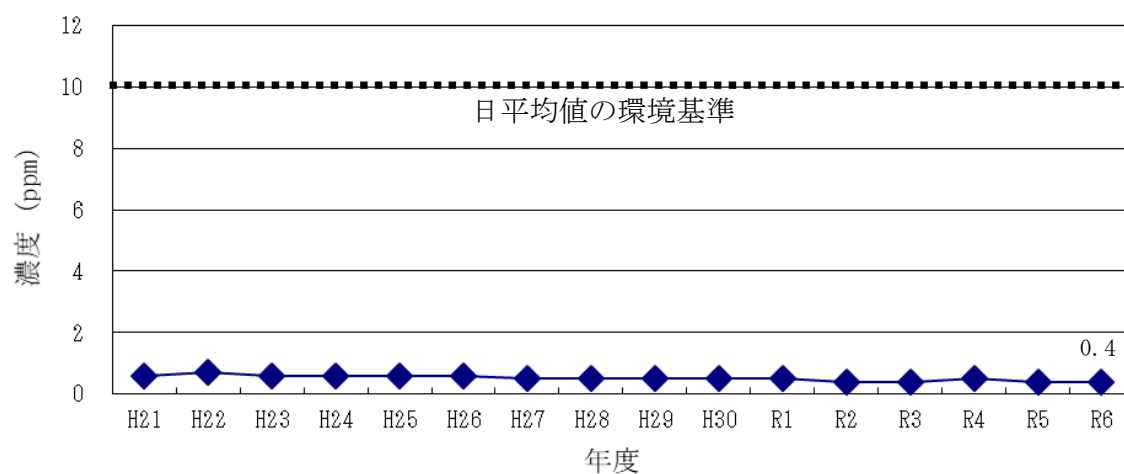


図 3－2－5 一酸化炭素濃度の経年変化（日平均値の 2％除外値）

⑤ 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもので、工場からのばい煙や自動車排気ガスの他、揮発性有機化合物（VOC）からの生成も要因とされている。自動車 NO_x ・PM法の規制、VOC排出抑制制度等により、積極的な削減対策に取り組んでいる。

令和6年度の浮遊粒子状物質の測定結果を表3-2-16に、浮遊粒子状物質濃度の経年変化（市内平均：日平均値の2%除外値）を図3-2-6に示す。長期的評価においては、全局で環境基準を達成した。なお、短期的評価においては、志方局・新野辺局で基準超過が見られた。いずれも4月18日に超過している。当時は市内の他の測定局を含む広域において全局的に高い値を示しており、春先の黄砂の飛来の影響が考えられる。

表3-2-16 浮遊粒子状物質の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
	日	時間	mg/m^3	時間	%	日	%	mg/m^3	mg/m^3
加古川	363	8704	0.013	0	0	0	0	0.082	0.034
尾上	363	8702	0.014	0	0	0	0	0.087	0.032
別府	358	8590	0.015	0	0	0	0	0.105	0.038
東神吉	325	7835	0.013	0	0	0	0	0.079	0.035
志方	363	8687	0.015	0	0	1	0.3	0.152	0.038
平岡自排	363	8697	0.015	0	0	0	0	0.125	0.039
鳩里自排	360	8670	0.015	0	0	0	0	0.160	0.039
新野辺	363	8693	0.015	0	0	1	0.3	0.158	0.040

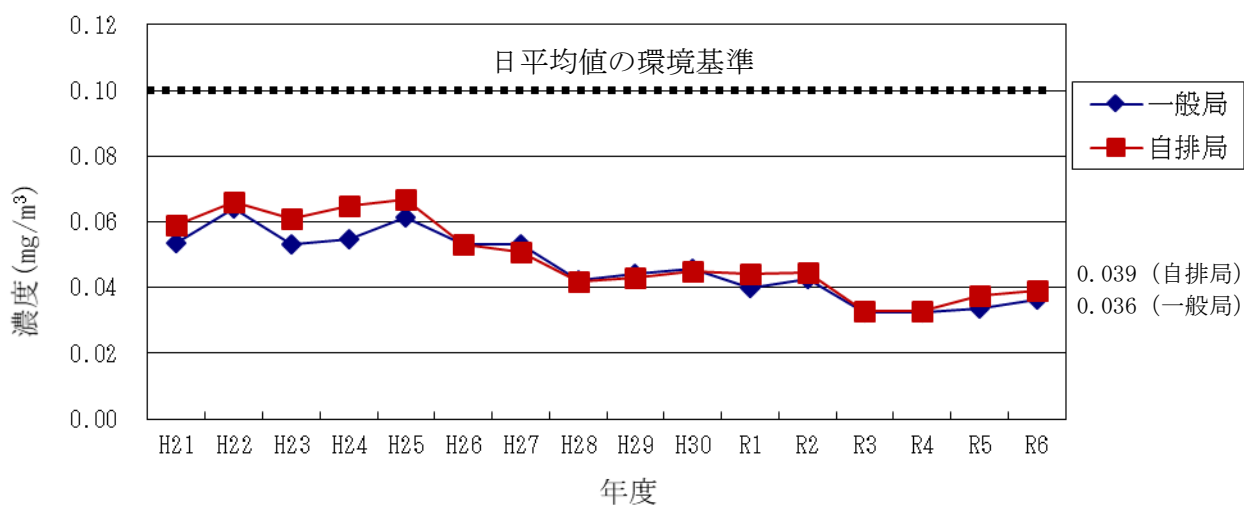


図3-2-6 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（市内平均：日平均値の2%除外値）

⑥ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

PM_{2.5}は大気中に浮遊している直径2.5 μm （1 μm は1mmの1/1000）以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質（SPM：直径10 μm 以下の粒子）よりも小さな粒子を言う。

PM_{2.5}は、粒子が非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

PM_{2.5}には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が主として、環境大気中での化学反応により粒子化したものがある。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

ア. β 線吸収法による微小粒子状物質（PM_{2.5}）の連続測定の結果

本市では、加古川局、別府局、志方局及び平岡自排局の4地点で自動測定機によるPM_{2.5}（質量）の連続測定を実施している。令和6年度の測定結果を表3-2-17、年平均値の経年変化を図3-2-7に示す。近年、減少傾向にあり、全測定局において短期基準・長期基準ともに環境基準を達成した。

表3-2-17 微小粒子状物質の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
加古川	361	8687	9.3	41.0	3	0.8	61	27.3	0
別府	363	8716	10.6	55.8	5	1.4	88	31.2	0
志方	363	8687	10.5	58.1	2	0.6	81	30.4	0
平岡自排	363	8704	9.7	45.6	4	1.1	77	30.2	0

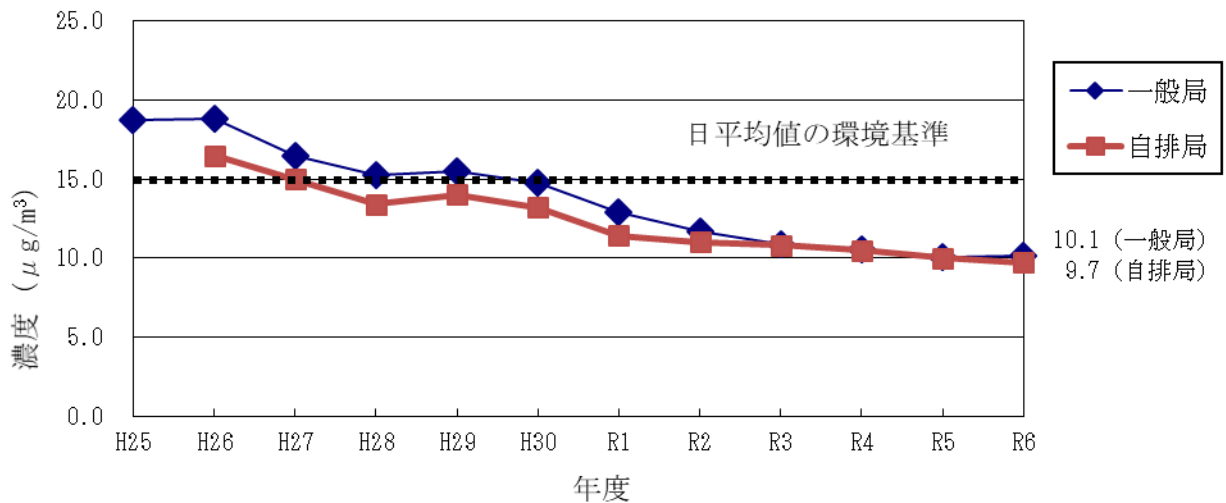


図 3-2-7 微小粒子状物質の年平均値経年変化 (市内平均)

イ. 微小粒子状物質 (PM2.5) に含まれる成分の測定結果

大気環境中に浮遊する PM2.5 をフィルターで捕集し成分測定を実施した。令和 6 年度の測定結果を図 3-2-8 に示す。1 年を通して硫酸イオンと有機炭素の占める割合が高かった。PM2.5 については、その健康影響や発生機構等の知見が少なく、測定データの蓄積が今後の施策を展開するうえで重要である。

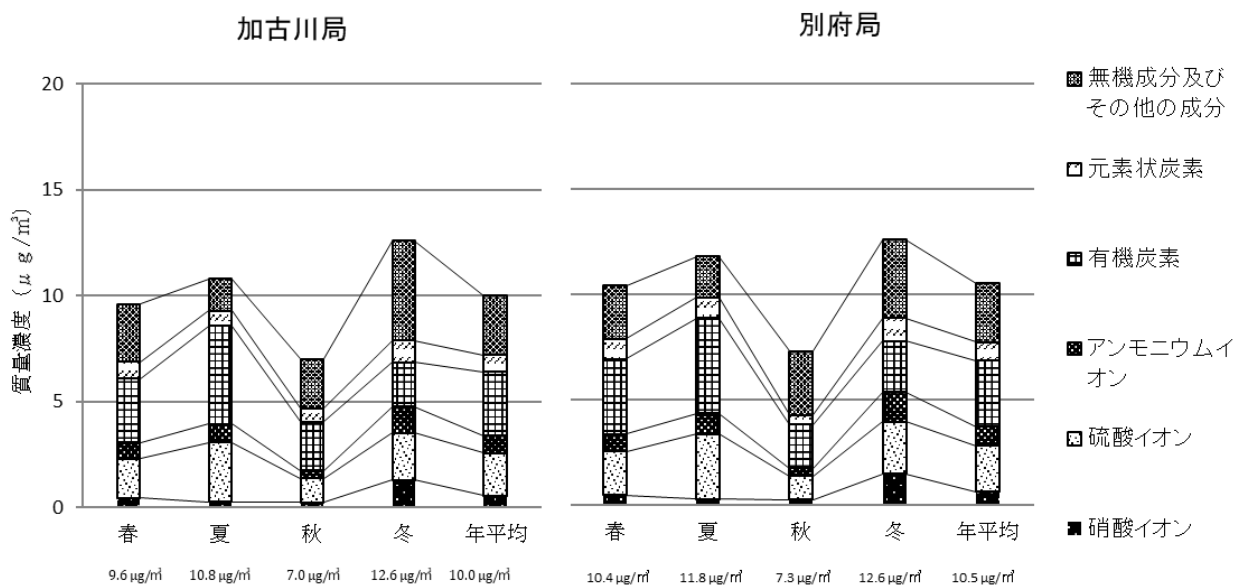


図 3-2-8 微小粒子状物質中の成分測定結果

棒グラフ下段の数値は成分測定期間中の質量濃度の平均値を示す。

ウ. PM_{2.5} 高濃度時における対応

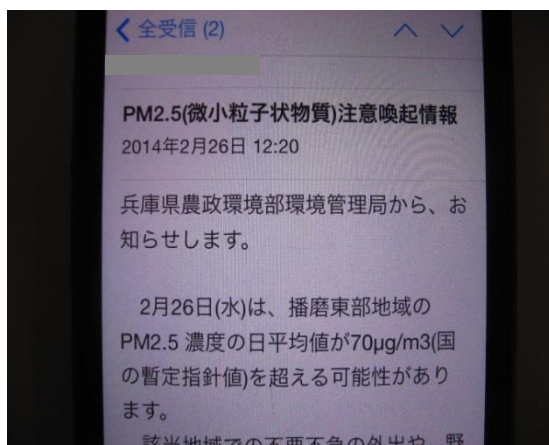
大気汚染防止法では、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、その事態を住民等に周知させるなど緊急時の措置をとることになっている（第 23 条）。兵庫県では法に準じて PM_{2.5} 高濃度時に注意喚起情報を発信する。本市では、県から情報発信を受けた場合※に、図 3－2－9 のように市内の公共施設やメディアなどの協力を得て、市民への情報発信に努めている。

※兵庫県が注意喚起情報を発信するために定めた地域区分を設けており、加古川市は播磨東部地域として対応することとしている。

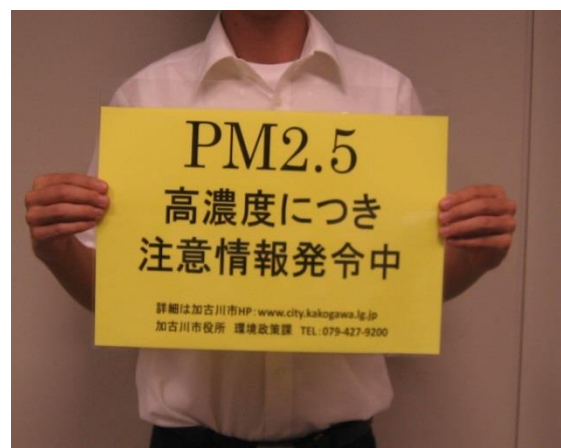
《 注意喚起情報の発信基準 》

兵庫県では、各地域に設置している一般環境大気測定局の濃度で注意喚起情報の発信を判断している。

- 1) 午前 5 時から 7 時の 1 時間値の平均が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
(各地域内の全測定局の上記 1 時間値全てを平均して判断する。)
- 2) 午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
(各地域内の全測定局の上記 1 時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する。)
- 3) 1) 及び 2) の他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれのある場合



メールによる情報配信
(防災ネット)



掲示チラシによる情報発信
(市民センターなど)

図 3－2－9 PM_{2.5} 注意喚起情報の周知方法

⑦ 降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、自重や雨によって地上に降下するばいじんや粉じん等のことである。雨などに溶けこんで目に見えない成分と、ろ過したときにろ紙の上に残る成分の２種類があり、前者を溶解性物質、後者を不溶解性物質という。これらの合計を降下ばいじん総量として１平方キロメートル・１ヶ月当たりのトン数で表す。降下ばいじんを測定することにより一定地域の降下物の平均的な割合を知ることができ、経年的、全体的な汚染の目安を得ることができる。令和６年度の地点別降下ばいじん総量の年平均値を図３－２－１０に、測定結果を表３－２－１８に示す。降下ばいじん総量は北部よりも南部の方が多くなっている。また、市内平均値の経年変化を図３－２－１１に示す。なお、４月の全地点及び５月の平岡小学校が、４月１６日の降雹の影響により欠測となっているため、市内平均値が、例年より低い値となっている。

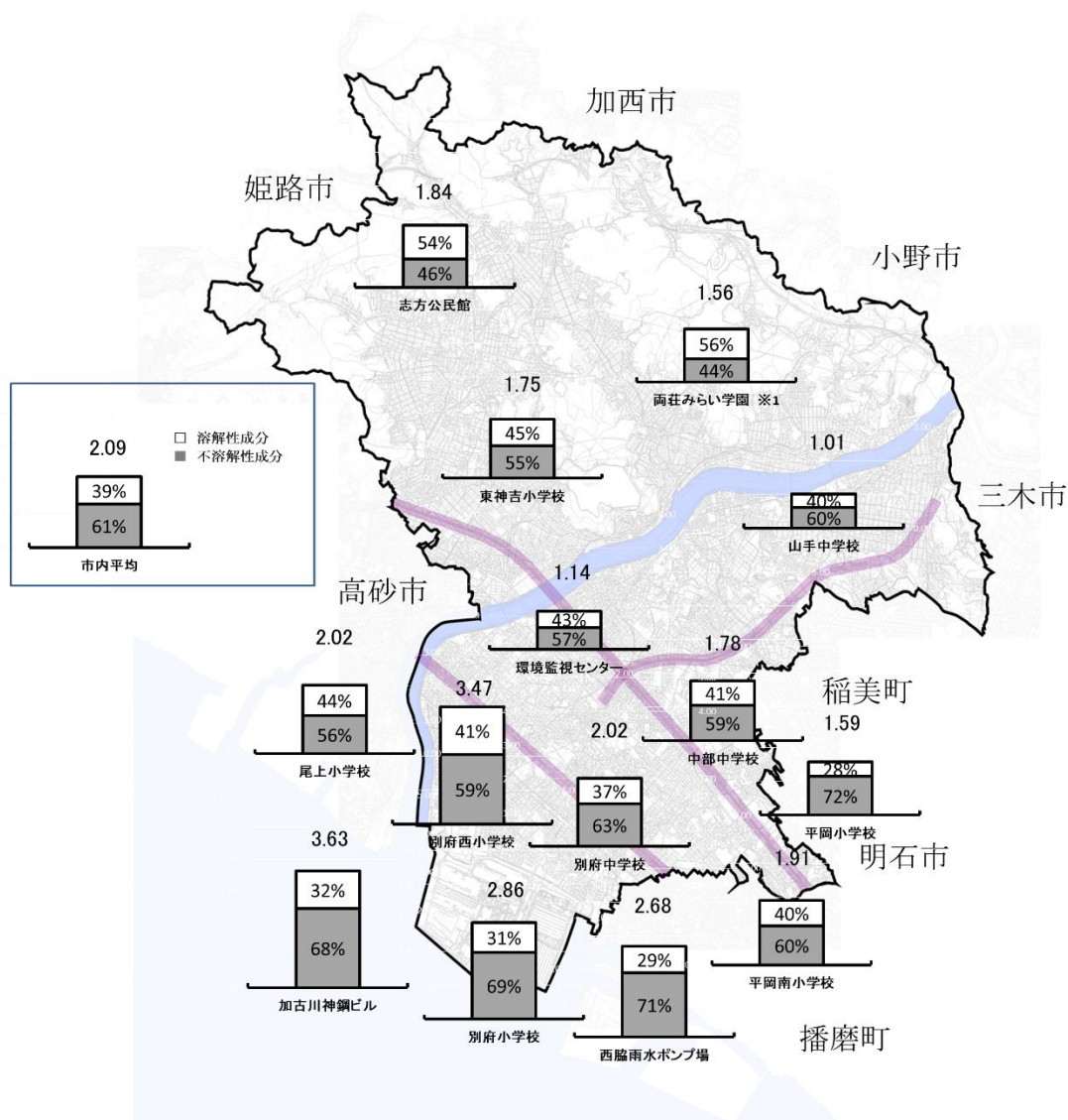


図３－２－１０ 地点別降下ばいじん総量の年平均値（単位：t/km²/月）

表 3-2-18 降下ばいじん総量の測定結果（単位：t/km²/月）

No	測 定 地 点	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均値
1	加古川神鋼ビル		5.38	5.67	6.90	4.93	5.47	2.41	1.22	0.90	1.67	1.82	3.58	3.63
2	別府小学校		4.13	3.98	4.95	3.82	3.21	1.46	1.10	1.33	1.91	2.19	3.41	2.86
3	西脇雨水ポンプ場		3.94	2.66	4.10	3.42	2.93	1.61	1.44	1.46	2.08	2.32	3.56	2.68
4	別府西小学校		5.13	5.21	5.96	4.82	4.19	2.40	1.45	1.09	1.96	2.20	3.81	3.47
5	尾上小学校		3.92	2.45	2.87	2.47	2.26	1.37	0.85	0.78	1.33	1.34	2.61	2.02
6	別府中学校		2.74	4.47	3.41	2.22	2.04	1.10	0.83	0.47	1.14	1.08	2.70	2.02
7	平岡南小学校		2.99	2.43	3.18	2.29	2.06	1.19	1.04	0.49	1.28	1.05	2.98	1.91
8	平岡小学校			1.52	1.99	1.29	1.73	1.26	0.94	0.83	1.61	1.88	2.80	1.59
9	環境監視センター		1.81	1.29	1.58	1.13	1.42	0.91	0.53	0.17	0.86	0.85	1.95	1.14
10	中部中学校		2.53	2.15	2.43	2.12	2.43	1.26	0.77	0.89	1.28	1.10	2.62	1.78
11	山手中学校		1.68	1.07	1.07	0.97	1.02	0.87	0.51	0.41	0.70	0.72	2.14	1.01
12	東神吉小学校		2.87	1.96	2.36	1.97	1.69	1.84	1.48	0.67	1.32	0.72	2.32	1.75
13	両荘みらい学園 ※1		2.97	2.22	1.32	1.64	1.24	1.55	1.60	0.51	0.72	0.78	2.65	1.56
14	志方公民館		3.23	2.65	1.68	2.23	1.34	2.45	1.68	0.51	0.95	0.94	2.57	1.84
市内平均		※2												2.09

※1 令和 6 年 9 月より平荘小学校から変更

※2 4 月 16 日の降雹の影響により 4 月は全地点・平岡小学校は 5 月まで欠測となっている。

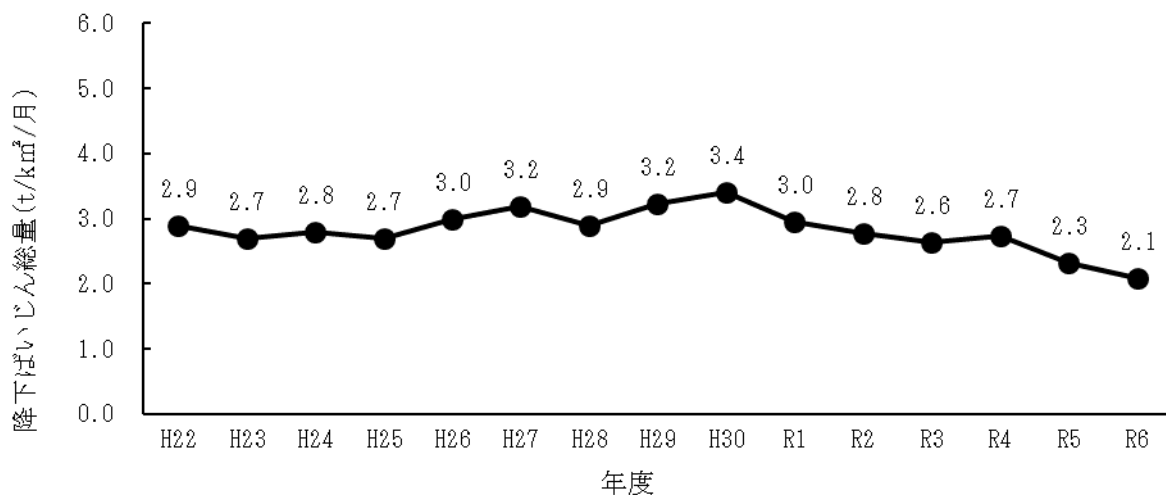


図 3-2-11 降下ばいじん総量の市内平均の経年変化（市内平均：単位 t/km²/月）

⑧ 気象

気象条件は大気汚染物質の濃度を左右する重要な要素であり、気象データを収集することは大気の状態を考察するうえで必要不可欠である。例えば、風が弱く大気が安定しているときは、大気中に放出された汚染物質はあまり拡散されず、一般に汚染濃度は高くなる。日射量が多い時は、紫外線によって光化学反応が活発となり、光化学スモッグが発生しやすくなる。降雨の時は、汚染物質が雨に吸収され大気中の汚染濃度は低下する。

本市では、風向、風速、気温、湿度、雨量、日射量、放射収支の7項目を測定している。

ア. 気象の測定

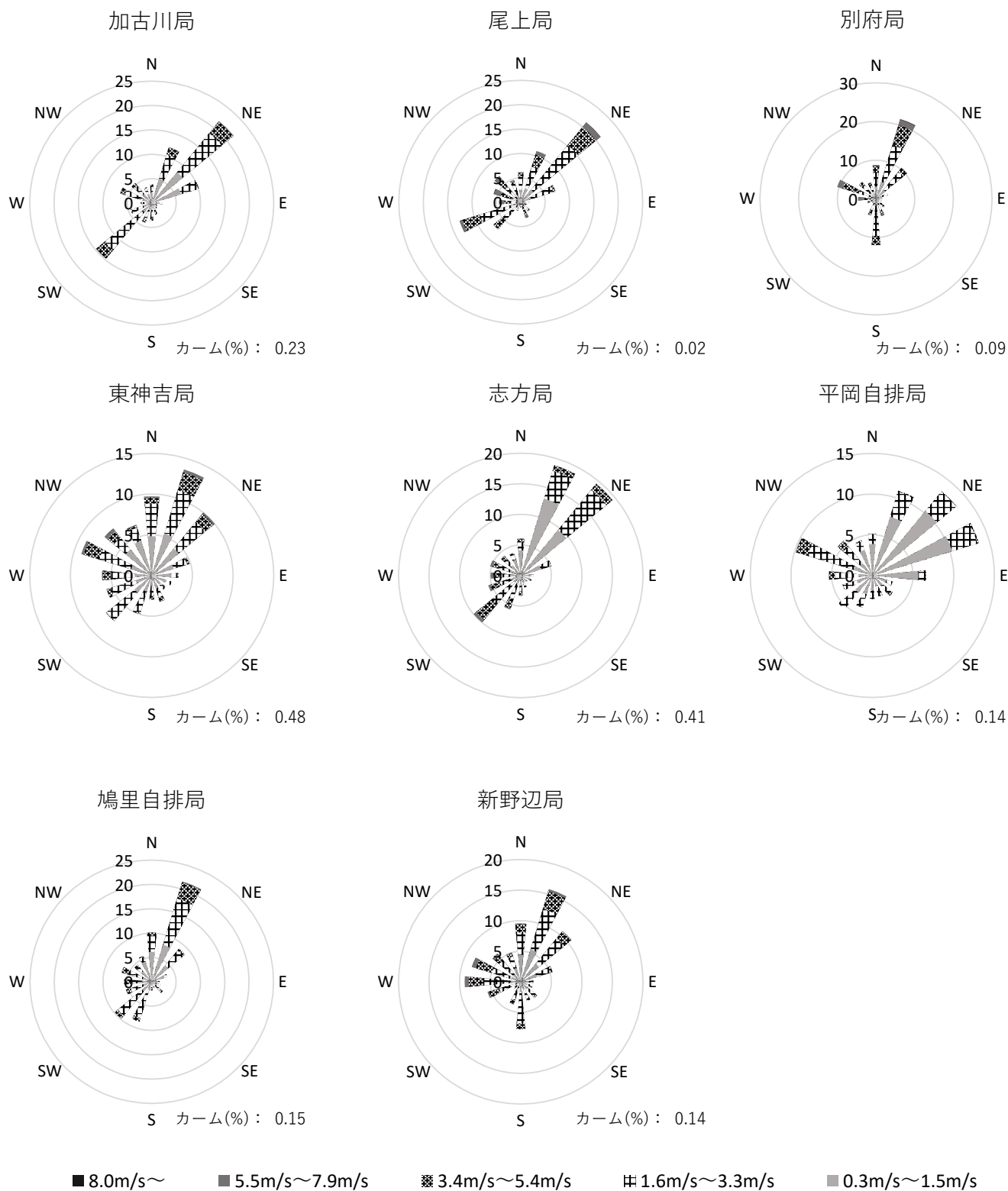
令和6年度の加古川局における気温、湿度、雨量の月別測定結果を表3-2-19に示す。

表3-2-19 気象測定結果（加古川局）

月 項 目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
気温 (℃)	平均	16.9	18.7	23.4	29.0	30.2	28.5	21.2	13.5	6.8	5.0	3.8	9.4
	最高	25.3	28.3	31.9	35.4	37.7	35.2	30.5	24.1	18.4	15.4	12.7	23.6
	最低	5.4	8.1	14.5	22.6	24.0	20.0	12.1	2.5	-0.8	-2.4	-3.8	-1.6
湿度 (%)	平均	68	68	75	76	70	70	74	71	64	63	62	68
雨量 (mm)	時間最大	7.5	18.0	13.0	5.5	14.0	1.0	9.0	8.0	0.5	3.0	1.5	8.5
	総雨量	141.0	190.0	203.0	86.5	132.5	2.5	98.0	104.5	0.5	18.0	11.0	83.0

イ. 風向・風速の測定

令和6年度の全測定局の年間風配図を図3-2-12に示す。出現頻度は北東付近（陸風）と南西付近（海風）が多い。



※外円は各風速の割合 [%] を示す。

※風速0.3m/s未満のときは風向を特定せずカームとしている。

図 3 - 2 - 1 2 年間風向風速頻度分布図

(6) 有害大気汚染物質

① ダイオキシン類

ア. 大気中のダイオキシン類濃度の測定

大気中のダイオキシン類については、加古川局で測定を実施している。ダイオキシン類濃度の年平均値と環境基準値を比較し評価を行う。

令和6年度の測定結果を表3-2-20に示す。測定の結果、環境基準値を下回った。

表3-2-20 大気中ダイオキシン類濃度の測定結果（単位：pg-TEQ/m³）

測定場所	年平均値	最小値	最大値	環境基準値
加古川局	0.013	0.0098	0.014	0.6

※年平均値は年4回（5月、8月、11月、2月）の測定結果の算術平均値を記載している。

イ. 大気中ダイオキシン類濃度の経年変化

過去10年間のダイオキシン類濃度の経年変化を図3-2-13に示す。

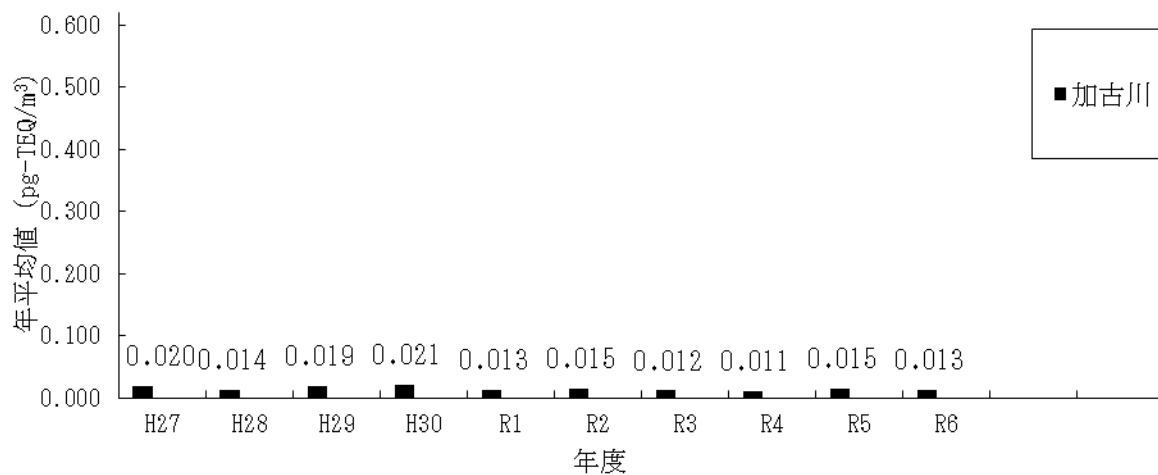


図3-2-13 大気中ダイオキシン類濃度の経年変化

② 有害大気汚染物質

ア. 大気中の有害大気汚染物質の測定

大気中の有害大気汚染物質については加古川局、別府局及び尾上公民館の3地点で測定を実施している。有害大気汚染物質は年平均値と環境基準値を比較して評価を行う。令和6年度の測定結果を表3-2-21に示す。令和6年度は別府局及び尾上公民館でマンガン及びその化合物が指針値を超過した。今後も引き続き監視する必要がある。

表3-2-21 有害大気汚染物質の測定結果

物質名	単位	加古川局				別府局				環境基準値	指針値
		年平均	濃度範囲		m / n	年平均	濃度範囲		m / n		
			最小	最大			最小	最大			
アクリロニトリル	μ g / m ³	0.043	0.013	0.095	0 / 12	0.16	0.080	0.25	0 / 12	—	2
塩化ビニルモノマー		2.0	0.0037	21	1 / 12	2.7	0.0056	27	1 / 12	—	10
クロロホルム		0.29	0.12	0.82	0 / 12	0.21	0.14	0.30	0 / 12	—	18
1,2-ジクロロエタン		0.67	0.080	3.6	1 / 12	0.94	0.095	9.0	1 / 12	—	1.6
ジクロロメタン		1.1	0.41	1.9	0 / 12	1.1	0.70	1.7	0 / 12	150	—
テトラクロロエチレン		0.20	0.022	1.1	0 / 12	0.092	0.029	0.26	0 / 12	200	—
トリクロロエチレン		0.098	0.034	0.18	0 / 12	0.087	0.029	0.14	0 / 12	130	—
1,3-ブタジエン		0.060	0.029	0.10	0 / 12	0.097	0.044	0.43	0 / 12	—	2.5
ベンゼン		0.77	0.25	1.8	0 / 12	1.4	0.33	4.4	3 / 36	3	—
塩化メチル		1.6	1.4	2.1	0 / 12	1.7	1.5	1.9	0 / 12	—	94
トルエン		3.3	1.2	6.9	/ 12	4.9	1.9	8.2	/ 12	—	—
酸化エチレン		0.042	0.023	0.078	/ 12				/	—	—
アセトアルデヒド		1.8	0.89	3.2	0 / 12				/	—	120
ホルムアルデヒド		2.7	0.82	5.7	/ 12	3.6	1.1	11	/ 12	—	—
ニッケル化合物	ng / m ³	4.4	0.80	14	0 / 12	5.9	0.51	16	0 / 12	—	25
バリウム及びその化合物		0.017	<0.003	0.047	/ 12				/	—	—
マンガン及びその化合物		41	6.7	140	0 / 12	170	8.5	470	7 / 12	—	140
クロム及び三価クロム化合物		9.3	1.3	29	/ 12	12	0.83	35	/ 12	—	—
六価クロム化合物		0.23	0.12	0.40	/ 12	0.22	0.15	0.36	/ 12	—	—
クロム及びその化合物		9.6	1.4	29	/ 12	12	1.0	35	/ 12	—	
ヒ素及びその化合物		1.2	0.21	2.2	0 / 12	1.6	0.28	2.7	0 / 12	—	6
水銀及びその化合物		1.8	1.4	2.8	0 / 12	1.9	1.4	2.7	0 / 12	—	40
ベンゾ〔a〕ピレン		0.20	0.012	1.3	/ 12				/	—	—

物質名	単位	尾上公民館				環境 基準値	指針値
		年平均	濃度範囲		m / n		
			最小	最大			
マンガン及びその化合物	ng/m ³	190	17	740	6 / 12	—	140

*m:環境基準値または指針値を超える検体数、n:総検体数

*測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2の値を用いて年平均値を算出している。

*「クロム及びその化合物」は、「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」の総和の値である。

イ. 有害大気汚染物質濃度の経年変化

平成 30 年度からの有害大気汚染物質濃度の経年変化を図 3-2-14 に示す。

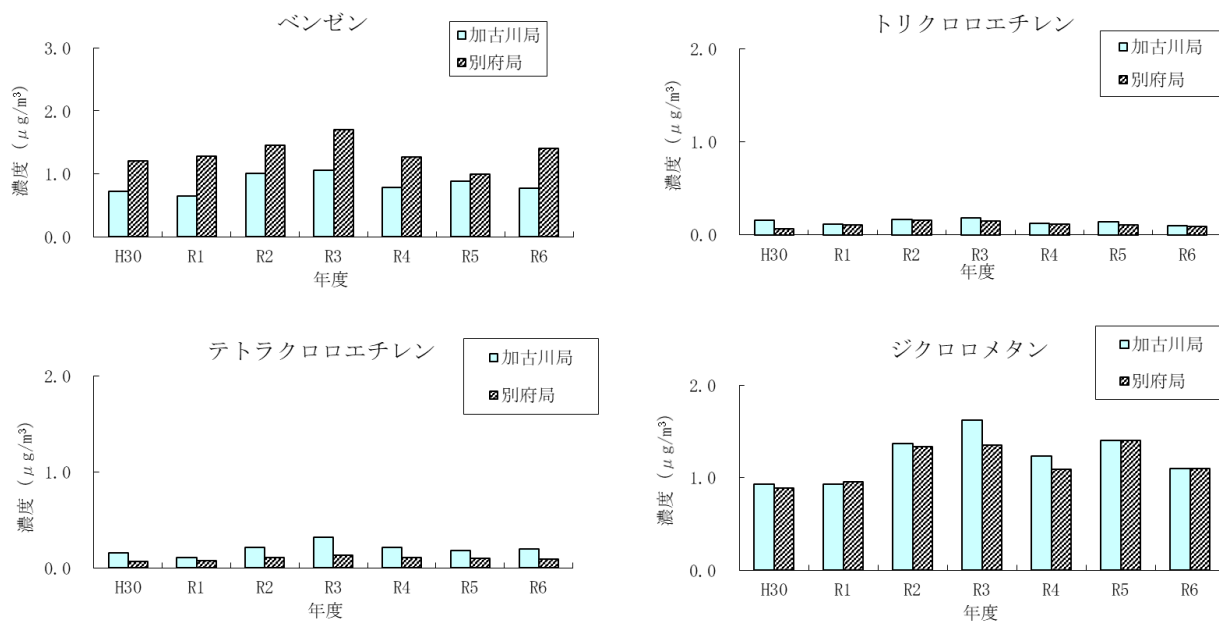


図 3-2-14 有害大気汚染物質の経年変化

(7) 特定粉じん（アスベスト）

一般大気環境中のアスベスト濃度については、環境監視センター（加古川局）、別府公民館および志方公民館の 3 地点で調査を実施している。令和 6 年度の測定結果を表 3-2-22 に示す。

表 3-2-22 一般大気環境中のアスベスト濃度測定結果

測定地点	測定日	総繊維数濃度（本/L）
環境監視センター	令和 6 年 12 月 3 日	<0.15
別府公民館	令和 6 年 12 月 3 日	<0.15
志方公民館	令和 6 年 12 月 3 日	<0.15

※測定法：アスベストモニタリングマニュアル第 4.2 版（環境省 令和 4 年 3 月）

（８）発生源の監視

環境保全協定締結工場のうち、排出ガス量が多い、(株)神戸製鋼所加古川製鉄所及び関西熱化学(株)加古川工場について、加古川市の発生源監視テレメータシステム（昭和 50 年度導入）を用いて、汚染物質（硫黄酸化物及び窒素酸化物）の排出量の常時監視を行っている。

3. 水質汚濁

(1) 水質汚濁の概要

本市には、市の中心部を南北に流れ播磨灘に注ぎ込む、県下最大河川の加古川を含め大小 10 の河川がある。また、それらの水資源を利用した農業用水路が縦横に流れているうえに、大小 300 あまりのため池が点在する多様な水辺環境を有している。

河川や海域などの公共用水域における水質は、法令による排水規制の強化や生活排水処理率の向上により、環境基準を概ね達成している状況である。特に海域においては、良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保するうえで望ましい栄養塩類の濃度が兵庫県により設定された。さらに、SDGs の達成や「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けて、藻場や干潟等の保全・再生・創出、気候変動対策、海洋プラスチック対策等の取組が幅広い主体により進められている。

河川、海域の他に市内のため池及び小河川についても水質調査を行っており、一部の地域で富栄養化が見られるが、概ね良好な水質状況となっている。

地下水の水質については、自然由来又は有害物質等の地下浸透により、環境基準を超過する地域がある。特に、人為的な汚染については、周辺住民の健康に影響が出ないよう、原因者に対して改善を指導している。

工場、事業場からの排水水に対しては、水質汚濁防止法、環境の保全と創造に関する条例及び市内主要事業者と締結する環境保全協定を根拠とする規制により、立入検査を行うなどして、地域に与える環境負荷の低減に取り組んでいる。

(2) 環境基準

環境基準は、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準であり、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準が設定されている。公共用水域のうち、河川・海域の水質汚濁に係る基準値については資料〔1〕のとおりであり、人の健康に関する環境基準はすべての公共用水域に、生活環境の保全に関する環境基準は指定された水域に適用される。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準については資料〔1〕のとおりであり、すべての地下水に適用される。

(3) 公共用水域及び地下水の調査

①河川及び海域の調査地点および調査項目

令和6年度は、市内10河川11地点、1海域3地点の計14地点で水質調査を実施した。

調査地点および調査項目について、表3-3-1及び図3-3-1に示す。

表3-3-1 河川及び海域の調査地点と調査項目

地点 No.	河川・ 海域名	調査地点	類型	測 定 項 目
1	別府川	十五社橋	C	(一般項目) 水温、流量、透視度、臭気、透明度、色相 (生活環境項目) pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、油分等、全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS (健康項目等) カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性・亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン (要監視項目) クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロルヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、PFOS及びPFOA (特殊項目等) 銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム (その他) 塩素イオン、アンモニア性窒素、麟酸性麟、陰イオン界面活性剤 上記のうち測定計画に基づき各地点に定められた項目
2	別府川	別府橋	C	
3	養田川	養田1号橋		
4	水田川	山電下		
5	喜瀬川	城橋上	D	
6	曇川	高田橋		
7	草谷川	上西条橋		
8	小川	山角橋		
9	西川	小山橋		
10	法華山谷川	長慶橋		
11	加古川	堰堤	B	
12	播磨海域(11)	加古川市沖1	B、III [#]	
13	播磨海域(13)	加古川市沖2	A、II [#]	
14	播磨海域(2)	別府港	C	

備考 [#]海域の全窒素・全磷に係る水域名及び環境基準等

②池及び小河川の調査地点及び調査項目

市内の代表的な池を3つ、小河川を3つ選定し、年4回水質調査を実施した。

調査地点および調査項目について、表3-3-2及び図3-3-1に示す。

表 3－3－2 池及び小河川の調査地点及び調査項目

地点No.	池 名 小河川名	所在地	類型	水質目標値 (BOD：mg/L)	形 態 地域河川名	測 定 項 目
L1	今池	野口町北野	Ⅲ	8.0	市街地皿池	(一般項目) 水温、流量、透視度、 臭気、色相
L2	野々池	神野町西条	Ⅱ	5.0	里池	
L3	六万池	志方町畑	Ⅰ	3.0	山池	
R1	権現川	志方町野尻	I-2	3.0	西川・小川	(水質) pH、DO、BOD、 COD、SS、全窒 素、全磷
R2	磐川	平荘町磐	I-2	3.0	西川・小川	
R3	藤池川	志方町原	I-2	3.0	法華山谷川	

※ 水域類型は第3次加古川市環境基本計画を参照



図 3－3－1 河川・海域の調査地点図

③地下水の調査地点及び調査項目

令和6年度は市内の14地点で水質調査を実施した。調査地点及び調査項目を表3-3-3に示す。

表3-3-3 地下水の調査地点及び調査項目

No	井戸番号	調 査 地 点	調 査 項 目
1	063508	平岡町土山	(環境基準項目) カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性・亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
2	063511	平岡町土山	
3	064303	尾上町池田	
4	064304	尾上町長田	
5	064306	尾上町池田	
6	064308	尾上町長田	
7	064504	平岡町高畑	(要監視項目) クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA
8	065402	野口町水足	
9	065404	野口町水足	
10	065408	野口町野口	
11	066701	八幡町野村	
12	067302	東神吉町神吉	(その他の項目) pH、電気伝導度
13	068303	志方町上富木	
14	068304	志方町上富木	
			上記のうち県測定計画に基づき各地点に定められた項目

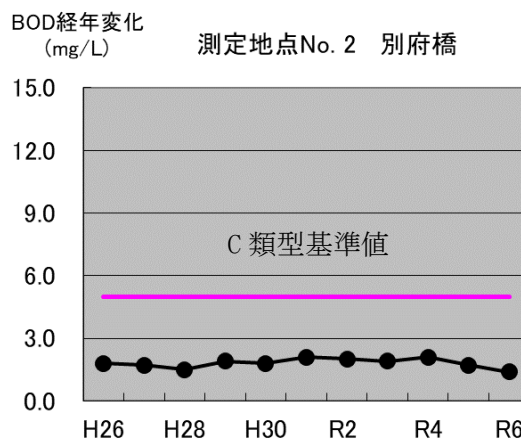
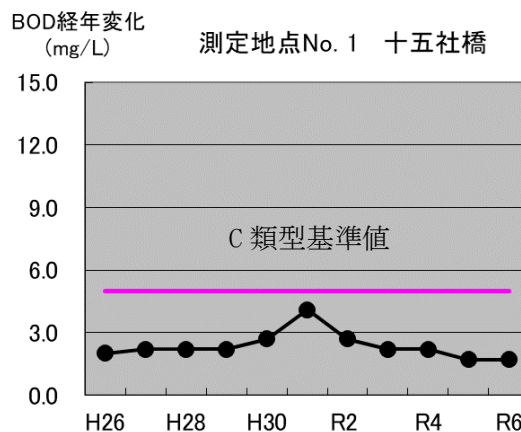
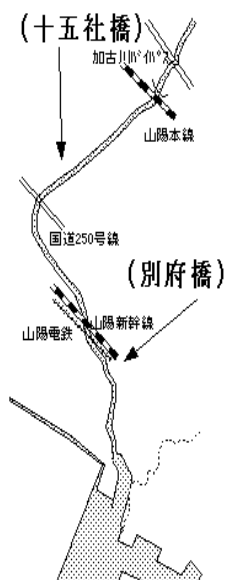
④ 河川・海域の状況及び調査結果の概要

人の健康の保護に関する項目については、すべての測定地点において環境基準を達成している。各河川及び海域の結果については下記のとおりである。

ア. 別府川

市の中央部を縦断して播磨海域に注ぐ全長約9kmの河川であり、生活環境の保全に関する環境基準C類型が設定されている。人口密集地帯を流れるため生活排水による汚濁が考えられるが、下水道の普及により改善されている。

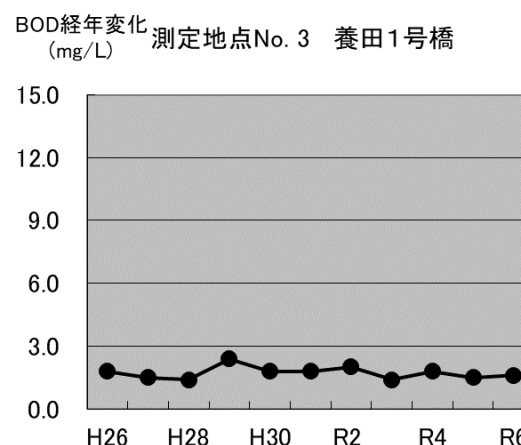
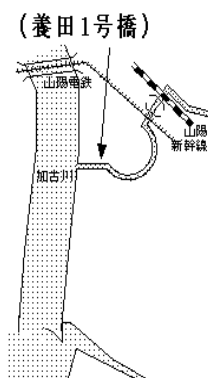
十五社橋でのBOD 75%値は1.7 mg/Lであり、環境基準を達成した。また、平成9年度から測定している別府橋におけるBOD 75%値は1.4 mg/Lであり、良好な水質を保っている。



イ. 養田川

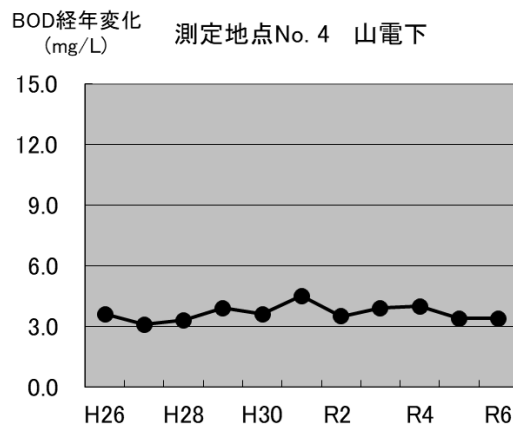
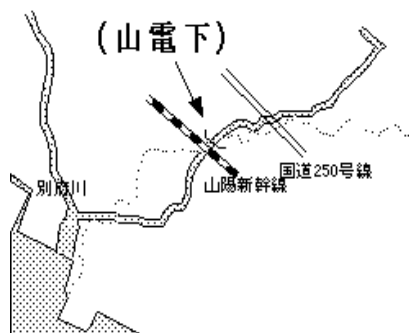
加古川町と尾上町を流れ、尾上町養田で泊川に合流し播磨海域に注ぐ小さな河川である。

BOD 75%値は1.6 mg/Lで良好な水質を保っている。

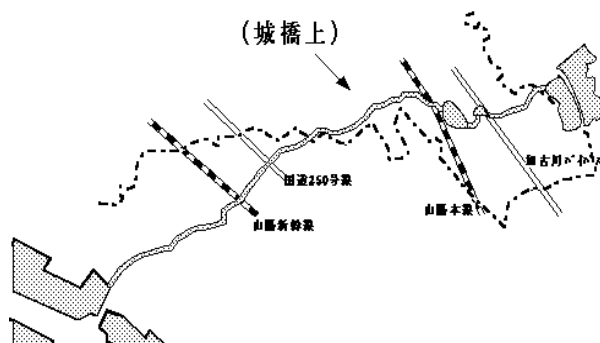


ウ. 水田川

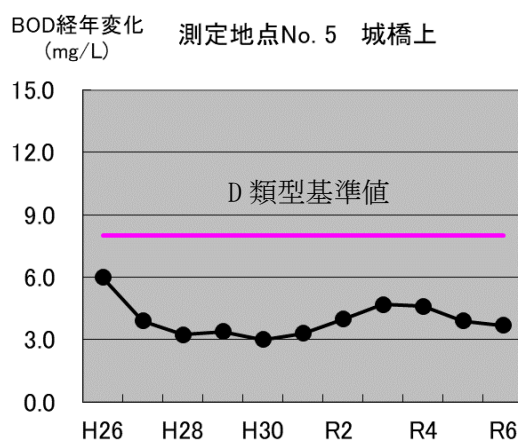
平岡町下ノ池から播磨町を経て別府川に流れる全長5kmの河川であり、人口密集地帯を流れるため、生活排水による汚濁の影響が考えられる。BOD 75%値は3.4 mg/Lと安定した水質を保っている。



エ. 喜瀬川

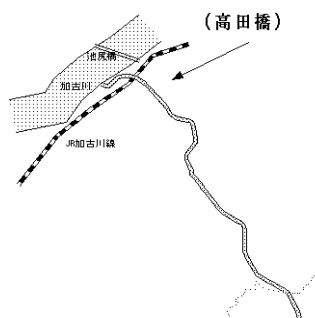


稲美町岡付近から平岡町土山を経て播磨町に流れる全長7kmの河川であり、人口密集地帯を流れるため、生活排水の影響による汚濁が考えられる。近年は上流部において道路整備事業が開始されたため、工事による影響を受けやすい環境にある。生活環境の保全に関する環境基準D類型が設定されており、BOD 75%値は3.7 mg/Lで、D類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。

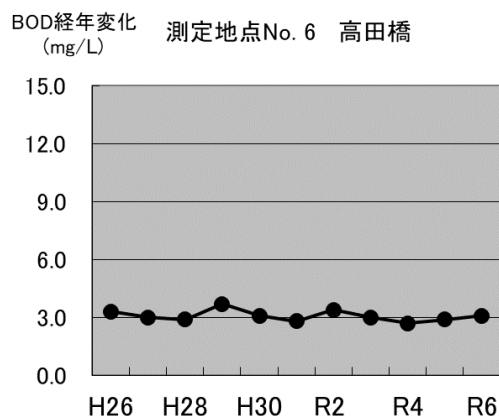


オ. 曇川

稲美町満溜池から神野町を経て加古川合流地点まで流れる全長7.5kmの河川で、農業用水として広く利用されている。



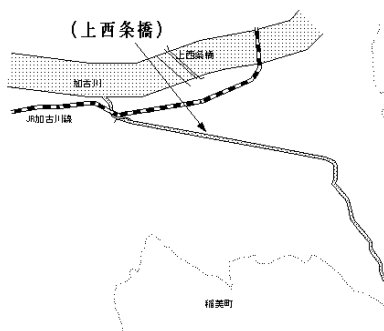
BOD 75%値は3.1 mg/Lであり、安定した水質を保っている。



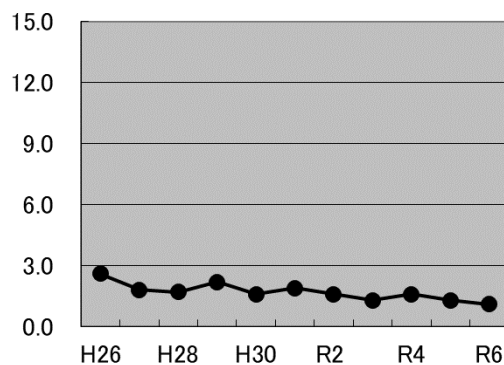
カ. 草谷川

神戸市西区から稲美町の西部を流れ、八幡町で加古川に合流する。約 12 km の河川で、大半が田園地帯を流れている。

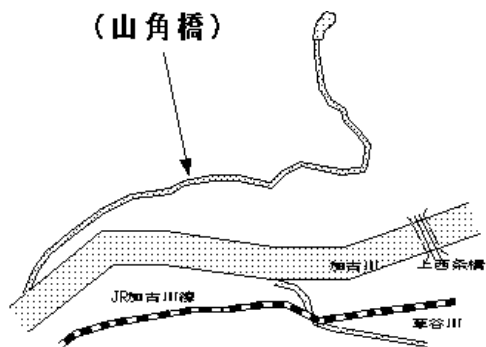
BOD 75%値は 1.1 mg/L で良好な水質を保っている。



BOD経年変化 (mg/L) 測定地点No. 7 上西条橋



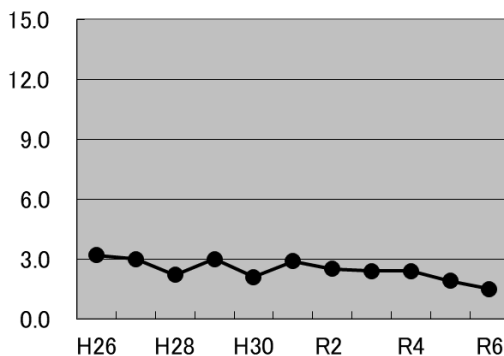
キ. 小川



平荘町を流れ、加古川に合流する全長約 4.2 km の河川である。

汚濁源は主として生活排水であり、BOD 75%値は 1.5 mg/L で良好な水質を保っている。

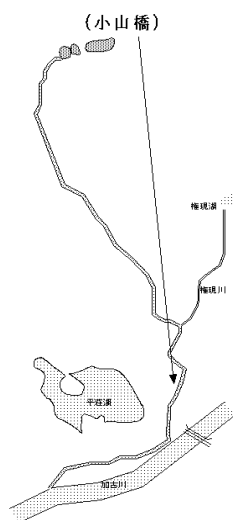
BOD経年変化 (mg/L) 測定地点No. 8 山角橋



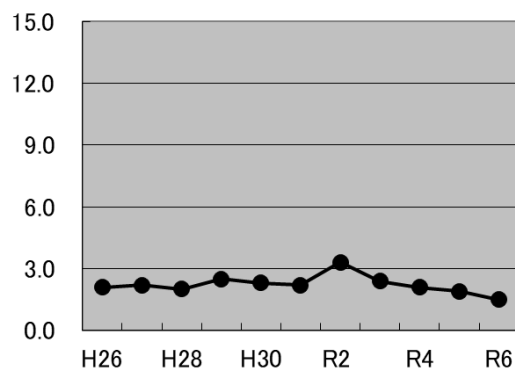
ク. 西川

志方町細工所付近に源を発し、市の西部田園地帯を流れ、東神吉町升田で加古川に合流する全長 7.5 km の河川である。

BOD 75%値は 1.5 mg/L で良好な水質を保っている。

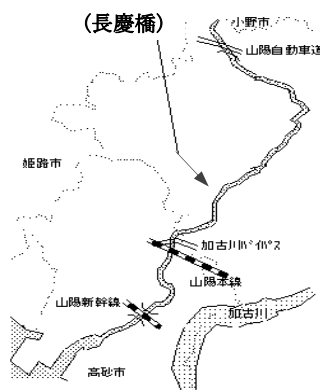


BOD経年変化 (mg/L) 測定地点No. 9 小山橋

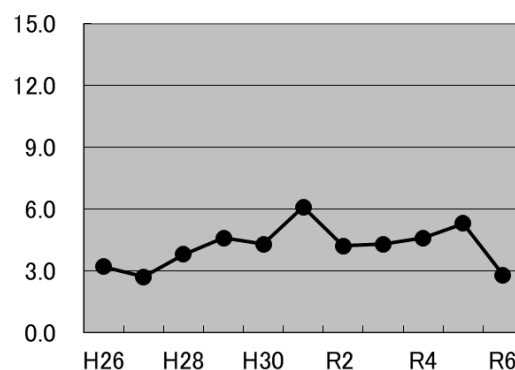


ケ. 法華山谷川

志方町畑付近に源を発し志方町、西神吉町、高砂市を経て播磨海域に注ぐ、人口密集地帯を流れている。BOD 75%値は2.8 mg/Lであり、生活排水による影響が伺える。

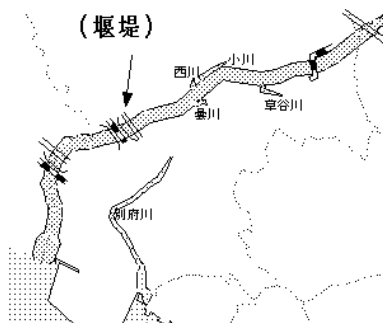


BOD経年変化 (mg/L) 測定地点No. 10 長慶橋

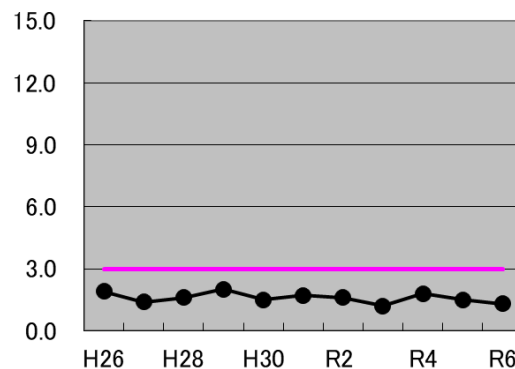


コ. 加古川

中国山地に源を発し加古川市の中央部を流れ播磨海域に注ぐ、流域面積が兵庫県総面積の約21%を占める全長95kmの県下最大の河川である。



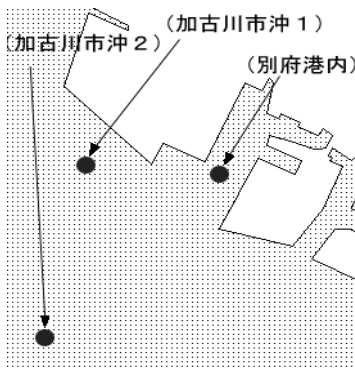
BOD経年変化 (mg/L) 測定地点No. 11 堰堤



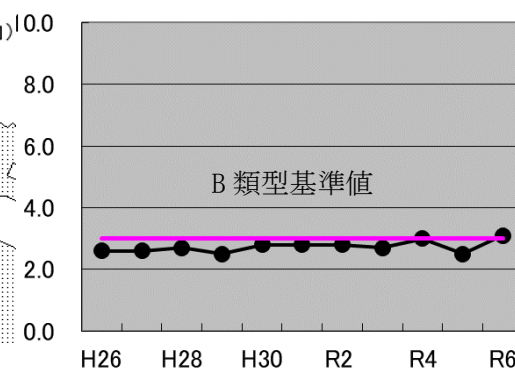
加古川市全域では生活環境の保全に関する環境基準B類型が設定されており、BOD 75%値は1.3 mg/LでB類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。

サ. 播磨海域

生活環境の保全に関する環境基準B類型が設定されている加古川市沖1のCOD 75%値は3.1 mg/Lで環境基準と比較すると高値となっており、生活排水や工場排水の影響がうかがえる。



COD経年変化 (mg/L) 測定地点No. 12 加古川市沖1

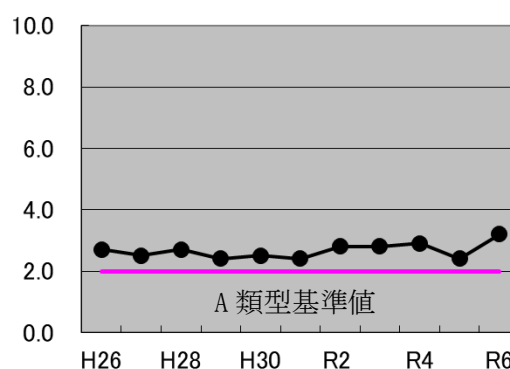


また、全窒素の年平均値は0.28 mg/L、全りんは0.034 mg/Lで、いずれもB類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。

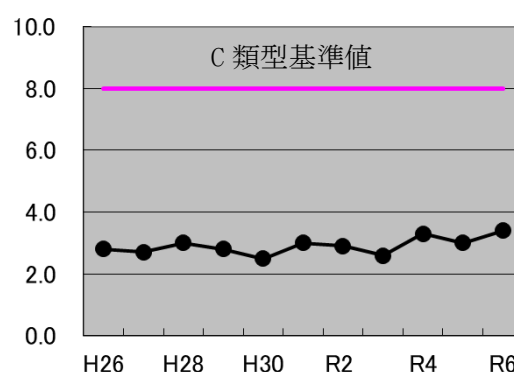
生活環境の保全に関する環境基準A類型が設定されている加古川市沖2では、COD 75%値は3.2 mg/LでA類型基準値を超過した状態が続いている。また、全窒素の年平均値は0.20 mg/L、全りんの年平均値は0.026 mg/LでA類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。

次に、生活環境の保全に関する環境基準C類型が設定されている別府港では、COD75%値は3.4 mg/LでC類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。

COD経年変化 (mg/L) 測定地点No. 13 加古川市沖2



COD経年変化 (mg/L) 測定地点No. 14 別府港内



(注) 各測定地点のグラフ表示方法についてグラフは、BOD又はCODの75%値の経年変化を表している。

⑤ 池及び小河川の調査結果概要

市内の代表的な3つの池のうち、六万池におけるBOD 75%値は水質目標値を満足しており良好な水質を保っていた。しかし、今池及び野々池では水質目標値を超過しており、富栄養化の影響を受けていることがうかがえる。

市内の代表的な3つの小河川では、権現川及び磐川でBOD 75%値が水質目標値を満たしていたが、藤池川では水質目標値を超過しており、生活排水の影響がうかがえる。

⑥ 地下水の調査結果概要

市内14地点で調査した結果、志方町上富木において鉛が、尾上町長田において砒素が、平岡町土山において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していた。環境基準を超過した井戸及びその周辺井戸について調査を継続していく。

⑦ ダイオキシン類の調査結果概要

河川水質のダイオキシン類濃度の実態を把握するために、市内の2河川について調査を行った結果、環境基準の超過はなかった。結果を表3-3-4に示す。

表3-3-4 ダイオキシン類の調査結果

地点 No.	測定河川	測定地点	ダイオキシン類濃度(水質) pg-TEQ/L	ダイオキシン類濃度(底質) pg-TEQ/g-dry
8	小川	山角橋	0.15	0.78
9	西川	小山橋	0.34	0.85

※基準値：河川水質 1 pg-TEQ/L ， 底質 150 pg-TEQ/g-dry

⑧ 公共用水域の環境基準達成状況表

ア. 人の健康の保護に関する項目の環境基準値達成状況

表 3-3-5 人の健康の保護に関する項目の環境基準値達成状況

項目	水域				海域			
	河川		達成率 (%)		達成率 (%)		達成率 (%)	
	m	n			m	n		
カドミウム	0	11	100		0	3	100	
全シアン	0	11	100		0	3	100	
鉛	0	11	100		0	3	100	
六価クロム	0	11	100		0	3	100	
砒素	0	11	100		0	3	100	
総水銀	0	11	100		0	3	100	
アルキル水銀	0	2	100		0	3	100	
P C B	0	11	100		0	3	100	
ジクロロメタン	0	11	100		0	3	100	
四塩化炭素	0	11	100		0	3	100	
1,2-ジクロロエタン	0	11	100		0	3	100	
1,1-ジクロロエチレン	0	11	100		0	3	100	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0	11	100		0	3	100	
1,1,1-トリクロロエタン	0	11	100		0	3	100	
1,1,2-トリクロロエタン	0	11	100		0	3	100	
トリクロロエチレン	0	11	100		0	3	100	
テトラクロロエチレン	0	11	100		0	3	100	
1,3-ジクロロプロペン	0	11	100		0	3	100	
チウラム	0	11	100		0	3	100	
シマジン	0	11	100		0	3	100	
チオベンカルブ	0	11	100		0	3	100	
ベンゼン	0	11	100		0	3	100	
セレン	0	11	100		0	3	100	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	44	100		0	35	100	
ふっ素	0	11	100		0	0		
ほう素	0	11	100		0	0		
1,4-ジオキサン	0	11	100		0	3	100	

※ 環境基準値を超える検体数 m 総検体数 n
達成率 (%) : $100 \times (1 - m/n)$

イ. 水域別ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準比較状況

表３－３－６ 水域別ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準比較状況

地点No	環境基準類型 指定水域名	地点名	類域指定	調査区分	基準値 (mg/L)	75%値	同水域環境基準値 との比較状況
1	別府川	十五社橋	C	通年調査	5	1.7	○
2	別府川	別府橋	C	通年調査	5	1.4	○
5	喜瀬川	城橋上	D	通年調査	8	3.7	○
11	加古川	堰堤	B	通年調査	3	1.3	○
12	播磨海域（１１）	加古川市沖１	B	通年調査	3	3.1	×
13	播磨海域（１３）	加古川市沖２	A	通年調査	2	3.2	×
14	播磨海域（２）	別府港	C	通年調査	8	3.4	○

※海域の環境基準項目は、ＣＯＤ

ウ. 海域における全窒素及び全りんの水質目標基準比較状況

表３－３－７ 海域における全窒素及び全りんの環境基準比較状況

地点No	環境基準類型 指定水域名	地点名	類域指定	調査項目	基準値 (mg/L)	平均値	同水域環境基準値 との比較状況
12	播磨海域（１１）	加古川市沖１	Ⅲ	全窒素	0.6	0.28	○
				全りん	0.050	0.034	○
13	播磨海域（１３）	加古川市沖２	Ⅱ	全窒素	0.30	0.20	○
				全りん	0.030	0.026	○

エ. 海域における全窒素及び全りんの水質目標基準比較状況

表３－３－８ 海域における全窒素及び全りんの水質目標値比較状況

地点No	環境基準類型 指定水域名	地点名	類型指定	調査項目	水質目標値 (mg/L)	平均値	同水域水質目標値 との比較状況
12	播磨海域（１１）	加古川市沖１	Ⅲ	全窒素	0.2～0.6	0.28	○
				全りん	0.02～0.05	0.034	○
13	播磨海域（１３）	加古川市沖２	Ⅱ	全窒素	0.2～0.3	0.20	○
				全りん	0.02～0.03	0.026	○

表3-3-9 地点総括表

地点 No.	調査内容	水域名 (河川名等)	地点名	pH		DO(mg/L)			BOD(海域はCOD:mg/L)			SS(mg/L)			大腸菌数(CFU/100mL)				
				最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	75%値	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均			
1	通年調査	別府川	十五社橋	7.1～7.6	0 / 12	7.4	5.0～11	0 / 11	7.9	0.9～1.9	0 / 12	1.5	1.7	1～19	0 / 12	6	100～630		220
2	一般調査	別府川	別府橋	7.6～8.0	0 / 4	7.8	4.7～10	1 / 3	6.8	1.0～1.4	0 / 4	1.3	1.4	1～5	0 / 4	3	54～960		130
3	一般調査	養田川	養田1号橋	7.3～7.6		7.5	6.7～11		8.2	1.0～1.7		1.4	1.6	2～10		6	60～310		170
4	一般調査	水田川	山電下	7.4～9.1		8.2	7.7～12		9.9	1.6～6.0		3.5	3.4	3～21		13	66～640		320
5	一般調査	喜瀬川	城橋上	7.6～9.3	2 / 4	8.4	6.6～11	0 / 3	8.8	2.1～3.9	0 / 4	3.1	3.7	3～15	0 / 4	11	50～370		140
6	一般調査	曇川	高田橋	7.6～7.8		7.8	6.1～11		8.7	1.4～3.4		2.5	3.1	3～17		9	65～520		220
7	一般調査	草谷川	上西条橋	6.8～7.1		6.9	7.0～10		8.0	0.7～1.1		1.0	1.1	4～11		7	120～160		130
8	一般調査	小川	山角橋	7.0～7.2		7.1	6.3～14		10	1.0～1.5		1.4	1.5	1～7		4	68～570		140
9	一般調査	西川	小山橋	7.1～7.7		7.5	6.8～15		10	0.8～3.3		1.7	1.5	4～33		16	42～350		110
10	一般調査	法華山谷川	長慶橋	8.1～9.7		9.0	9.4～15		13	2.3～4.3		3.0	2.8	6～12		9	82～210		130
11	一般調査	加古川	堰堤	7.7～8.3	0 / 4	7.9	6.9～13	0 / 3	9.5	0.7～1.6	0 / 4	1.2	1.3	2～4	0 / 4	3	7～160	0 / 4	28
12	通年調査	播磨灘	加古川市沖1	7.9～8.3	0 / 11	8.0	6.2～10	0 / 11	8.5	2.5～3.5	5 / 11	2.9	3.1						
13	通年調査	播磨灘	加古川市沖2	7.9～8.2	0 / 12	8.0	6.9～11	5 / 12	8.5	2.1～3.4	12 / 12	2.8	3.2						
14	通年調査	播磨灘	別府港	7.9～8.2	0 / 12	8.0	6.8～10	0 / 12	9.1	2.4～5.0	0 / 12	3.2	3.4						

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

⑨ 公共用水域水質測定結果

地点総括表

〔生活環境項目〕

(2/2)

表3-3-9 地点総括表

地点 No.	調査内容	水域名 (河川名等)	地点名	全窒素 (mg/L)			全リソ (mg/L)			全亜鉛 (mg/L)		ノニルフェノール (mg/L)		直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (mg/L)	
				最小	～	最大	平均	最小	～	最大	平均	m	n	平均	n
1	通年調査	別府川	十五社橋	0.57	～	1.6	1.2	0.066	～	0.19	0.12		2	<0.00006	2
2	一般調査	別府川	別府橋	0.93	～	0.98	0.96	0.099	～	0.17	0.12		1	<0.00006	1
3	一般調査	養田川	養田1号橋	0.89	～	1.6	1.1	0.074	～	0.25	0.13		1	<0.00006	1
4	一般調査	水田川	山電下	1.0	～	3.5	2.2	0.16	～	0.50	0.26		1	<0.00006	1
5	一般調査	喜瀬川	城橋上	1.0	～	1.7	1.3	0.071	～	0.24	0.13		1	<0.00006	1
6	一般調査	曇川	高田橋	1.4	～	2.1	1.6	0.080	～	0.26	0.15		1	<0.00006	1
7	一般調査	草谷川	上西条橋	1.7	～	3.1	2.4	0.081	～	0.25	0.14		1	<0.00006	1
8	一般調査	小川	山角橋	1.6	～	2.3	1.9	0.11	～	0.26	0.17		1	<0.00006	1
9	一般調査	西川	小山橋	0.68	～	2.1	1.2	0.10	～	0.22	0.15		1	<0.00006	1
10	一般調査	法華山谷川	長慶橋	0.71	～	2.3	1.2	0.11	～	0.29	0.17		1	<0.00006	1
11	一般調査	加古川	堰堤	0.71	～	1.6	0.95	0.037	～	0.32	0.13		1	<0.00006	1
12	通年調査	播磨灘	加古川市沖1	0.20	～	0.37	0 / 11	0.025	～	0.047	0 / 11	0.034	2	<0.00006	2
13	通年調査	播磨灘	加古川市沖2	0.16	～	0.35	1 / 12	0.020	～	0.033	2 / 12	0.026	2	<0.00006	2
14	通年調査	播磨灘	別府港	0.43	～	1.0	0 / 12	0.022	～	0.043	0 / 12	0.032	2	<0.00006	2

(備考) m : 環境基準値を超える検体数 n : 総検体数

⑩ 地下水の環境基準状況

表 3-3-10 地下水の環境基準達成状況

項 目	m	n	達成率
カドミウム	0	6	100
全シアン	0	6	100
鉛	1	13	92
六価クロム	0	6	100
砒素	1	10	90
総水銀	0	6	100
アルキル水銀	0	6	100
P C B	0	6	100
ジクロロメタン	0	6	100
四塩化炭素	0	6	100
クロロエチレン	0	13	100
1,2-ジクロロエタン	0	11	100
1,1-ジクロロエチレン	0	13	100
1,2-ジクロロエチレン	0	13	100
1,1,1-トリクロロエタン	0	13	100
1,1,2-トリクロロエタン	0	10	100
トリクロロエチレン	0	13	100
テトラクロロエチレン	0	13	100
1,3-ジクロロプロペン	0	6	100
チウラム	0	6	100
シマジン	0	6	100
チオベンカルブ	0	6	100
ベンゼン	0	6	100
セレン	0	6	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	10	90
ふっ素	0	6	100
ほう素	0	6	100
1,4-ジオキサン	0	6	100
合 計	3	234	99

m：環境基準値を超える検体 n：総検体数
達成率（％）：100×（1－m/n）

⑪ 池及び小河川の水質目標達成状況

表 3-3-11 池及び小河川の水質目標達成状況

地点No.	池名 小河川名	類 型	目標値 BOD (mg/L)	水質目標 値を超える 検体数	総検体数	最小値～最大値	75%値	目標達成 状況
L 1	今池	Ⅲ	8.0	3	4	3.9 ～ 19	17	×
L 2	野々池	Ⅱ	5.0	1	2	1.6 ～ 22	22	×
L 3	六万池	Ⅰ	3.0	0	3	0.7 ～ 1.7	1.7	○
R Ⅰ	権現川	I-2	3.0	0	4	1.5 ～ 2.3	1.6	○
R 2	磐川	I-2	3.0	0	4	0.7 ～ 1.6	1.1	○
R 3	藤池川	I-2	3.0	3	4	3.0 ～ 6.7	4.6	×

※「第3次加古川市環境基本計画」における分類

(4) 工場・事業場への指導

① 環境保全協定による指導

環境保全協定を締結している 11 事業場について負荷量調査、通常調査、排水水差温調査など延べ 52 回の立入り検査を行った。

協定企業立入検査検体数を、表 3-3-1 2 に示す。

表 3-3-1 2 協定企業立入検査検体数

項 目		総検体数	項 目		総検体数
有害物質	カドミウム及びその化合物	16	有害物質	チウラム	0
	シアン化合物	26		シマジン	0
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及び EPN に限る）	11		チオベンカルブ	0
	鉛及びその化合物	20		ベンゼン	14
	六価クロム化合物	28		セレン及びその化合物	11
	砒素及びその化合物	11		ほう素及びその化合物	11
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	11		ふっ素及びその化合物	20
	アルキル水銀	11		アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	11
	P C B	11		1, 4-ジオキサン	11
	トリクロロエチレン	11	その他の項目	p H	66
	テトラクロロエチレン	11		B O D	26
	ジクロロメタン	11		C O D	137
	四塩化炭素	11		S S	66
	1, 2-ジクロロエタン	11		ノルマルヘキサン抽出物質	66
	1, 1-ジクロロエチレン	11		窒素含有量	137
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	11		燐含有量	137
	1, 1, 1-トリクロロエタン	11		フェノール類含有量	27
	1, 1, 2-トリクロロエタン	11		銅含有量	11
	1, 3-ジクロロプロペン	0		亜鉛含有量	16
物質				溶解性鉄含有量	35
				溶解性マンガン含有量	11
				クロム含有量	11
				アンモニア性窒素	6
				総検体数	1074

② 水質汚濁防止法に基づく指導（環境保全協定締結事業場を除く）

市内の水質汚濁防止法対象事業場等について延べ 35 回の立入り検査を行った。

事業場立入検査検体数を、表 3-3-1 3 に示す。

表 3-3-13 事業場立入検査検体数

項 目		総検体数
有害物質	カドミウム及びその化合物	3
	シアン化合物	3
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びE P Nに限る）	3
	鉛及びその化合物	3
	六価クロム化合物	3
	砒素及びその化合物	3
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	3
	アルキル水銀	3
	P C B	3
	トリクロロエチレン	3
	テトラクロロエチレン	3
	ジクロロメタン	3
	四塩化炭素	3
	1,2-ジクロロエタン	3
	1,1-ジクロロエチレン	3
	シス-1,2-ジクロロエチレン	3
	1,1,1-トリクロロエタン	3
	1,1,2-トリクロロエタン	3
	1,3-ジクロロプロペン	0
項 目		総検体数
有害物質	チウラム	0
	シマジン	0
	チオベンカルブ	0
	ベンゼン	3
	セレン及びその化合物	3
	ほう素及びその化合物	3
	ふっ素及びその化合物	3
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3
	1,4-ジオキサン	3
	p H	34
その他の項目	B O D	34
	C O D	34
	S S	34
	ノルマルヘキサン抽出物質	3
	窒素含有量	34
	燐含有量	34
	フェノール類含有量	3
	銅含有量	3
	亜鉛含有量	3
	溶解性鉄含有量	3
	溶解性マンガン含有量	3
	クロム含有量	3
	アンモニア性窒素	0
	総検体数	297

③ ゴルフ場農薬調査

市内の2箇所のゴルフ場において、農薬を秋季に1回調査した。試料は各ゴルフ場最終調整池にて採水した。試料を検査した結果、いずれの地点・項目においても、指針値を満足していた。

資料〔1〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値 (mg/L)	項 目	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01
鉛	0.01	テトラクロロエチレン	0.01
六価クロム	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002
砒素	0.01	チウラム	0.006
総水銀	0.0005	シマジン	0.003
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01
ジクロロメタン	0.02	セレン	0.01
四塩化炭素	0.002	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
1,2-ジクロロエタン	0.004	ふっ素	0.8
1,1-ジクロロエチレン	0.1	ほう素	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1,4-ジオキサン	0.05
1,1,1-トリクロロエタン	1		

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

1. 河川（湖沼を除く）

項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD : mg/L)	浮遊物質 量 (SS : mg/L)	溶存酸素量 (DO : mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	6.5～8.5	1	25	7.5	20
A	6.5～8.5	2	25	7.5	300
B	6.5～8.5	3	25	5	1,000
C	6.5～8.5	5	50	5	—
D	6.0～8.5	8	100	2	—
E	6.0～8.5	10	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2	—

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする。(海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用水利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

項目 類型	基準値 (mg/L)		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	0.03	0.001	0.03
生物特A		0.0006	0.02
生物B		0.002	0.05
生物特B		0.002	0.04

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

2. 海域

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD : mg/L)	溶存酸素量 (DO : mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	n-ヘキサン抽出物質 (油分)
A	7.8～8.3	2	7.5	300	検出されないこと
B	7.8～8.3	3	5	—	検出されないこと
C	7.0～8.3	8	2	—	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。

項目 類型	基準値 (mg/L)	
	全窒素	全リン
I	0.2	0.02
II	0.3	0.03
III	0.6	0.05
IV	1	0.09

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする

項目 類型	基準値 (mg/L)		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	0.02	0.001	0.01
生物特A	0.01	0.0007	0.006

(3) ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりである。

媒 体	基 準 値
水 質	1 pg-TEQ/L
底 質	150pg-TEQ/g-dry

備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 基準値は、年間平均値とする。

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値 (mg/L)	項 目	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003	1,1,1-トリクロロエタン	1
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
鉛	0.01	トリクロロエチレン	0.01
六価クロム	0.02	テトラクロロエチレン	0.01
砒素	0.01	1,3-ジクロロプロペン	0.002
総水銀	0.0005	チウラム	0.006
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02
ジクロロメタン	0.02	ベンゼン	0.01
四塩化炭素	0.002	セレン	0.01
クロロエチレン	0.002	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10
1,2-ジクロロエタン	0.004	ふっ素	0.8
1,1-ジクロロエチレン	0.1	ほう素	1
1,2-ジクロロエチレン	0.04	1,4-ジオキサン	0.05

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値 については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法 により測定した場合において、その結果が当該方
法の定量限界を下回ることをいう。

4. 土壌汚染

(1) 土壌汚染の概要

土壌は水や大気と比べて移動性が低く、拡散や希釈がされにくい。そのため、土壌が有害物質によって汚染されると、長期間にわたりその場に蓄積され、汚染された土壌を口や肌から直接摂取することや、有害物質が溶け出した地下水を飲用等することにより、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

平成 15 年 2 月 15 日には、土壌の汚染による健康被害を防止するため、調査及び措置の方法を定めた土壌汚染対策法が施行された。土壌汚染対策法の対象となる有害物質は、土壌に含まれることに起因して健康被害を生じるおそれがあるものとして、第 1 種から第 3 種にわたり計 26 物質が指定されており、土地所有者等は、有害物質使用特定施設を廃止したときなど、一定の機会をとらえて土壌汚染の状況を調査し、その結果を市長に報告することが義務づけられている。この調査の結果、汚染の状況が法令に定める基準（指定基準という。資料〔2〕のとおり）に適合しない土地については、基準に適合しない部分について「指定区域」として公示される。

(2) 環境基準

人の健康保護と生活環境保全のために維持することがのぞましい基準として、環境基本法に基づき、鉛、砒素、トリクロロエチレン等 29 項目が土壌の環境基準として定められている（各物質の環境基準を資料〔2〕に示す）。また、ダイオキシン類の土壌の環境基準については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、1000pg-TEQ/g 以下と定められている。

(3) ダイオキシン類調査結果の概要

令和 6 年度は市内 1 ヶ所で測定を行っており、全測定地点において環境基準を達成した。測定結果を表 3-4-1 に示す。

表 3-4-1 土壌中ダイオキシン類濃度の測定結果

測 定 場 所	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)
新野辺南第 2 公園 (別府町)	0.0089

(4) 指定区域の概要

加古川市内において、土壤汚染対策法に基づき指定された区域はこれまで 28 件ある。令和 6 年度末現在では、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等が必要な区域（「要措置区域」という。）が 3 件、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等が不要な区域（「形質変更時要届出区域」という。）が 12 件あり、他 13 件の区域は既に指定が解除されている。指定区域の内容については表 3－4－2 及び表 3－4－3 に示す。

表 3－4－2 要措置区域

指定 番号	指定年月 日	指定区域の住所	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質
1	H16. 2. 6	尾上町長田 519 の一部	360	テトラクロロエチレン
16	H31. 2. 12	平岡町高畑 400 番 1 ほか 2 筆 の一部	4, 444	ふっ素及びその化合物
24	R5. 9. 20	野口町水足字新辻 560 番 107 の一部	500	ベンゼン

※要措置区域においては、現在、措置（1. 原位置浄化、16. 地下水の水質の測定、24. 掘削除去）が講じられている。

表 3－4－3 形質変更時要届出区域

指定 番号	指定 年月日	指定区域の住所	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質
6	H22. 7. 2	平荘町上原 200 番地の一部	1, 100	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
10	H26. 3. 12	志方町上富木 775 番の 1 ほか 2 筆の一部	670	ふっ素及びその化合物
12	H27. 7. 16	尾上町今福 49 番 5 ほか 5 筆 の一部	5, 351. 09	鉛及びその化合物
13	H27. 9. 18	別府町西脇 310 番 3 ほか	10, 963. 93	第 2 種特定有害物質のうち シアン化合物を除く 8 物質 P C B
17	R1. 6. 24	平岡町新在家 1150 番の一部	25, 330. 0	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

指定 番号	指定 年月日	指定区域の住所	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質
20	R4. 5. 23 R4. 11. 21 R5. 9. 15 R6. 10. 18	尾上町池田字美サシ 850 番 23 の一部、850 番 67 の一部、 850 番 75 の一部、850 番 76 の一部、850 番 77 の一部、尾 上町池田字池田開拓 1897 番 1 の一部、1897 番 10 の一部、 1897 番 11 の一部、1897 番 12 の一部、1897 番 14 の一部、 1897 番 15 の一部、1897 番 19 の一部、1897 番 27 の一部	2868. 8	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
21	R5. 1. 13	野口町水足字小橋 179 番 6 の 一部	65. 13	砒素及びその化合物
22	R5. 8. 14	平荘町上原字東山 4 番 1 の一 部、字仁蔵ヶ谷 249 番の一部	2552. 9	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
23	R5. 9. 8 R6. 6. 28	尾上町池田字榮へ 1409 番 1、 1409 番 2、1422 番、1439 番 5、字池田開拓 1908 番 1	44139. 58	ベンゼン 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
25	R5. 9. 20	野口町水足字南山 671 番 8 の 一部、字新辻 560 番 107 の一 部	769. 19	鉛及びその化合物
26	R6. 9. 6	尾上町養田字養田開拓 1554 番 1 の一部、1557 番 1 の一 部、1583 番 1 の一部	820. 22	鉛及びその化合物
27	R7. 2. 28	野口町北野字居龍 367 番 1 の 一部、371 番 3 の一部、374 番の一部、374 番 1 の一部、 字西谷 381 番 1 の一部、388 番 2 の一部、字中岡 393 番の 一部、字池ノ谷 417 番 4 の一 部、420 番 1 の一部、字向新 田 796 番 2 の一部、796 番 8 の一部、800 番 1 の一部	1712. 59	チウラム 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物

資料〔2〕

(1) 土壤環境基準

項 目	基準値 (mg/L)	項 目	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 mg/L かつ 米1kgにつき 0.4 mg以下 (農用地)	1,1-ジクロロエチレン	0.1
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエチレン	0.04
有機りん	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1
鉛	0.01	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
六価クロム	0.05	トリクロロエチレン	0.01
砒素	0.01 mg/L かつ 15 mg/kg (田のみ)	テトラクロロエチレン	0.01
総水銀	0.0005	1,3-ジクロロプロペン	0.002
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006
P C B	検出されないこと	シマジン	0.003
銅	125 mg/kg (田のみ)	チオベンカルブ	0.02
ジクロロメタン	0.02	ベンゼン	0.01
四塩化炭素	0.002	セレン	0.01
クロロエチレン	0.002	ふっ素	0.8
1,2-ジクロロエタン	0.004	ほう素	1
		1,4-ジオキサン	0.05

(2) 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質		指定区域の指定に係る基準	
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン	0.002	－
	四塩化炭素	0.002	－
	1,2-ジクロロエタン	0.004	－
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	－
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	－
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	－
	ジクロロメタン	0.02	－
	テトラクロロエチレン	0.01	－
	1,1,1-トリクロロエタン	1	－
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	－
	トリクロロエチレン	0.01	－
	ベンゼン	0.01	－
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	0.003	45
	六価クロム化合物	0.05	250
	シアン化合物	検出されないこと	50
	水銀及びその化合物	水銀 0.0005 mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15
	セレン及びその化合物	0.01	150
	鉛及びその化合物	0.01	150
	砒素及びその化合物	0.01	150
	ふっ素及びその化合物	0.8	4000
農薬等 (第3種特定有害物質)	ほう素及びその化合物	1	4000
	シマジン	0.003	－
	チオベンカルブ	0.02	－
	チウラム	0.006	－
	P C B	検出されないこと	－
	有機りん化合物	検出されないこと	－

5. 騒音・振動

(1) 騒音・振動の概要

騒音・振動は各種公害の中でも、市民の日常生活の最も身近なところで発生する公害である。その発生源は、工場・事業場の機械音、交通機関、建設・解体工事、店舗・住宅等の生活騒音など、広範囲に及んでいる。市に寄せられる苦情内容も多種多様であり、件数も多い。

事業活動等に伴い相当範囲にわたって発生する場合には、騒音・振動公害として問題になる。騒音・振動は蓄積されるということがなく、発生し消滅する一過性の性質をもち、直接の健康被害・財産的損害が発生することよりも、心理的・感覚的被害が問題となることが多い。

騒音については、その音が好ましいかどうかは、音を聞く人の置かれた状況、騒音の種類・性質によっても異なるため、個人差が大きい。振動についても同様の問題があり、一律に規制基準をもって対応することが難しく、問題解決に苦慮することがある。

工場等の騒音・振動については、発生源対策、建屋対策、特定施設の設置箇所の確認、施設の維持管理などの指導を行い、騒音・振動の低減に努めている。

新幹線及び自動車の騒音・振動については、新幹線鉄道の沿線地域及び主要幹線道路に面する地域での実態を把握するため、定期的に測定調査を行い、関係機関に発生源対策を要望している。また、一般地域についても環境騒音調査を行い、都市環境騒音の実態把握に努めている。

近年、工業地域や既設工場・事業場に近接して、住宅建築が進んでいる傾向もみられ、騒音・振動防止技術がさらに向上されることはもちろん、抜本的対策として、工業団地への移転等により、工場・事業場と住居の分離など、総合的な土地利用の施策が必要と考えられる。

また、生活様式の多様化や住宅の過密化等に伴い、カラオケ、空調室外機等による近隣騒音が問題となっている。近隣騒音の特徴としては、発生量は概して小さく限られた住民にだけ影響を与える場合が多く、日頃の人間関係によっても被害感が左右される傾向がある。法令等で規制することは難しく、お互いに周囲へ迷惑をかけないよう心がけるなど、モラルの向上が望まれるところである。

(2) 環境基準

① 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで、維持されることが望ましい基準として定められた行政目標である。

地域の類型及び道路の状況に応じて、表 3－5－1 のとおり定められている。

表 3－5－1 騒音に係る環境基準(単位：デシベル (dB))

地域の類型	一般地域・道路に面する地域の区分	時 間 の 区 分		用途地域
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)	
AA	区分なし	50	40	特に静穏を要する地域
A	一般地域	55	45	1, 2 種低層、 1, 2 種中高層
	道路に面する地域 (2 車線以上)	60	55	
B	一般地域	55	45	1, 2 種住居、 準住居、市街 化調整区域
	道路に面する地域 (2 車線以上)	65	60	
C	一般地域	60	50	近隣商業、 商業、 準工業、工業
	道路に面する地域 (車線を有する)	65	60	
幹線交通を担う道路に近接する空間 注 1)		70	65	

備考 騒音の測定は、普通騒音計または精密騒音計の A 特性を用い、測定値は時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル (L_{eq}) によって評価することを原則とする。

注 1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び 4 車線以上の市町村道をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間とは道路端から 2 車線以下の道路は 15m、2 車線を越える道路は 20m の範囲とする。

② 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音については表 3－5－1 に示す「騒音に係る環境基準」とは別に、図 3－5－1 に示す指定地域において、表 3－5－2 に示す基準が定められている。また、環境基準の達成に向けた当面の対策として暫定基準を設け、引き続き音源対策を推進している。

表 3－5－2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（単位：デシベル（dB））

地域の類型 注 1)	基準値	地域の類型の意義	用途地域
I	70	主として住居の用に供される地域	1, 2 種低層、1, 2 種中高層、1, 2 種住居、準住居、市街化調整区域
II	75	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域	近隣商業、商業、準工業、工業
	※暫定基準 75	住宅密集地域、住宅集合地域、それに準ずる地域	

注 1) 地域の類型の当てはめをする地域は、新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300m であり、河川敷及び都市計画法の規定による工業専用地域は除く。

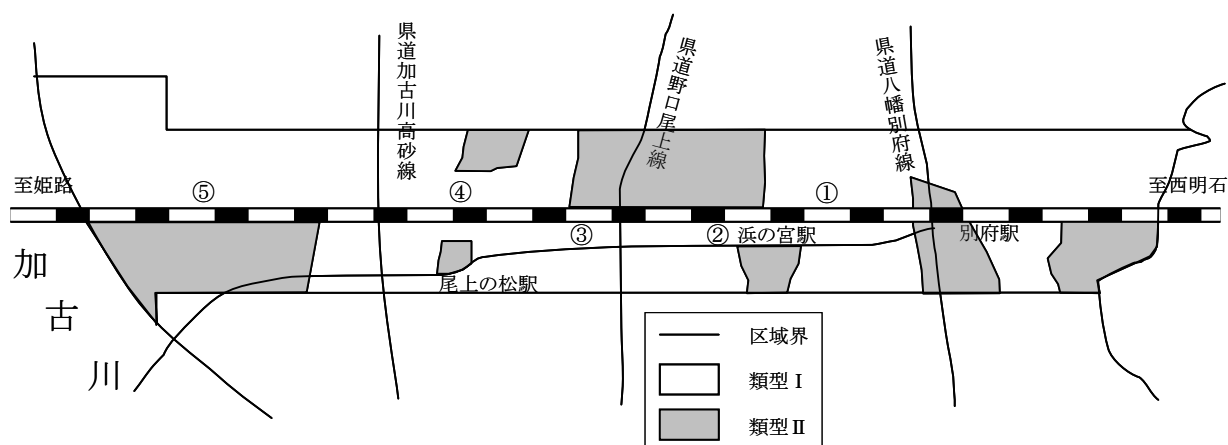


図 3－5－1 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の指定地域

備考：令和 6 年度の測定地点は①～⑤（測定結果は表 3－5－10 参照）

（3）騒音・振動の規制

① 特定工場等の規制

特定工場等における事業活動に伴って発生する騒音・振動については、騒音規制法・振動規制法により、時間及び区域の区分ごとの規制基準（騒音・振動の敷地境界線における大きさの許容限度）が定められており、表 3－5－3 と表 3－5－4 に示す。

表 3－5－3 騒音の規制基準（単位：デシベル（dB））

（特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域の区分）

区域の区分 注 1）	昼間 （8 時～18 時）	朝・夕 （6 時～8 時） （18 時～22 時）	夜間 （22 時～翌 6 時）	用途地域
第 1 種区域	50	45	40	1, 2 種低層
第 2 種区域	60	50	45	1, 2 種中高層、1, 2 種住居、 準住居、市街化調整区域
第 3 種区域	65	60	50	近隣商業、商業、準工業
第 4 種区域	70	70	60	工 業

備考 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

注 1）規制基準および区域区分は告示にて定める。学校・図書館等の一定の施設の敷地の周囲概ね 50m の区域内における基準については、当該基準から 5 デシベル減じた値を規制基準とする（第 1 種区域を除く）。

表 3－5－4 振動の規制基準（単位：デシベル（dB））

区域の区分 注 1）	昼間 （8 時～19 時）	夜間 （19 時～翌 8 時）	用途地域
第 1 種区域	60	55	1, 2 種低層、1, 2 種中高層、1, 2 種住 居、準住居、市街化調整区域
第 2 種区域	65	60	近商、商業、準工業、工業

備考 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を使用し、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いる。

注 1）規制基準および区域区分は告示にて定める。学校・図書館等の一定の施設の敷地の周囲概ね 50m の区域内における基準は当該基準から 5 デシベル減じた値である。

② 特定建設作業の規制

建設工事に伴う特定建設作業（掘削機などの重機を使用する作業）については、騒音規制法・振動規制法・環境の保全と創造に関する条例により、敷地境界線における騒音・振動の大きさの基準や、作業時間・作業日の制限等の規制が定められている。また、特定建設作業を実施する場合は、事前に届出が必要である。

作業の種類は表 3－5－5、表 3－5－6 に、規制基準等は表 3－5－7 に示す。

ア. 作業の種類

表 3-5-5 騒音の特定建設作業

騒 音 規 制 法	兵庫県環境の保全と創造に関する条例
くい打機、くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式、アースオーガー併用作業を除く)	アースオーガーを併用してくい打機を使用する作業 (もんけん、圧入式を除く)
びょう打機を使用する作業	同 左
さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動し、1日に2地点間の移動距離が50m以内に限る)	同 左
空気圧縮機を使用する作業 (電動機使用以外。定格出力が15kW以上の原動機。さく岩機の動力として使用する作業を除く)	同 左
混練容量が0.45 m ³ 以上のコンクリートプラント又は混練容量が200 kg以上のアスファルトプラントを設けて行う作業 (モルタル製造作業以外)	同 左
バックホウを使用する作業 (定格出力80kW以上)	ブルドーザー・パワーショベル等の掘削機械を使用する作業
トラクターショベルを使用する作業 (定格出力70kW以上)	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業
ブルドーザーを使用する作業 (定格出力40kW以上)	

表 3-5-6 振動の特定建設作業

振動規制法・兵庫県環境の保全と創造に関する条例
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式、油圧式を除く)
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動し、1日に2地点間距離が50m以内)
ブレーカーを使用する作業 (手持式を除く。作業地点が連続的に移動し、1日に2地点間距離が50m以内)

イ. 規制に関する基準

表 3-5-7 騒音・振動の特定建設作業規制基準

項 目	規制値 デシベル (dB)	作業禁止時間		1日の作業時間		作業時間	作業禁止日
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
騒 音	85	19時～ 翌7時	22時～ 翌6時	10時間 まで	14時間 まで	連続6日間 まで	日曜日 その他の休日
振 動	75						

注1) 1号区域: 騒音規制法に基づく規制区域が第1種区域～第3種区域及び第4種区域のうち告示で定める学校・図書館等の周囲おおむね80mの区域

2号区域: 1号区域以外の区域

注2) 適用除外

- ア 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- イ 人の生命、身体の危険防止のため必要な場合
- ウ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- エ 道路法による占用許可等または道路交通法による使用許可等に条件が付された場合
- オ 変電所の変更工事が必要な場合

③ 深夜営業騒音等の規制

飲食店営業については兵庫県環境の保全と創造に関する条例により、音響機器の使用時間の制限及び音量の制限が定められている。飲食店営業者は午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、カラオケ装置等の音響機器を使用し、又は使用させることが原則として禁止されており、その規制区域及び規制音響機器は次のとおりである。

規 制 区 域	規 制 音 響 機 器
1. 1,2 種低中高層 1,2 種住居・準住居 近隣商業・準工業 2. 市街化調整区域	1. カラオケ装置 2. 電気蓄音機（光学式のもの及びジュークボックスを含む） 3. 磁気録音再生機 4. 拡声装置 5. 楽 器

※音響機器からの音が、防音装置などによって外部にもれないときは、この制限を受けない。

（４）道路交通騒音・振動に係る要請限度

道路交通騒音・振動が総理府令で定める基準値（「要請限度」という。騒音については表 3－5－8、振動については表 3－5－9）を超えている場合等においては、公安委員会に対する道路交通法の規定による措置の要請、道路管理者に対する意見陳述等ができる。

表 3－5－8 騒音の要請限度（単位：デシベル（dB））

区域の区分 注 1)	車線数	時 間 の 区 分		用途地域
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)	
a 区域	1 車線	65	55	1,2 種低層、 1,2 種中高層
	2 車線以上	70	65	
b 区域	1 車線	65	55	1,2 種住居、準住居、 市街化調整区域
	2 車線以上	75	70	
c 区域	1 車線以上	75	70	近隣商業、商業、 準工業、工業
幹線交通を担う道路に 近接する区域 注 2)		75	70	

表 3-5-9 振動の要請限度（単位：デシベル（dB））

区域の区分 注 1)	昼間 (8 時～19 時)	夜間 (19 時～翌 8 時)	用途地域
第 1 種区域	65	60	1, 2 種低層、1, 2 種中高層 1, 2 種住居、準住居、市街化調整区域
第 2 種区域	70	65	近隣商業、商業、準工業、工業

〔表 3-5-8, 3-5-9 共通〕

注 1) 区域の区分はおおむね用途地域等に対応するが、具体的な区域は市長が指定する。

注 2) 幹線道路を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び 4 車線以上の市町村道をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間とは道路端から 2 車線以下の道路は 15m、2 車線を越える道路は 20m の範囲とする。

※ 騒音の測定値は等価騒音レベル (L_{eq}) で評価する。

※ 振動の測定値は 80% レンジの上端値 (L_{10}) で評価する。

(5) 騒音・振動測定結果

① 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

新幹線鉄道の沿線地域での騒音・振動の実態を把握するため、5 箇所 15 地点で調査を実施した。それぞれの測定結果を表 3-5-10 に示す。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準と比較すると、尾上町口里の 12.5m、25m、長田（下り）の 12.5m、長田（上り）の 12.5m、25m、加古川町稲屋の 12.5m、50m の地点において環境基準を超過していた。また、環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について「勧告指針」と比較すると、すべての地点で勧告指針以下となっていた。新幹線鉄道の騒音・振動については関係機関に「発生源対策の早期実施」、「環境基準の早期達成」及び「振動対策」等、積極的に取り組むよう要望した。

表 3-5-10 新幹線鉄道騒音・振動測定結果（単位：デシベル（dB））

No.	測定地点 (東京起点距離)	上下	測定日	騒音レベル			振動レベル		
				12.5m	25m	50m	12.5m	25m	50m
1	別府町新野辺北町 (583.4 km)	上り	R6.4.25	70	68	64	53	48	42
2	尾上町口里 (584.9 km)	下り	R6.4.23	74	73	68	53	48	47
3	尾上町長田 (585.4 km)	下り	R6.4.22	72	69	67	56	51	44
4	尾上町長田 (585.7 km)	上り	R6.5.2	72	71	65	60	58	50
5	加古川町稲屋 (587.1 km)	上り	R6.5.7	72	70	71	58	52	49

備考 騒音：環境基準（表 3－5－2）全地点 類型Ⅰ
振動：勧告指針 70 デシベル（dB）

② 自動車騒音面的評価結果

加古川市の評価対象路線を含む 31 路線（評価区間延長 150.4 km）の沿道 50m 範囲内の評価対象住居 17,589 戸について、昼間・夜間に分けて騒音面的評価を行った。その結果は、17,264 戸（98.2%）で昼間・夜間とも、60 戸（0.3%）で昼間のみ、101 戸（0.6%）で夜間のみ環境基準を達成しているが、164 戸（0.9%）で昼間・夜間とも環境基準を達成していない。

令和 6 年度の騒音面的評価結果（騒音測定実施路線）を表 3－5－1 1 に、自動車騒音評価対象路線図と路線表を図 3－5－2 及び表 3－5－1 2 に示す。

表 3－5－1 1 騒音面的評価結果（令和 6 年度騒音測定実施 7 路線）

路線 No.	路 線 名	評 価 の 延 長 区 間	評価対象 住居等戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下	
		(km)	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
10	高砂加古川加西線	10.7	230	229	99.6	0	0	1	0.4
16	平荘市場線	3.8	48	47	97.9	0	0	1	2.1
17	野村明石線	1.1	30	30	100	0	0	0	0
19	本荘平岡線	0.9	100	96	96.0	2	2.0	0	0
21	平荘大久保線	4.1	133	133	100	0	0	0	0
26	小原宝殿停車場線	10.1	567	567	100	0	0	0	0
30	市道加古川別府港線	4.4	161	161	100	0	0	0	0

備考 評価対象住居等戸数は、各路線同士交差した部分で評価が重複されている建物戸数を含む。

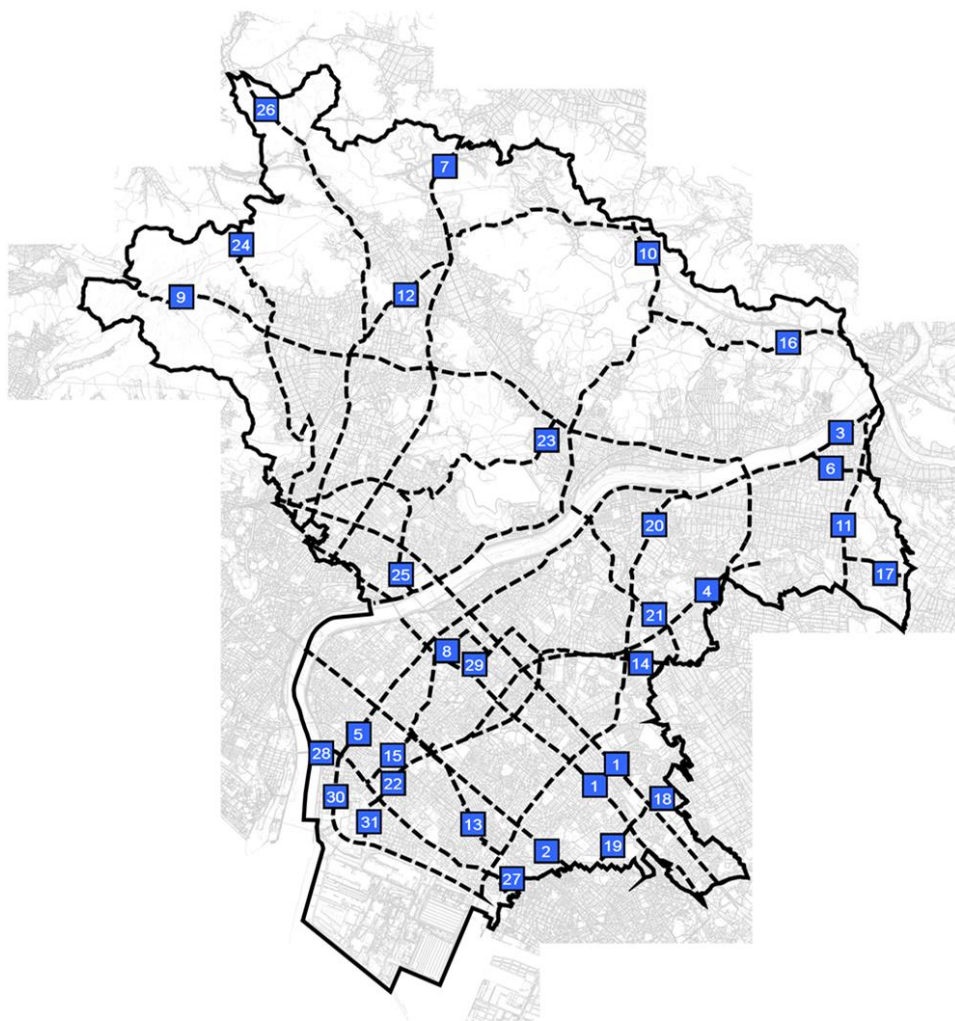


図 3 - 5 - 2 自動車騒音評価対象路線図

表 3 - 5 - 1 2 自動車騒音評価対象路線表

路線 No.	路線名	路線 No.	路線名	路線 No.	路線名
1	一般国道 2 号線 一般国道 2 号線バイパス	12	小野志方線	23	平荘魚橋線
2	国道 250 号線	13	別府港加古川停車場線	24	飾東宝殿停車場線
3	加古川小野線	14	大久保稲美加古川線	25	神吉船頭線
4	加古川小野線 (東播磨南北道路)	15	鶴林寺線	26	小原宝殿停車場線
5	加古川高砂線	16	平荘市場線	27	別府平岡線
6	加古川三田線	17	野村明石線	28	明石高砂線
7	高砂北条線	18	野谷平岡線	29	市道大野平野線
8	加古川停車場線	19	本荘平岡線	30	市道加古川別府港線
9	神戸加古川姫路線	20	八幡別府線	31	市道池田海岸線
10	高砂加古川加西線	21	平荘大久保線		
11	宗佐土山線	22	野口尾上線		

③ 一般環境騒音測定結果

一般地域での環境騒音の実態を把握するため、市内 18 地点で 24 時間等価騒音レベルの測定を行っている。地域類型ごとの測定地点数は、A 類型 6 地点、B 類型 10 地点、C 類型 2 地点あり、その測定結果 (L_{eq}) と測定地点図を表 3-5-13 及び図 3-5-3 に示す。昼間は全地点で環境基準を達成しているが、夜間は 9 地点（令和 6 年度測定分では 6 地点のうち 0 地点）で環境基準を超過している。

表 3-5-13 一般環境騒音測定結果（単位：デシベル（dB））

No.	類型	用途地域	住 所	測 定 地 点	測定日	環境基準		測定値	適否
1	A	1 種中高	尾上町養田 344-6	大崎公会堂	R4. 10. 20	昼	55	49	○
						夜	45	48	×
2	A	1 種中高	尾上町口里 770-37	浜の宮小学校	R4. 10. 20	昼	55	49	○
						夜	45	48	×
3	A	1 種中高	別府町宮田町 3-3	別府公民館	R4. 10. 18	昼	55	48	○
						夜	45	42	○
4	B	1 種住居	別府町西脇 3 丁 目 62	西脇雨水ポンプ場	R4. 10. 18	昼	55	48	○
						夜	45	44	○
5	B	調整	平荘町山角 725-2	両荘みらい学園	R6. 11. 7	昼	55	48	○
						夜	45	42	○
6	B	調整	平荘町小畑 1355-1	西部隣保館	R6. 11. 20	昼	55	48	○
						夜	45	39	○
7	B	1 種住居	志方町志方町 1050	志方小学校	R6. 11. 14	昼	55	47	○
						夜	45	38	○
8	B	調整	志方町東中 200-5	しろやま農業研修 センター	R6. 11. 20	昼	55	47	○
						夜	45	42	○
9	A	1 種中高	米田町平津 108	川西小学校	R5. 12. 19	昼	55	48	○
						夜	45	46	×
10	B	調整	東神吉町神吉 156	東神吉小学校	R5. 12. 19	昼	55	47	○
						夜	45	43	○
11	C	近商	加古川町寺家 町 12-4	加古川公民館	R5. 11. 9	昼	60	56	○
						夜	50	52	×
12	C	工業	平岡町土山 699-2	平岡公民館	R4. 10. 18	昼	60	53	○
						夜	50	51	×
13	B	調整	加古川町大野 931	氷丘公民館	R5. 11. 27	昼	55	51	○
						夜	45	50	×
14	A	1 種中高	新神野 5-1-28	陵北小学校	R6. 11. 7	昼	55	53	○
						夜	45	41	○

No.	類型	用途地域	住 所	測 定 地 点	測定日	環境基準		測定値	適否
15	B	調整	八幡町宗佐 345	八幡小学校	R6. 12. 9	昼	55	47	○
						夜	45	43	○
16	A	1 種中高	平岡町新在家 457-3	旧東加古川公民館	R4. 11. 7	昼	55	51	○
						夜	45	50	×
17	B	2 種住居	野口町良野 890-1	中部中学校	R5. 11. 27	昼	55	50	○
						夜	45	50	×
18	B	2 種住居	野口町良野 1739	加古川市役所南館	R5. 12. 6	昼	55	50	○
						夜	45	47	×

※測定時間は 24 時間

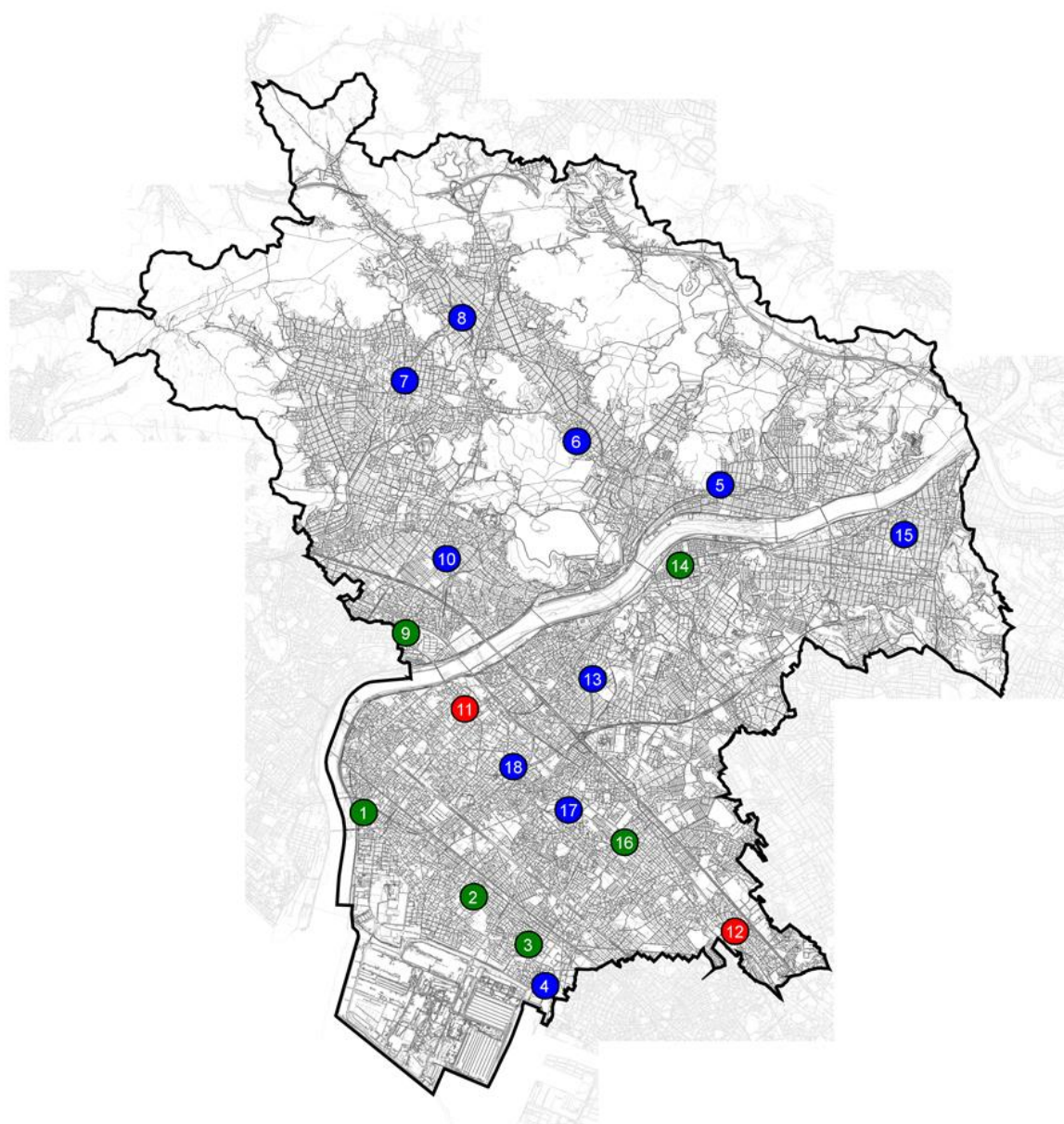


図 3 - 5 - 3 一般環境騒音測定地点図

6. 悪臭

(1) 悪臭の概要

一般にくさい臭い等は、いわゆる“悪臭”として問題となることがあるが、悪臭防止法でいう悪臭とは不快なおおいが原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で、政令で定めるアンモニア等の 22 特定悪臭物質に起因する場合をいう。

においは騒音や振動と同じように感覚的なもので、個人により感じ方もさまざまで、又においの好き嫌いがある。そして、においの濃度によっては、悪臭にもなり、快いにおいにもなる。ひとつの物質だけではなく他の物質との組合せ、時間帯や持続時間などによって、人が悪臭と感じる状態も異なる。悪臭の発生源は、工場・事業場・水路・池・畜産関係等多種多様であり、その発生要素も単純ではなく、防止方法も日常の管理改善から大型の防止施設の設置までいろいろである。また、大部分の成分を除去しても、人間の感覚ではさほど減少せず、除去効率だけでは防止効果を評価しにくい。これらのことに悪臭問題の難しさがある。

悪臭問題のほとんどが苦情の形態で現れる。堆肥化施設・化学工場・塗装工場・畜産等の工場・事業場によるもののほか、水路・池の汚濁が原因となる場合もある。こうした苦情に対し、現地調査や発生源への立入調査を実施し、作業方法の改善、施設の維持管理を徹底させる等の指導を行っている。

(2) 規制地域

悪臭の規制地域は市内全域が指定されており、一般地域と順応地域に分かれている。

(図3-6-1)

順応地域：農業振興地域及び山林原野等で将来畜産農業の立地が予想される区域で、規制基準は一般地域よりも緩和されている。

一般地域：順応地域以外の地域

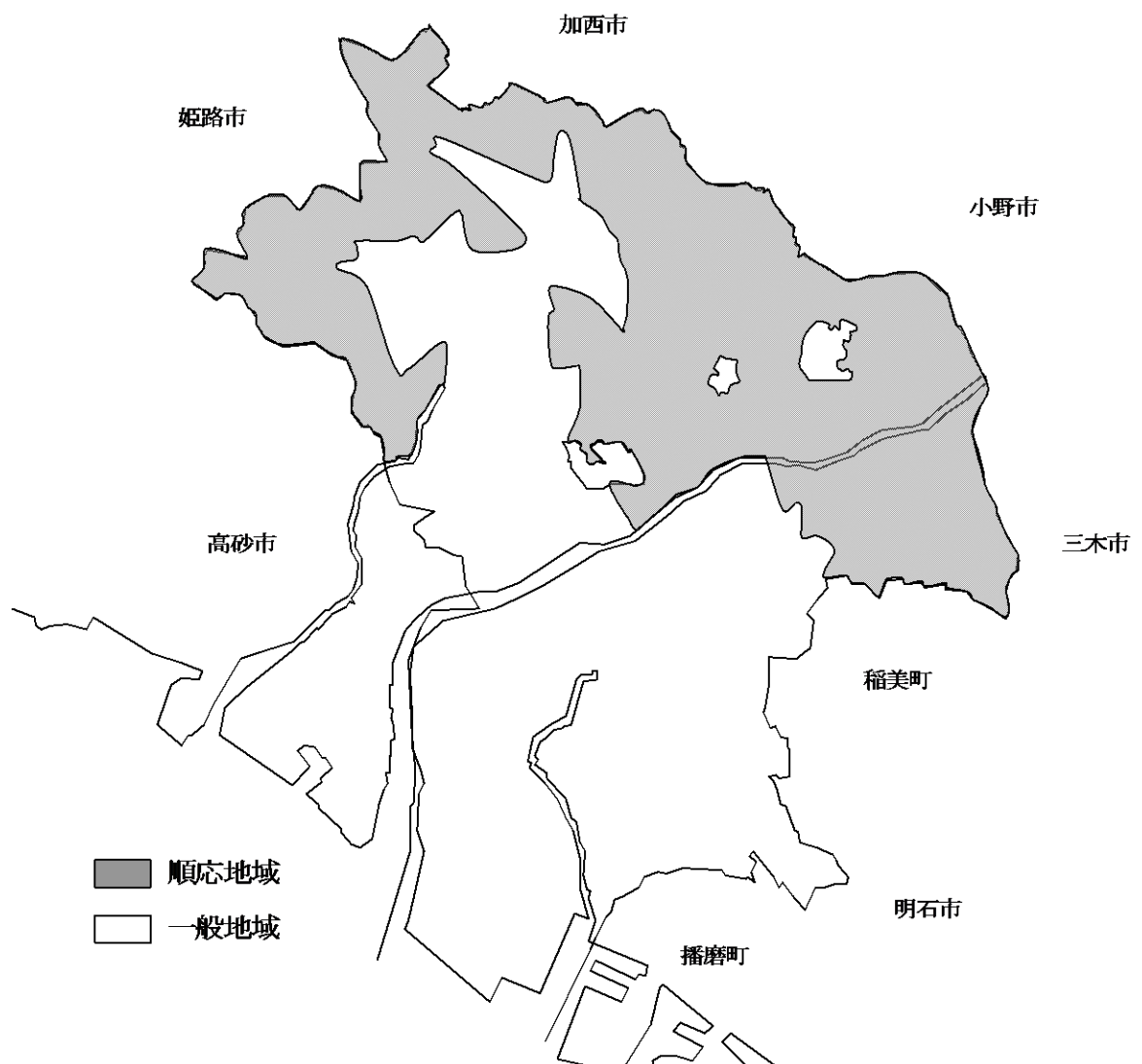


図3-6-1 悪臭規制地域

(3) 規制物質と規制基準

一般地域・順応地域における工場・事業場の敷地境界の地表での規制基準は、表 3－6－1 のとおりで、現在法律で定められているのは 22 物質である。なお、物質により、排出口や排出水中での規制基準が定められている。

表 3－6－1 特定悪臭物質の規制基準（悪臭防止法施行規則第 2 条・別表第 1 参照）

No.	規 制 物 質	化 学 式	臭 気 の 種 類	規制基準 (ppm)	
				一般地域	順応地域
1	アンモニア	NH_3	し尿のようなにおい	1	5
2	メチルメルカプタン	CH_3SH	腐った玉ねぎのようなにおい	0.002	0.01
3	硫化水素	H_2S	腐った卵のようなにおい	0.02	0.2
4	硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツのようなにおい	0.01	0.2
5	二硫化メチル	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツのようなにおい	0.009	0.1
6	トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚のようなにおい	0.005	0.07
7	アセトアルデヒド	CH_3CHO	刺激的な青ぐさい臭い	0.05	0.5
8	プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.05	0.5
9	ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.009	0.08
10	イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.02	0.2
11	ノルマルバレールアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.009	0.05
12	イソバレールアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.003	0.01
13	イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵したにおい	0.9	20
14	酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	刺激的なシンナーのようなにおい	3	20
15	メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	刺激的なシンナーのようなにおい	1	6
16	トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリンのようなにおい	10	60
17	スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのようなにおい	0.4	2
18	キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリンのようなにおい	1	5
19	プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	刺激的な酸っぱいにおい	0.03	0.2
20	ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗臭いにおい	0.001	0.006
21	ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい	0.0009	0.004
22	イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい	0.001	0.01

7. 環境保全協定

地域の環境保全を目的とし、公害を未然に防止するための最大限の努力を図るものとして、行政機関と事業者で取り決めた公害防止協定が廃止され、新たに、共生と循環の環境適合型社会の実現に向けた環境保全対策を推進するという基本理念のもとに、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全を目的とした環境保全協定が、平成 19 年 9 月 26 日に締結された。

現協定は、環境基本法で規定される大気、水質、騒音、振動、悪臭のほか産業廃棄物、緑化、環境管理の徹底、事故時の措置の強化、情報の公開等を含めたものである。事業者は、環境関係法令の遵守はもとより、環境への負荷の低減のために自主的かつ率先的な環境保全活動を行うことが求められている。



※：播磨町との境界工場

（１）環境保全対策

環境保全協定では、大気汚染・水質汚濁等それぞれの項目にわたって環境法令で定められている規制基準よりも厳しい規制を行い、履行を確保するため、行政機関が事業者に対して必要な措置を勧告するとともに、環境関係法令の排出基準等に適合しないばい煙等の排出により、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、事業者に対して事業所の操業短縮又は停止その他必要な措置を指示することを定めている。

大気汚染に関しては、窒素酸化物等の排出量を規制し、有害物質・粉じん等については適切な環境対策を講じることを求めている。水質汚濁に関しては、COD・BOD等の汚濁負荷量及び排水量を事業所全体で規制するとともに、排水口において有害物質の濃度を規制している。騒音・振動・悪臭に関しては、発生源対策を講じ将来に向かって低減を求めている。

その他、事業者には施設の設置・変更を行う際の事前協議、環境管理組織の整備、自動計測器の設置、ばい煙等の排出状況の定期報告、事業所周辺の緑化等を求めている。

（２）立入調査

協定では地域の環境保全を図るために、環境法令で定められている規制基準よりも厳しい協定値を設定し、事業者に対して自主的な環境管理活動の実施を求めている。市は適宜立入調査を行い、ばい煙等の排出状況、公害防止対策の実施状況及び公害防止施設の稼働状況の確認等を行った。令和６年度の立入調査の実施状況を表３－７－１に示す。

表３－７－１ 令和６年度立入調査

	大気	水質	悪臭	騒音他	計
立入回数	40	52	6	13	111
採取検体数	14	137	12	45	208

